

第6次

結 城 市 総 合 計 画 後 期 基 本 計 画

2026－2030

みんなの想いを 未来へつなぐ
活力あふれ文化が薫るまち 結城

6th Yuki City Master Plan (New Basic Plan) 2026-2030



市長あいさつ

本市は、関東平野のほぼ中央、茨城県西部の栃木県との県境に位置し、都心からのアクセスも良く、中世城下町の町割りや神社仏閣、見世蔵などの歴史的な建造物が残る北部市街地、結城駅南部から北西部地域に広がる良好な住宅地、市中央部に位置する工業団地、そして南部にかけて広大な農地を有する、バランスのとれた環境を備えています。また、伝統的な地場産業である結城紬は、古くから受け継がれる独自の技術がユネスコ無形文化遺産に登録されており、世界に誇れる貴重な財産となっております。



本市では、2021（令和3）年3月に「第6次総合計画（前期基本計画）」を策定し、基本構想で掲げる将来都市像の「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいりました。

近年は、本格的な人口減少社会の到来や、AI・ICTをはじめとする技術革新の進展、感染症対策を契機としたライフスタイルの変化、自然災害の大規模・甚大化など、私たちを取り巻く環境は急速に変わりつつあり、市民の価値観やニーズも多様化してきています。

この度、前期基本計画の計画期間が、2025（令和7）年度をもって終了することから、このような状況に柔軟に対応し、本市が将来にわたり持続可能で、誰もが暮らしやすく住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、2030（令和12）年度までの5年間を計画期間とする「第6次結城市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

本計画では、前期基本計画から引き継がれる将来都市像の実現に向けて、「保健・福祉」、「都市・環境」、「産業・観光」、「教育・文化」、「協働・行政」における5つの基本目標に基づき、各種施策に取り組んでまいります。

また、前期基本計画と同様に、東京圏への人口一極集中の是正や地方人口の減少対策に資する事業を重点事業として位置付け、重点プロジェクトとしてとりまとめた「第3期結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定することで、地方創生の取組を推進し、若者や女性をはじめとした、多くの人々に選ばれる活力あるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、幅広いご見識から真摯にご審議を重ねていただきました総合計画審議会の皆さま、市民意識調査や市民ワークショップをはじめ、様々な機会を通して貴重なご意見やご提案をいただきました皆さま、ワークショップ運営から計画策定まで、専門的な視点から総合的なご支援をいただいた白鷗大学など、計画策定にご尽力いただきましたすべての皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後も変わらぬご指導とご協力を賜りますようお願いいたします。

2026（令和8）年3月

結城市長 小林 栄

結城市民憲章

(昭和55年11月10日制定)

結城市は

筑波・日光の二つの山なみを見はるかし

鬼怒の流れ清らかな 美しい自然と

ゆたかな歴史 伝統に恵まれたまちです

このふるさとの誇りを思い さらに伸びゆく

すみよいまちづくりへの願いをこめて

ここに市民憲章を定めます

一、たがいに信じあい 助けあう

あかるいまちを つくりましょう

一、からだをきたえ 仕事にはげむ

生きがいあるまちを つくりましょう

一、教育をおこし 文化をのばす

かおりたかいまちを つくりましょう

一、自然を愛し 水とみどりに澄む

うつくしいまちを つくりましょう

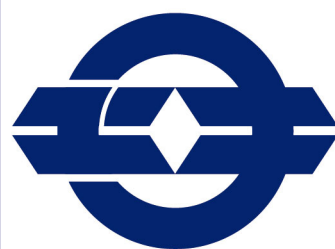
一、伝統を生かし 未来をひらく

ゆたかなまちを つくりましょう



市の木〔桑〕

結城市伝統の結城紬・蚕糸業に深い関係がある桑は、市内に昔から多く植培され、「結城のまち」にふさわしい木です。桑は春の新芽の吹く頃、まばゆいばかりの新緑の美しさを見せます。



市章

「ユーキ（結城）」の端的な表現で、円にしたのは市政の円滑と市民の和を意味し、外側への剣先は、市民の向上と外部への飛躍発展性を表したもので、結城市の発展を象徴しています。



市の花〔ユリ〕

ユリは純日本的な花です。そして、その清楚さは「紬の里」結城のまちに日本美の独特の風情を織り込み、花姿の謙虚さは結城市を象徴しているかのようなようです。

目 次

序 章

1

1	第6次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたって	2
2	第6次総合計画基本構想の概要	4
3	結城市のすがた	8
4	結城市の宝	14
5	結城市を取り巻く時代潮流	17
6	市民意識の概要	24
7	まちづくりの計画課題	27

後期基本計画

33

体系別計画

35

1	みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう	保健・福祉	37
① - 1	未来を担う子どもを育む環境づくり	〔児童福祉〕	38
① - 2	健康長寿で安心できる暮らしづくり	〔健康・医療〕	43
① - 3	地域で支えあう福祉環境の充実		
		〔地域福祉／障害者(児)福祉／低所得者福祉／母子・父子福祉〕	48
① - 4	高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり	〔高齢者福祉〕	53
2	住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう	都市・環境	59
② - 1	コンパクトで魅力あるまちづくり	〔都市計画〕	60
② - 2	快適で住みやすいまちづくり	〔住環境／道路／公共交通〕	64

② - 3	安全に暮らせるまちづくり [防災・防犯]	72
-------	----------------------	----

② - 4	地球環境にやさしいまちづくり [環境共生／生活環境／上下水道]	77
-------	---------------------------------	----

3	歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう	産業・観光	83
---	---------------------------	-------	----

③ - 1	特色ある農業の振興と活性化 [農業]	84
-------	--------------------	----

③ - 2	活力と創造力を育む商工業の振興 [商業／工業]	89
-------	-------------------------	----

③ - 3	地域資源を活用したにぎわいと交流の促進 [観光／シティプロモーション／伝統産業／地方創生]	93
-------	--	----

4	未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう	教育・文化	99
---	-----------------------------	-------	----

結 城 市 教 育 大 綱

④ - 1	地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり [学校教育]	100
-------	--------------------------------------	-----

④ - 2	生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造 [生涯学習／地域教育／青少年の健全育成／芸術・文化]	106
-------	---	-----

④ - 3	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進 [スポーツ・レクリエーション]	111
-------	--	-----

④ - 4	多様性を尊重し合える社会づくり [男女共同参画・人権／国際交流・多文化共生／地域間交流]	115
-------	---	-----

5	みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう	協働・行政	119
---	-------------------------	-------	-----

⑤	「チャレンジする市役所」への変革	第5次結城市行政改革大綱・改訂版	120
---	------------------	------------------	-----

⑤ - 1	市民と行政がともに支えあう体制づくり [市民参加／情報発信・公開／広聴広報／コミュニティ／ボランティア]	124
-------	---	-----

⑤ - 2	自立した行政経営の構造づくり [行財政運営／広域連携]	127
-------	-----------------------------	-----

⑤ - 3	情報化社会に対応した行政サービスの向上 [行政サービス／情報化／個人情報保護]	132
-------	--	-----



重点プロジェクト

135

結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略〔第3期〕

- 1 重点プロジェクトについて 136
- 2 重点プロジェクトの構成と目標 139
- 3 重点プロジェクトの内容 140



資料編

149

- 1 計画策定の体制と経緯 150
- 2 結城市総合計画審議会 諮問・答申 161
- 3 市民意識調査の結果 163
- 4 市民ワークショップ提案内容 171
- 5 若手職員未来デザインチーム提案内容 174
- 6 施策・事業・指標一覧 176
- 7 用語解説 190

第6次

結 城 市 総 合 計 画 後 期 基 本 計 画

2026—2030

6th Yuki City Master Plan (New Basic Plan) 2026-2030

結 城 市



序 章

1	第6次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたって	— 2
2	第6次総合計画基本構想の概要	— 4
3	結城市のすがた	— 8
4	結城市の宝	— 14
5	結城市を取り巻く時代潮流	— 17
6	市民意識の概要	— 24
7	まちづくりの計画課題	— 27

1-1 計画の目的

本市では、2025（令和7）年度を目標年次とする「第6次結城市総合計画（前期基本計画）」を2021（令和3）年3月に策定し、将来都市像を「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」として、その実現のため各種施策を実施してきました。

近年においては、本格的な人口減少社会の到来による人口構造の変化、デジタル化をはじめとした技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症対策を契機としたニューノーマル*（新しい生活様式）への対応など、本市を取り巻く環境の急速な変化とともに、直面する課題は複雑多岐にわたっています。また、国際化の進展等によるダイバーシティ*社会への理解促進や、多発する大規模自然災害に対する安全・安心への意識の高まりなど、市民の価値観やニーズも多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応しつつ、本市の将来にわたる持続可能性の確保と地域幸福度*（Well-being^{ウェルビーイング}）の向上を図るためには、行政と市民との協働*や産官学連携に積極的に取り組み、既存の知識や経験にとらわれない新たな行政運営が必要となります。また、生涯にわたる健康づくりや未来を担うこどもたちの無限の可能性を引き出す教育に、積極的に取り組むことが必要となります。

こうした時代の潮流に即しながら、本市を取り巻く課題への対応と総合的でバランスのとれたまちづくりの実現を図るため、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5年間を計画期間とする「第6次結城市総合計画（後期基本計画）」を策定します。

なお、本計画は、前期計画に引き続き、本市の人口減少対策に資する事業を重点プロジェクトに位置付け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体化した計画とします。

① - 2 計画の構成

総合計画は、将来にわたるまちづくりの目標を明らかにし、市が策定するすべての計画の基本となる、行政運営の基本方針を示した市の最上位計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画の3つで構成されます。

① 基本構想

基本構想は、結城市の将来都市像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものです。

基本構想の期間は、2021（令和3）年度～2030（令和12）年度の10年間です。

② 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の方向性、達成目標、主要事業などを明らかにするものです。

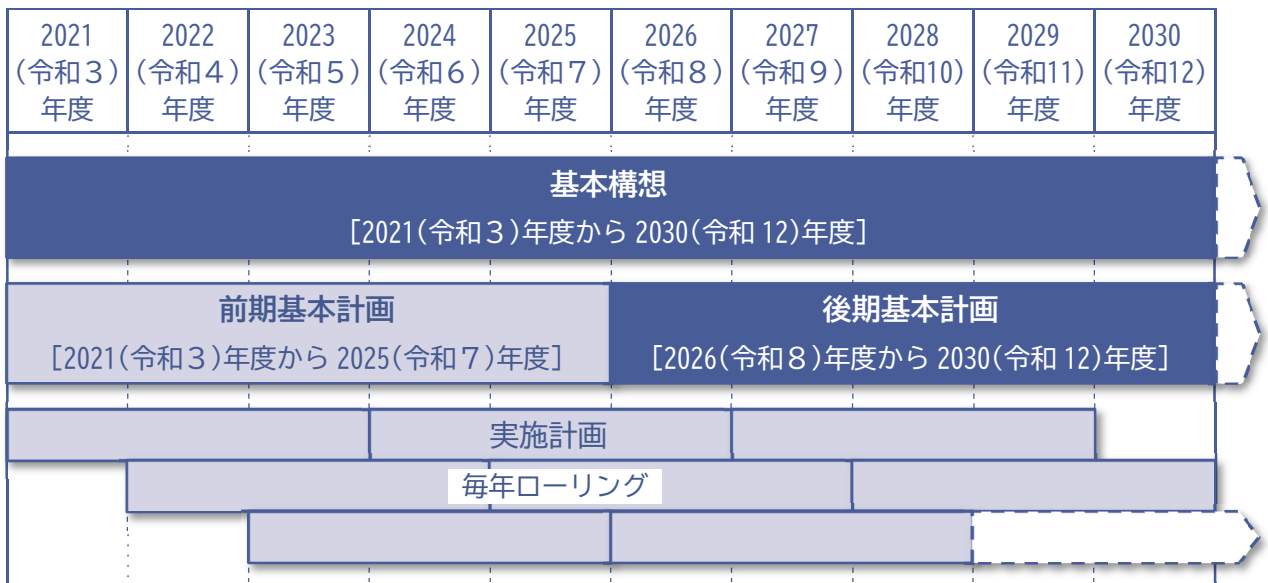
基本計画の期間は、前期基本計画が2021（令和3）年度～2025（令和7）年度の5年間、後期基本計画が2026（令和8）年度～2030（令和12）年度の5年間です。

③ 実施計画

基本計画に位置づけられた施策・事業を推進するため、財政的な裏付けを持たせた具体的な計画で、毎年度の事務執行の指針となるものです。

実施計画の期間は3年間とし、ローリング方式により毎年必要な調整を行います。

■ 計画の構成と期間



(1) 基本理念

基本理念は、「結城を未来へつなぐ 新たな魅力あるまちづくり」を念頭に置きながら、次の3つとしています。

- 健幸※で安全・安心に暮らせるまちづくり
- 地域資源を活用した魅力と活力あるまちづくり
- みんなの協働で未来を切り拓くまちづくり

※ 健幸：健やかで幸せな生活（医学的に健康な状態のみならず、生きがいを持ち豊かな生活を送れること）

(2) 将来都市像

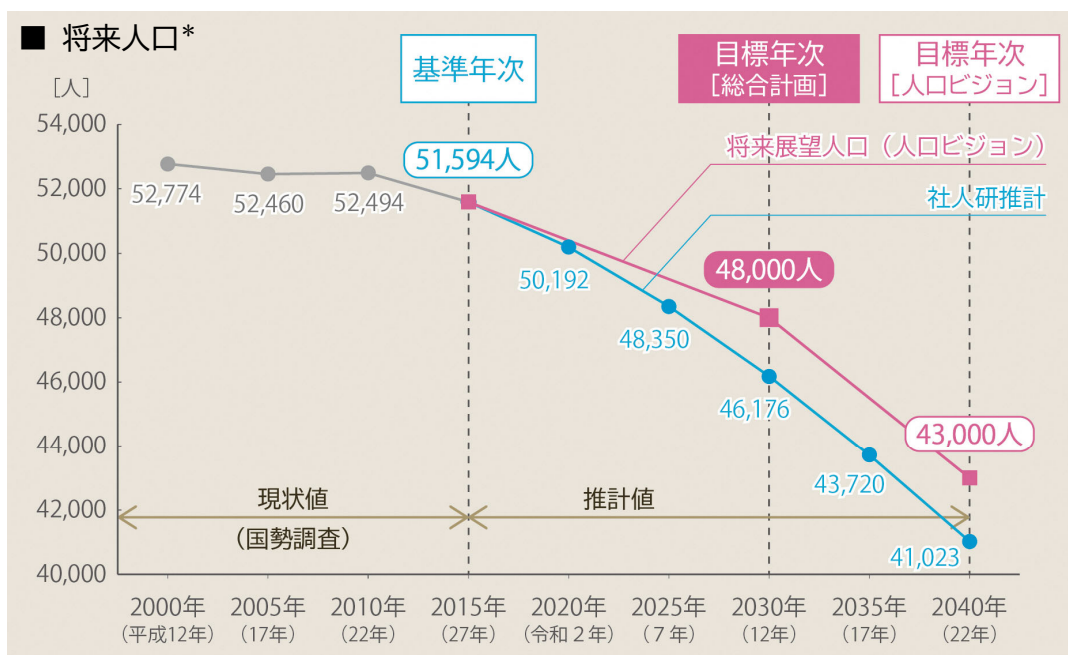
将来都市像は、歴史や伝統、自然環境などを次代に継承しつつ、地域資源*として活用しながら、誰もが住みたい、住み続けたいと思える、魅力と個性あるまちを新たに創造していくことを目指し、次のように設定しています。

みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城

(3) 将来人口

本市においては、単年で転入超過を示す年がある一方、今後も大幅な自然減による人口減少や少子高齢化が進むと予測されます。

そのため、第6次結城市総合計画においても、結城市人口ビジョン（2020 改訂版）で目指す姿を前提とし、2040（令和 22）年の人口 43,000 人を実現できるよう、総合計画の目標年次である2030（令和 12）年の人口を 48,000 人に設定し、転入人口の増加や転出人口の抑制などにより、人口の減少を抑制していくことを目指すとしています。



(4) 都市空間整備構想

本市の都市空間整備構想は、誇れる歴史・文化の継承と、豊かな自然や田園環境との共生、快適な環境の創造を目指し、次の3つの視点から推進します。

- 誰もが安全・安心に生き生きと暮らせるまちづくり
- 市民が誇れる地域資源を活用した魅力と個性あるまちづくり
- いつまでも快適に暮らせるコンパクトなまちづくり

(5) 土地利用構想

本市の土地利用構想は、「拠点」、「軸・ネットワーク」、「ゾーン」の3つの視点で整理し、次のように推進します。

拠 点

都市の発展や地域の活性化を目指し、ＪＲ結城駅周辺や工業団地、地域の核となる施設や史跡等を拠点として位置付け、地域の特性を踏まえながら、効果的な活用を図ります。

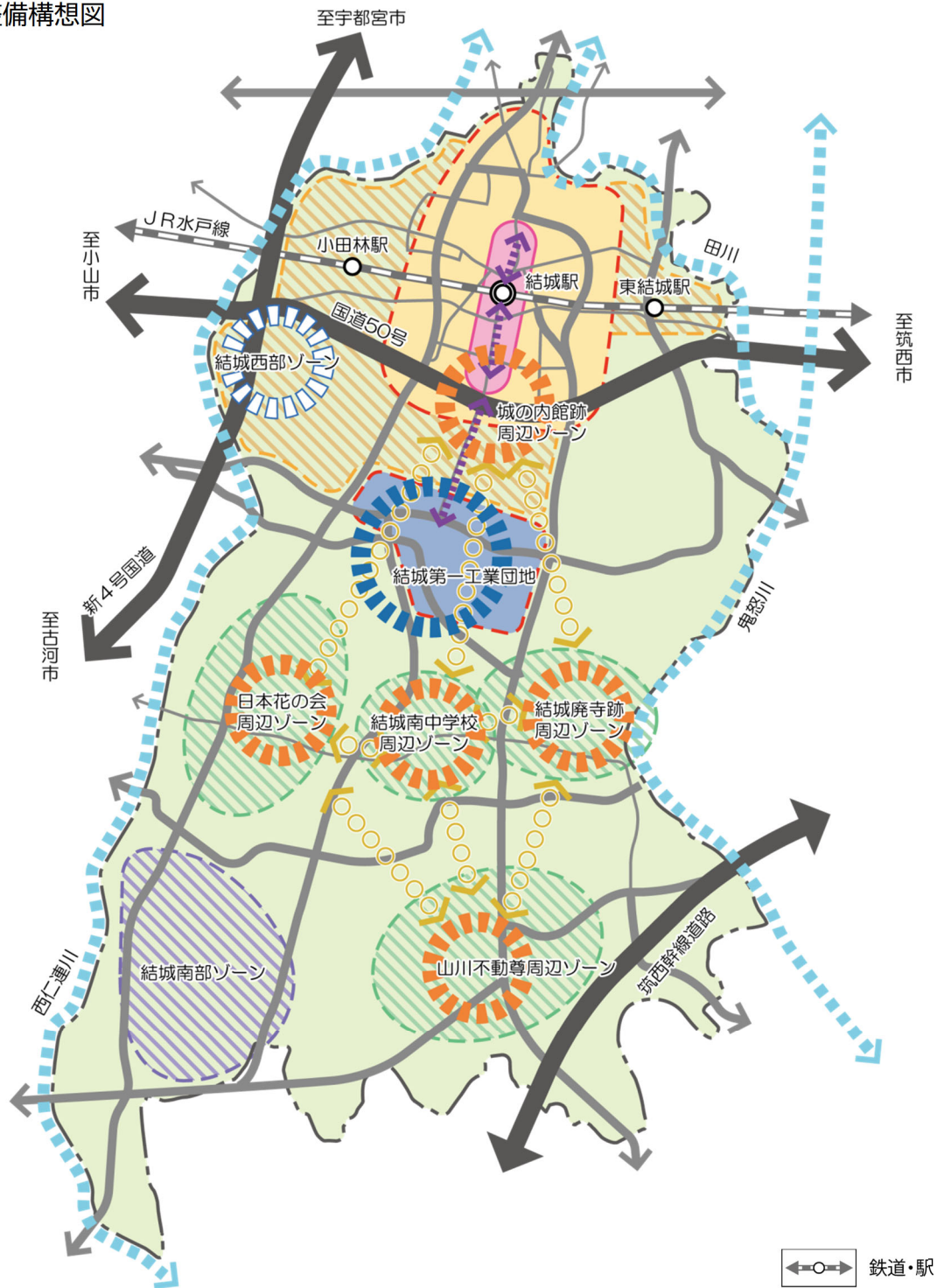
軸・ネットワーク

都市間・地域間の連携を強化し、特色ある一体的な都市空間構造を形成するため、景観等に配慮しながら、骨格的交通網や河川等を軸・ネットワークとして位置づけ、交流ネットワークの形成を図ります。

ゾ ーン

都市の健全な成長と良好な環境の形成に向けて、市街地と農業地域の共存に留意しながら、各地域特性に応じた土地利用を推進し、適切な都市機能の配置と集積に努めます。

■ 都市空間整備構想図



拠 点		軸・ネットワーク		ゾ ーン	
	産業拠点		交通網の形成(広域)		市街地ゾーン
	産業拠点(検討)		交通網の形成 (都市間・都市内)		商業地ゾーン
	地域活性化拠点		南北都市軸		住宅地ゾーン
			水と緑の軸等の形成		産業ゾーン
			その他の拠点等の ネットワーク		
					田園環境ゾーン
					重点整備ゾーン
					複合整備ゾーン
					市街化想定ゾーン



(6) 施策体系

施策体系は、まちづくりの目標に基づき、次のように設定します。

また、本総合計画と行政改革大綱の整合性を図り、行政経営を着実に推進するため、行政改革大綱を基本目標の1つに位置づけ、一体的な運用を図ることとします。

■ 施策体系

まちづくりの目標 [基本目標]	[基本施策]
① みんなで支えあい 安心して暮らせる 地域福祉を目指そう 保健・福祉	未来を担う子どもを育む環境づくり [児童福祉]
	健康長寿で安心できる暮らしづくり [健康・医療]
	地域で支えあう福祉環境の充実 [地域福祉/障害者(児)福祉/低所得者福祉/母子・父子福祉]
	高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり [高齢者福祉]
② 住みたい・住み続けたい 安全・快適な 都市を目指そう 都市・環境	コンパクトで魅力あるまちづくり [都市計画]
	快適で住みやすいまちづくり [住環境/道路/公共交通]
	安全に暮らせるまちづくり [防災・防犯]
	地球環境にやさしいまちづくり [環境共生/生活環境/上下水道]
③ 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある 産業を目指そう 産業・観光	特色ある農業の振興と活性化 [農業]
	活力と創造力を育む商工業の振興 [商業/工業]
	地域資源*を活用したにぎわいと交流の促進 [観光/シティプロモーション*/伝統産業/地方創生*]
④ 未来を担う子どもと 生き生きした市民を育む 地域を目指そう 教育・文化	地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり [学校教育]
	生涯学習*環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造 [生涯学習*/地域教育/青少年の健全育成/芸術・文化]
	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進 [スポーツ・レクリエーション]
	多様性を尊重し合える社会づくり [男女共同参画・人権/国際交流・多文化共生*/地域間交流]
⑤ みんなの協働で進める 持続可能な 行政を目指そう 協働・行政	市民と行政がともに支えあう体制づくり [市民参加/情報発信・公開/広聴広報/コミュニティ/ボランティア]
	自立した行政経営の構造づくり [行財政運営/広域連携]
	情報化社会に対応した行政サービスの向上 [行政サービス/情報化/個人情報保護]

「チャレンジする市役所」への変革！「行政改革」

3-1 本市の概況と基礎データの収集・分析

(1) 位置・地勢

本市は、関東平野のほぼ中央、茨城県西北端の県境に位置し、東は鬼怒川の清流をはさんで筑西市と、南は古河市、八千代町と隣接し、北西は西仁連川（江川）を隔てて栃木県小山市に接しており、茨城県の西の玄関口となっています。

市域の北端の市街地は中世城下町の名残をとどめる数少ない都市であり、市域の南部は農業地域になっています。地形は平坦で関東ローム層に覆われており、利根川の支流である鬼怒川・田川と西仁連川の河川にはさまれた、常総台地の一つである「結城台地」と呼ばれる海拔 20～45 メートルの標高をもつ比較的高いゆるやかな低稜傾斜地帯です。

農業地域は、鬼怒川流域で最も安定した肥沃な沖積層の水田地帯と、洪積層の畑地に分かれます。古くから農業が盛んで、関東平野のなかでも比較的安定した農業地域であり、米穀はもとより、首都圏の生鮮野菜供給地として、白菜・とうもろこし・トマトなど多くの露地野菜が生産されています。

■ 結城市の位置

位置と地形

面積	65.76km ²
広がり	東西 6.0km 南北 13.0km
経緯度	北緯 36 度 18 分 東経 139 度 52 分
海 抜	38.6m
市庁舎所在地	結城市中央町二丁目 3 番地

位置図



③ - 2 沿 革

縄文時代
弥生時代
古墳時代

- 本市は鬼怒川、田川沿岸の結城野に位置し、古代（奈良・天平）から総（ふさ＝麻）や穀（ゆう＝木綿）の産地として総（ふさ）の国「ゆうき」と呼ばれ、古くから農耕文化が栄えてきました。これは、水運の便とあいまって地理的にも経済的にも開けたためであり、市内に現存する多くの古墳や出土品、遺跡等によってうかがい知ることができます。

奈良時代
平安時代
鎌倉時代
室町時代
戦国時代

- 大化の改新以後、全国的に律令制度が整備され、総の国は、上・下に分かれ、下総の国の一部として結城郡が成立したと伝えられています。その郡庁舎は、現在の鹿窪運動公園周辺にあったと想定されており、当時からこの地域の中心として栄えました。この繁栄の証のひとつが、「結城廃寺」です。結城廃寺は、八世紀前半の奈良時代初めに建てられた大きな寺院で、室町時代の中頃まで約700年続きました。
結城初代当主である結城朝光が平安時代末頃に結城を領地として以来、結城城や城の内館などが築かれ、結城家歴代の城下町として、さらに常陸紬（結城紬）の特産地として発展してきました。

安土桃山時代
江戸時代

- 江戸時代には結城水野家の城下町となり、結城紬をはじめ各種農産物の集散地として商圈が拡大しました。当地方で織られる「結城紬」は「地機（じばた）」という我が国最古の織機を使って生産され、国の重要無形文化財*に指定されています。

明治時代
大正時代

- 明治時代の廃藩置県により茨城県の町村となり、日清戦争を契機として結城町の産業経済は大きく発展しました。
また、明治初期から大正期にかけて、紬問屋や商店、味噌・醤油の醸造蔵など、数多くの蔵造りの建物が建てられ、1889（明治22）年には水戸鉄道（現在のＪＲ水戸線）が開通し、結城駅が開業しました。

昭和時代

- 1954（昭和29）年に結城紬をはじめ農産物の生産を主とした生活圏を同じくする絹川村・上山川村・江川村・山川村の南部4村が結城町と合併し、市制を施行しました。
市制施行後は高度経済成長の波に乗り、人口が増加し、宅地開発や上下水道の整備、保育所、小中学校の建設など、都市としての機能が充実され、現在の市の基礎がつくられました。

平成時代

- 時代が平成に変わってからは、更に施設の充実化が図られ、1991（平成3）年には、市民文化センター「アクロス」が開館しました。2004（平成16）年には市制50周年を迎え、結城市民情報センター・ゆうき図書館が開館しました。
また、国道50号結城バイパスの全線四車線化により、沿線へ商業施設の充実が図られ、区画整理事業による住宅地の整備や結城第一工業団地の整備など、北関東の中核都市*として着実に発展を続けることができました。
2010（平成22）年にはユネスコ無形文化遺産*に結城紬が登録され、また、2012（平成24）年に市のマスコットキャラクターとして「まゆげった」が誕生したことは、本市のさらなる知名度とイメージの向上につながっています。

令和時代

- 2019（令和元）年には、いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会2019が開催され、本市内でも競技が行われるとともに、2020（令和2）年には新市庁舎が完成するなど、さらなる本市の発展に向けたまちづくりを進めています。
また、今でも市内には神社・寺院等が数多く点在し、街並みには見世蔵*や町屋づくりの建築がみられ城下町のなごりを残しています。

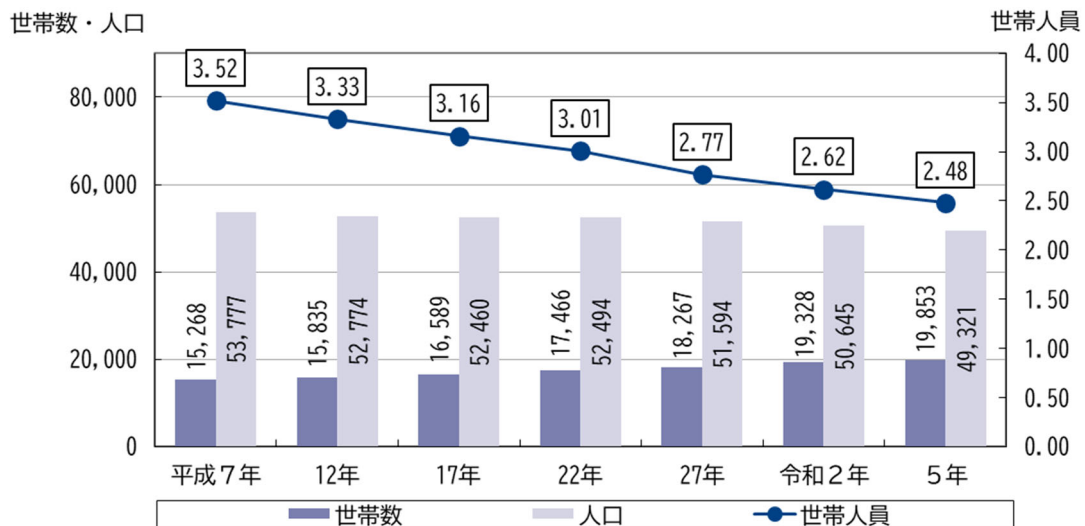
③-3 人口・土地利用・産業等

(1) 人口・世帯数

本市の人口・世帯数・世帯人員の推移を見ると、人口は2010（平成22）年以降に微減、世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向にあります。2023（令和5）年では、49,321人、19,853世帯、2.48人／世帯となっています。

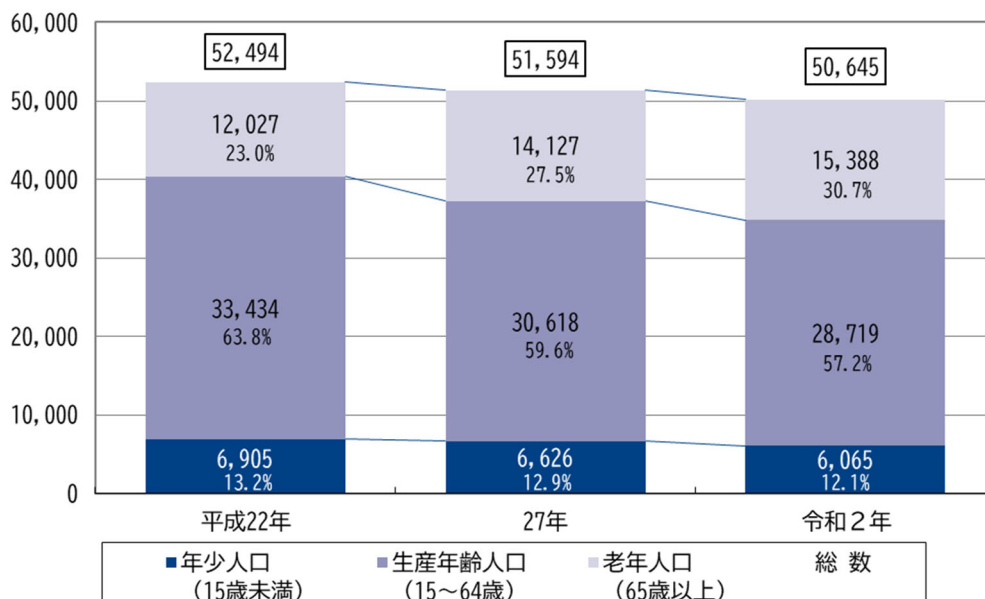
また、年齢別人口構成の推移を見ると、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口の割合が経年的に減少し、一方、65歳以上の老年人口の割合が増加しています。2020（令和2）年における年少人口の割合は6,065人（12.1%）、生産年齢人口は28,719人（57.2%）、老年人口は15,388人（30.7%）となっています。

■ 結城市の人口・世帯数・世帯人員の推移



資料：「国勢調査」 ※令和5年は「茨城県の人口」常住人口調査

■ 結城市の年齢別人口構成の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在） ※割合は年齢不詳を除く

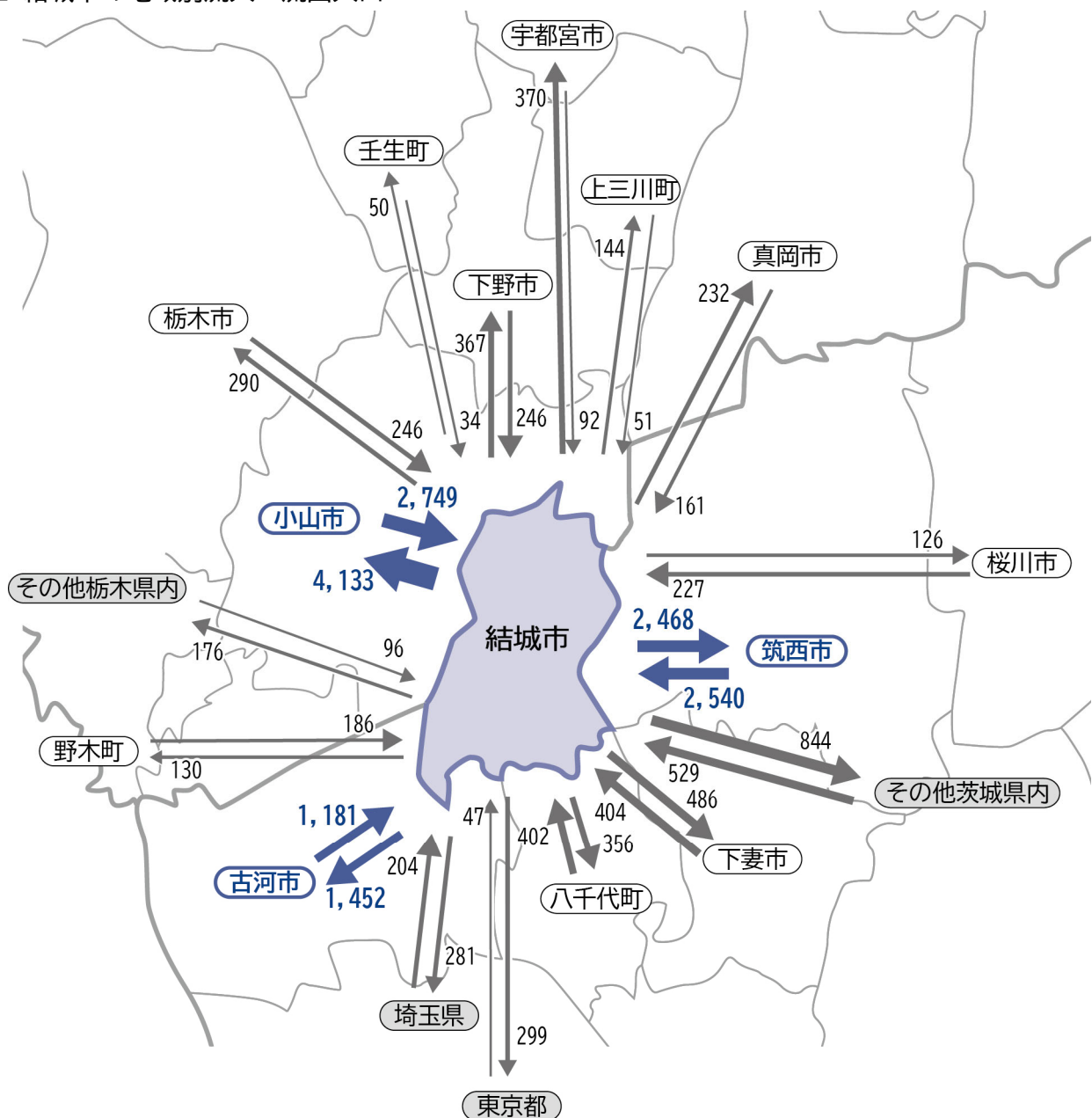
(2) 流動人口

2020(令和2)年における本市の地域別流入・流出人口を見ると、流入人口は、小山市が2,749人で最も多く、次いで筑西市が2,540人、古河市が1,181人となっています。

一方で、流出人口は、小山市が4,133人で最も多く、次いで筑西市が2,468人、古河市が1,452人となっています。

地域別に流入と流出の差を見ると、小山市が1,384人の流出超過で最も多くなっています。また、桜川市では101人の流入超過で最も多くなっています。

■ 結城市の地域別流入・流出人口



資料：「国勢調査」

(3) 年齢階級別人口減少率

本市の年齢階級別人口減少率（平成 27 年から令和 6 年）を見ると、0～14 歳では-21.14%、15～34 歳では-13.24%、25～44 歳男性では-17.78%、25～44 歳女性では-24.84%となっており、総人口の-5.48%よりも減少率が高くなっています。

また、全国や茨城県と比較すると、総人口、0～14 歳、15～34 歳、25～44 歳男性、25～44 歳女性ともに、本市の減少率が上回っています。

■ 年齢階級別人口減少率（平成 27 年から令和 6 年）

年齢階級	全国	茨城県	結城市
総人口	-2.61%	-3.89%	-5.48%
0～14 歳	-12.77%	-16.41%	-21.14%
15～34 歳	-7.93%	-12.06%	-13.24%
25～44 歳男性	-15.90%	-16.48%	-17.78%
25～44 歳女性	-17.03%	-19.88%	-24.84%

資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

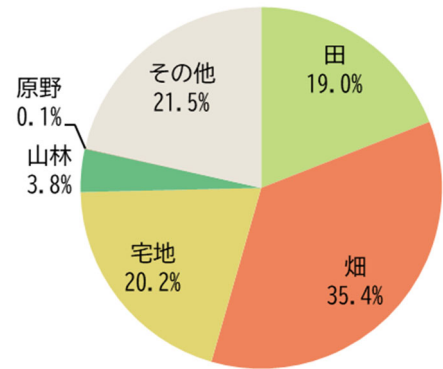
第 4 表「市区町村別年齢階級別人口」総務省」から市独自に作成

(4) 土地利用

本市における地目別面積の推移を見ると、田、畑、山林は減少し、その他は概ね増加傾向となっています。

2024（令和 6）年における地目別面積の構成を見ると、畑が 4 割近くを占め、次いで宅地、田が 2 割近くを占めています。

■ 地目別面積の構成



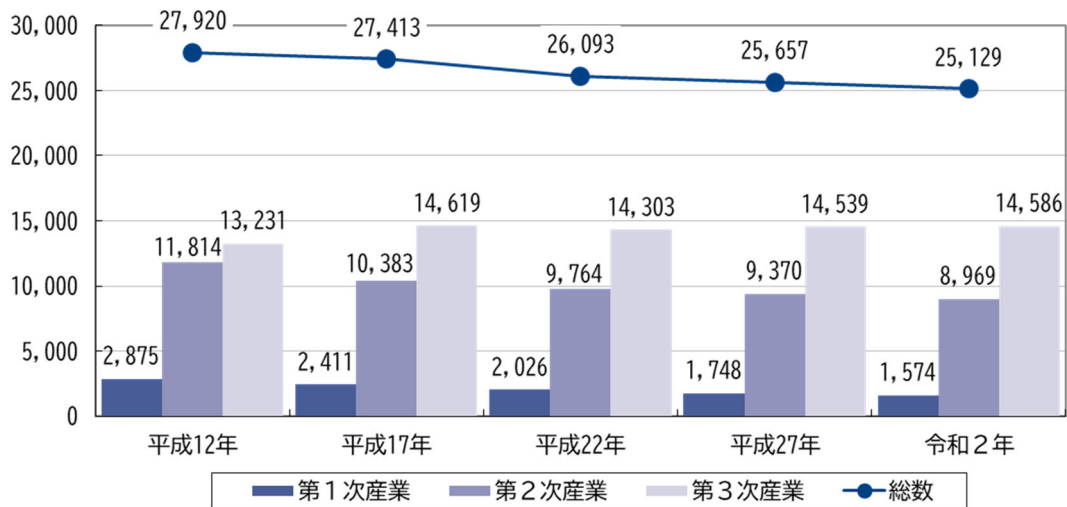
資料：「固定資産概要調書」税務課（2024（令和 6）年 1 月 1 日現在）

(5) 就業人口

本市の就業人口構成の推移を見ると、第1次・第2次産業は減少傾向にあります。また、第3次産業は増加傾向にありましたが、2005（平成17）年以降は概ね横ばいとなっています。

2020（令和2）年では、第3次産業が58.0%で半数以上を占めています。一方で、第1次産業は6.3%で1割を切っています。

■ 結城市の就業人口構成の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 産業別就業者割合

結城市及び近隣自治体の産業別就業者割合を見ると、第3次産業への就業割合が高い地域では、25～44歳女性の人口増減率が比較的良好である傾向が見られます。

■ 結城市及び近隣自治体の産業別就業者割合

項目		結城市	筑西市	桜川市	古河市	下妻市	小山市	下野市	野木町	つくば市	宇都宮市
第1次産業	男	3.94	4.41	4.3	2.16	3.83	2.01	3.56	2.53	1.57	1.39
	女	2.52	3.05	2.87	1.4	2.26	1.47	2.77	1.91	0.96	1.02
	計	6.46	7.46	7.17	3.56	6.09	3.48	6.32	4.44	2.53	2.41
第2次産業	男	26.26	24.55	24.02	26.56	25.12	24.7	19.47	23.45	14.62	20.38
	女	10.57	10.55	10.68	11.06	11.75	7.9	6.55	9.43	4.66	6.02
	計	36.83	35.1	34.7	37.63	36.87	32.6	26.01	32.88	19.28	26.4
第3次産業	男	26.14	26.78	26.97	28.02	26.93	30.47	32.34	30.68	40.36	35.43
	女	30.56	30.67	31.15	30.8	30.12	33.46	35.33	32	37.84	35.76
	計	56.7	57.44	58.12	58.81	57.04	63.93	67.66	62.68	78.2	71.19
25～44歳女性人口増減率		-3.61	-1.81	-4.3	-1.46	-1.42	-1.24	-1.56	-3.97	0.38	-2.13

資料：国勢調査

本市には、歴史・文化、伝統工芸・伝統産業、イベント・祭り、自然環境、交通、都市基盤、産業など、様々な生かすべき財産があります。

1 歴史・文化

本市の北部市街地には、主に明治時代初期から大正時代に建てられた見世蔵*など、歴史的な建築物や古い街並みが残っています。また、市内には、山川不動尊や結城廃寺跡、水野忠邦の墓など、数多くの神社、寺院、史跡が存在しています。



見世蔵



山川不動尊



結城廃寺跡出土博仏



水野越前守忠邦の墓



健田須賀神社



御手杵

2 伝統工芸・伝統産業

2010（平成 22）年 11 月にユネスコ無形文化遺産*登録された「結城紬」をはじめ、桐たんす、桐下駄、まゆ工芸品、酒造、味噌など、数多くの伝統工芸・伝統産業を有しています。



結城紬



桐たんす



桐下駄

3 イベント・祭り

祭りゆうき、きもの day 結城、結城家物語など、地域の伝統・文化や産業、自然を生かした特色あるイベント・祭りが開催され、市外からも数多くの観光客が訪れており、市民の暮らしに活気を与え、まちににぎわいをもたらしています。



祭りゆうき



きもの day 結城



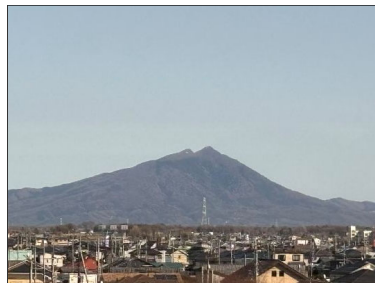
寺社ライトアップ～結城家物語～

4 自然環境

鬼怒川や田川、西仁連川等の潤いのある河川、筑波山の眺望や田園風景などの雄大な自然景観、西町緑道や水辺公園、山川不動尊あやめ園等の緑豊かな公園・緑地など、美しく魅力的な自然環境に囲まれています。



鬼怒川



筑波山



田園風景

5 交 通

J R水戸線は、本市と周辺都市や東京を結ぶ市民の重要な足となっており、特に、結城駅は、市の玄関口となっています。また、新4号国道や国道50号などの幹線道路が通り、交通利便性は高くなっています。



J R 結城駅



国道 50 号



市内巡回バス

6 都市基盤

市民情報センター、市民文化センターアクロス、鹿窪運動公園等の文化・スポーツ施設や、新市庁舎、学校施設、医療・福祉施設など、様々な施設が立地しています。また、駅南地区、北西部地区では、土地区画整理事業*等による良好な住宅地が形成されています。



市庁舎



市民情報センター



鹿窪運動公園

7 産 業

自然環境や立地利便性を生かし、様々な農業生産が行われるとともに、結城第一工業団地等が形成され、多くの企業が操業しています。また、幹線道路沿道には商業地が形成される一方で、中心市街地の活性化が課題となっています。



野菜生産



工業団地



観光物産センター

本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきており、こうした時代潮流に的確に対応したまちづくりを進める必要があります。

ここでは、「時代潮流」として、次の11の視点から整理しました。

- ① 少子高齢化・人口減少社会の本格的な到来による人口構造の変化
社会保障費の増大 / 生産年齢人口の減少による地域経済の縮小 等
- ② デジタル化をはじめとした技術革新の進展による市民生活の変化
Society 5.0の実現 / まちづくりDXの推進 等
- ③ カーボンニュートラルやグリーンインフラによる環境への配慮
脱炭素化に向けた温室効果ガスの削減 / グリーンインフラの推進 等
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策を契機としたニューノーマルへの対応
多様な住まい方、働き方、生活様式等の浸透 等
- ⑤ 経済活動の広域化・グローバル化とサプライチェーンの複雑化・停滞
広域化・グローバル化に対応した人材育成、サプライチェーンの強靱化 等
- ⑥ 国際化の進展等による多様性への配慮
ダイバーシティ・アンド・インクルージョンへの理解促進 等
- ⑦ 自然災害の激甚・頻発化に伴う安全・安心なまちづくりへの意識の高まり
防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進 / 自助・共助・公助の強化 等
- ⑧ コンパクト・プラス・ネットワークの実現
地域公共交通の再編と連携したコンパクトなまちづくりの推進 等
- ⑨ 東京への一極集中と地域格差の是正
地域生活圏の形成 / 地方創生の推進 等
- ⑩ 市民協働のまちづくりの進展
多様な生活スタイルに合わせた市民参画機会の提供 等
- ⑪ 誰一人取り残すことのない持続可能な社会を実現するSDGsの推進
企業や地方自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みの促進

1 少子高齢化・人口減少社会の本格的な到来による人口構造の変化

社会保障費の増大 / 生産年齢人口の減少による地域経済の縮小 等

我が国においては、少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会を迎えており、年金や健康保険、介護保険等の社会保障費の増大、生産年齢人口の減少による労働力不足と地域経済の縮小が問題となるとともに、子育て家庭を社会全体で支える仕組みづくりや、ひとり暮らし高齢者を地域で見守る仕組みづくり、地域の活力を支える多様な担い手の確保が必要とされています。

また、本市を含む北関東地域は、若年女性の流出が課題となっており、本市の20～34歳未満の女性1人に対する男性割合が1.4と、茨城県全体の1.335より高くなっています。このことは、地域の婚姻率と出生率の低下の要因となり、長期的な人口減少や地域経済活力の低下が懸念されます。

こうしたことから、2022（令和4）年4月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が全面施行されるなど、女性が自らの意志で職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

このため、健康寿命の延長に向けた健康づくりの推進や、女性や高齢者が知識や経験を生かして活躍できる社会の構築を図るとともに、若い世代が安心してこどもを生み育てられる環境づくりや、子育て家庭のニーズに対応したこども・子育て支援策の充実、少子化に対応した教育環境の充実、誰もが安心して医療・介護が受けられる環境づくり、女性や外国人材が活躍できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

2 デジタル化をはじめとした技術革新の進展による市民生活の変化

Society 5.0の実現 / まちづくりDXの推進 等

情報通信技術の急速な発達により、インターネット回線の高速化・大容量化、デジタルテレビ放送化とともに、スマートフォンやタブレットなどの情報端末が飛躍的に普及し、市民を取り巻く生活環境は大きく変化しました。

また、ソーシャルネットワークサービス（SNS*）など、情報通信によるネットワークは、コミュニケーションツールとして定着し、多様化しています。

国においては、AI*（人工知能）、ビッグデータ*、IoT*（モノのインターネット）、ロボットや自動運転車等の第4次産業革命*の技術を取り入れ、少子高齢化、地方の過疎化、経済格差の拡大などの様々な課題の解決を目指す「Society 5.0*」を実現するとしています。

このような中、コロナ禍を契機としたデジタル技術の進展やポストコロナ時代*における「人間中心の社会」への機運の高まりを背景に、2021（令和3）年9月以降は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が毎年閣議決定されるなど、あらゆる分野でデジタル技術を活用し、地域や社会の課題を解決するまちづくりDX*の推進が求められています。

このため、先進的技術や官民データを活用した行政サービスの提供や防災・減災対策を進めるとともに、教育DX*の推進による学習・指導方法の最適化、リスクリング等によるデジタル人材の確保・育成を図ります。

また、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受できる「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して行く必要があります。

3 カーボンニュートラルやグリーンインフラによる環境への配慮

脱炭素化に向けた温室効果ガスの削減 / グリーンインフラの推進 等

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題への対策、河川や平地林等の身近な自然環境の保全など、様々な環境問題を解決するため、市民一人ひとりが積極的に環境保全・共生に取り組んでいくことが求められています。

また、自然環境が有する多様な機能を賢く活用するグリーンインフラ*を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めることが求められています。

このような中、国においては、2020（令和2）年10月に「2050年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、本市においても、2020（令和2）年7月、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ*」に取り組むことを宣言しました。

このため、環境負荷軽減に必要な技術革新やライフスタイルの変革に加え、自然環境や農村環境の保全、グリーンイノベーション*の創出、グリーンインフラ*の推進、スマートエネルギー*の活用など、市民、企業・団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら地球温暖化防止活動を実施し、環境にやさしく持続可能な循環型社会*を構築していく必要があります。

④ 新型コロナウイルス感染症対策を契機としたニューノーマルへの対応

多様な住まい方、働き方、生活様式等の浸透 等

近年、社会経済状況の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進み、「物の豊かさ」よりも、「生活の質」や「心の豊かさ」が求められています。

例えば、都市化の進展や核家族化、単身世帯の増加、女性の社会進出などにより、家族や働き方を含めた個人のライフスタイルが多様化し、一人ひとりの個性を尊重し、地域の人間関係が希薄化する傾向にあります。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行や近年のデジタル化の急速な進展は、都市生活や都市活動に大きな影響を及ぼし、新たなライフスタイルの普及や意識・価値観の変化を加速化させています。

また、近年、健康増進、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、余暇を活用した身近な活動への関心が高まっています。

こうした背景を踏まえ、国土交通省では2020（令和2）年10月に「デジタル化の急速な進展やニューノーマル*に対応した都市政策のあり方検討会」を設置し、2021（令和3）年4月に中間とりまとめを公表しました。この中間とりまとめでは、デジタル技術の活用や新しい生活様式に対応した都市政策の方向性が示されています。

これらを受けて、地域活動を支援し、コミュニティの再構築を図り、ともに生き、ともに学び、ともに支え合う社会を形成していく必要があります。

⑤ 経済活動の広域化・グローバル化とサプライチェーンの複雑化・停滞

広域化・グローバル化に対応した人材育成、サプライチェーンの強靱化 等

世界の金融・経済動向や少子高齢化による労働人口の減少により、我が国の社会経済情勢や雇用状況は大きく変化しています。

情報化社会の進展や交通網・物流システムの高度化に伴い、経済活動の広域化およびグローバル化*が進む中で、世界的なサプライチェーン*の複雑化が進んでいます。こうした状況のもと、激甚化・頻発化する自然災害や地政学的リスクの増大などにより、サプライチェーン*の停滞が生じています。

加えて、共働き世帯が増加しており、仕事と子育てや介護等との両立を図るため、ワークライフバランス*の推進が求められているとともに、非正規労働者*や低所得者・生活保護世帯の増加などによる経済格差や、地方と都市での地域間格差も生じてきています。

このため、既存の産業を活性化しつつ、新たな地域産業の育成と雇用の創出を図るとともに、広域化・グローバル化*に対応した人材の育成や、サプライチェーン*の強靱化に伴う産業拠点の強化、雇用・社会保険等に関するセーフティネット*の整備を進めていく必要があります。

6 国際化の進展等による多様性への配慮

ダイバーシティ・アンド・インクルージョンへの理解促進 等

在留外国人のさらなる増加や、長期滞在化・定住化・多国籍化が進むことが予測される中、在留外国人が産業経済活動の下支えとしての役割だけでなく、地域の活力を高める存在となることが期待されています。

また、多様な人材が労働参加をしている現代では、さまざまな特性や背景を抱える人を含めたすべての人が生きがいや働きがいを持って、各々がその能力を発揮できるダイバーシティ・アンド・インクルージョン*の社会が求められています。

加えて、女性、こども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者（LGBTQ等）*、インターネットにおける人権などへの配慮が求められています。

このため、ダイバーシティ・アンド・インクルージョン*への理解促進により、年齢、性別、障害の有無、国籍、宗教、文化などの多様性を認め合い、多様な人材の活躍を通して新たな価値を生み出すとともに、すべての人の連携・協働*により、より良い関係性を築きながら、ともに発展していく地域づくりを推進していく必要があります。

7 自然災害の激甚・頻発化に伴う安全・安心なまちづくりへの意識の高まり

防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進 / 自助・共助・公助の強化 等

近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する多様な自然災害や、今後予想される巨大地震など、防災対策の必要性や、安全に対する意識や関心が再認識されています。

例えば、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が進行しており、「事後保全型」から「予防保全型」へのインフラメンテナンスへの転換等によるインフラの強靱化対策が進められています。

また、大規模災害により道路ネットワークが寸断された場合でも、社会・経済への被害を最小限にとどめるため、道路ネットワークの多重化・代替性の確保や、迅速に復旧できる体制の整備が急務となっています。

さらに、こどもや高齢者が巻き込まれる犯罪の増加を防止するなど、防犯対策を強化し、市民が安心して暮らせる生活の確保が求められています。

このため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、多様な視点や価値観を取り入れながら、市民と行政が連携協力した、災害への対応力が高い防災体制の構築や、顔の見えるコミュニティづくりを進めていく必要があります。

⑧ コンパクト・プラス・ネットワークの実現

地域公共交通の再編と連携したコンパクトなまちづくりの推進 等

我が国においては、人口減少・少子高齢化の進展や都市の低密度化、公共施設の老朽化等に伴い、都市機能の低下や公共施設の維持管理・更新費の増大が懸念されており、将来的に生活サービスや地域コミュニティを維持することや、財政面で都市経営を持続することが困難になると予想されています。

このような中、国においては、2014（平成26）年に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

厳しい財政状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にするためには、居住や都市の生活を支える商業、医療、福祉等の機能の誘導と公共交通の再編の連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク*」の取り組みを推進することで、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換を図り、コンパクトシティを形成していく必要があります。

⑨ 東京への一極集中と地域格差の是正

地域生活圏の形成 / 地方創生の推進 等

国、県、市の役割分担を明確にしながら、さらなる主体性、自立性のある地方自治への転換を図るなど、地方分権*の推進が求められています。

また、地域の特性を生かした施策展開や固有資源を活用するなど、他自治体との差別化を図る戦略的で個性的なまちづくりが求められています。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、地方への移住に関する関心の高まりとともにテレワーク*を機に人の流れに変化の兆しがみられるなど、国民の意識・行動が変化しています。

このような中、国においては、2023（令和5）年7月に第三次国土形成計画（全国計画）を閣議決定し、「広域的な機能の分散と連結強化」と「持続可能な生活圏の再構築」により、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指す考え方が示されました。

このため、組織的な政策形成能力の向上に努め、多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細やかな行政サービスを行いつつ、本市の特徴を生かしたまちづくりを進めるとともに、デジタルとリアルの融合により、日常的に必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成を目指していく必要があります。

10 市民協働のまちづくりの進展

多様な生活スタイルに合わせた市民参画機会の提供 等

近年、市民参加によるまちづくりへの関心や必要性が高まっており、多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実現するためには、行政による市民への積極的な情報提供や、市民参加の機会の創出、市民の主体的なまちづくり活動への支援を進めていくことが求められています。

このため、自治会・NPO*法人・各種ボランティア団体等の自主的な活動への支援を行い、育成を図るとともに、オンラインを活用した情報提供・市民参加の取り組みを推進しながら、市民と行政のそれぞれの役割を明確にし、協働*（パートナーシップ）のまちづくりを推進していく必要があります。

11 誰一人取り残すことのない持続可能な社会を実現するSDGsの推進

企業や地方自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みの促進

国においては、2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標「SDGs*（エスディーゼーズ）」を達成するため、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション*」等の8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰ひとり取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

このため、人権の尊重やマイノリティへの配慮をはじめ、SDGs*の達成に向けた取組を推進するとともに、IoT*、AI*、ビックデータ*、ロボットなどといった第4次産業革命*の技術を行財政、学校教育、産業、市民生活に積極的かつ最大限に取り入れていく必要があります。

■ 参考：SDGs*における「世界を変えるための17の目標」



※本計画で取り組む各政策とSDGs*の17の目標との関連性は、体系別計画において上記アイコンを用いて示します。

計画の策定にあたり、市民の皆さまのご意見や考え方などを計画に反映するために実施したアンケート調査から得られた市民意識の概要は以下のとおりです。

なお、アンケート調査の結果については、資料編の P163～170 を参照してください。

1 結城市の現状〔住みやすさ、定住意向〕

- 結城市が住みやすいと考える人が多いが、40 歳代では住みにくいと考える人がやや多くなっています。
- これからも結城市に住み続けたいと考える人が多くなっていますが、若年層では「ずっと住み続けたい」と考える人が少なく、20 歳代で特に少なくなっています。
- 住み続けたい理由として「現在の住まい・住宅があるから」が多く、10 歳代では「通勤・通学に便利だから」、「自然環境が良いから」、「公共施設が充実しているから」が多くなっています。
- 転居したい理由として「将来の発展の可能性がないから」、「買い物など生活に不便だから」が多く、若年層では「希望する仕事がないから」、「買い物など生活に不便だから」、「通勤・通学に不便だから」が多くなっています。
- このため、若い世代の転出を防止するための雇用環境や買い物・通勤・通学の利便性の向上が課題になると考えられます。

2 結城市の将来像〔長所、将来像〕

- 結城市の良いところを「騒音などない、静かなこと」、「自然環境に恵まれていること」と考える人が多く、高齢層で特に評価が高くなっていますが、『住みにくい』と感じている人では「騒音などない、静かなこと」の評価が全体よりも低くなっています。
- 結城市の将来像を「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」と考える人が多く、高齢層で特に多くなっています。また、子育て世代では「商業・サービス施設が充実した便利なまち」、「子育てがしやすいまち」と考える人が多く、『住みにくい』と感じている人でも「商業・サービス環境が充実した便利なまち」と考える人が多くなっています。
- このため、子どもや高齢者が安心して暮らせるまちづくりや、子育て世代をターゲットにした買い物利便性や子育て環境の向上が課題になると考えられます。

3 地域活動やまちづくりへの参加意識〔地域との関わり、地域活動、市政参加〕

- 地域との関わりは「あいさつを交わす程度」の人が多く、若年層で特に多くなっています。また、高齢層では「趣味が同じ人や気が合う人との付き合い」が最も多くなっています。
- 地域活動に不参加の理由は、全世代で「忙しくて参加する時間がないから」が最も多くなっています。また、70 歳代や『住みにくい』と感じている人では「どんな活動をしているか情報が得られないから」が特に多くなっています。
- 市政への参加は、全世代で「アンケート調査で充分である」が最も多くなっています。また、10 歳代や『住みにくい』と感じている人では「関心がない」が特に多くなっています。
- このため、市民のライフスタイルやライフステージに応じた地域活動・市政への参加方法の充実が課題になると考えられます。

4 結城市の自治・行財政運営〔市政情報、行政サービス、行政運営〕

- 行政に関する情報が伝わっていないと感じている人がやや多くなっています。
- 行政情報等の伝達方法は「市広報紙」が重要と考える人が最も多く、年代が上がるほど多くなっています。一方で、「SNS*（ソーシャルネットワークサービス）」は年代が下がるほど多くなっています。
- 情報発信の改善点は「情報をわかりやすくする」、「防犯・防災情報等の情報を迅速に発信する」が多くなっていますが、10 歳代では「情報発信の回数を増やす」、20 歳代では「様々な情報媒体を活用する」も比較的多くなっています。
- 行政サービスの水準と負担は「市民の負担も、市民サービスも現状で充分である」が最も多くなっています。また、高齢層で「市民サービスが充実するなら、市民の負担が多少増えることもやむを得ない」が多く、30 歳代では「市民の負担が削減されるなら、市民サービスが多少減ることもやむを得ない」が多くなっています。
- 行政運営に「市民と行政が協働*で進めるまちづくりの推進」、「情報公開など行政の透明化」を望む人が多くなっています。また、30 歳代では「民間活力・資金の有効活用」が最も多く、「行政サービスのデジタル化の推進」は若年層で多く、高齢者層で少なくなっています。
- このため、市民のライフステージやニーズに応じた、様々な情報媒体を活用した行政情報の発信と多様な手法・デジタル技術を活用した行政運営が課題になると考えられます。

5 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした生活の変化等 / ICTの活用とDX 〔多様なライフスタイル、情報通信機器、行政サービスのDX化〕

- 新型コロナウイルス感染症対策を契機として、「外出や旅行等を控えるようになった」という人が最も多く、10 歳代やその親世代と考えられる 40 歳代では「教育のデジタル化、オンライン化により、子どもの学び方が変化」が多くなっています。また、『住みにくい』と感じている人では、「テイクアウトやデリバリーサービスの利用が多くなった」も比較的多くなっています。
- 利用している情報通信機器は「スマートフォン」、「テレビ」が多くなっています。また、10 歳代では「テレビ」が少ない一方で、「パソコン」が比較的多くなっています。
- 行政サービスのDX*化に望むこととして、「市役所に行かずに、自宅で手続きや申請をする」、「障害等を持つ方や高齢者等にも配慮したやさしい手続き」が多くなっています。また、30 歳代では「保育所、学校などからの連絡のオンライン化」も比較的多くなっています。
- このため、多様なライフスタイルに対応しつつ、ユニバーサルデザイン*に配慮した行政サービスのDX*化が課題になると考えられます。

6 人口減少・少子高齢化対策〔人口減少・少子高齢化の影響・原因と今後の取組〕

- 人口減少・少子高齢化の影響として、「空き地や空き家が増えている」、「地域のつながりや活動が減少している」と考える人が多くなっています。また、10 歳代では「地域のつながりや活動が減少している」、30 歳代では「商店や飲食店の閉店が増えている」が最も多く、『住みにくい』と感じている人では「商店や飲食店の閉店が増えている」、「地域の治安が悪化している」が比較的多くなっています。
- 人口減少・少子高齢化の原因を「未婚化・晩婚化・非婚化」、「妊娠・出産・子育ての経済的負担の重さ」と考える人が多くなっています。また、20 歳代～40 歳代では「妊娠・出産・子育ての経済的負担の重さ」、10 歳代では「若者の都市部への移住」が最も多くなっています。
- 人口減少対策で重視すべき取組は、「妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減」が最も多くなっています。また、10 歳代では「多様で質の高い保育・教育環境の充実」、20～40 歳代では「安心して出産のできる環境の提供」も多くなっています。
- 少子化・人口減少社会で目指すべきまちづくりは、「雇用の機会拡大により市内の就労者を増やす」が最も多くなっています。また、10 歳代では「良好な生活環境の整備により多様な世代の転入を促す」、20～40 歳代では「結婚・出産・子育て環境を充実させ、出生数の向上を図る」が最も多くなっています。
- このため、妊娠・出産・子育ての経済的負担を軽減しつつ、若者や子育て世代が安心できる雇用機会・出産環境の提供や、多様で高質な保育・教育環境の充実、良好な生活環境の整備が課題になると考えられます。

7 まちづくりの満足度と重要度 / 今後のまちづくり〔重点施策〕

- 満足度の平均値では「生涯学習*や文化・スポーツ活動への参加の機会」、「鉄道・バスなどの公共交通機関の便利さ」、「まちのにぎわい」などが低くなっています。また、山川地区、江川地区では、全体と比べて「日常の買い物等の生活の便利さ」、「身近な生活道路の使いやすさ」、「下水道や雨水排水の処理」の満足度が低い傾向にあり、『住みにくい』と感じている人では、全体と比べて「身近な生活道路の使いやすさ」、「保健・医療対策」、「市民サービスなど行政窓口の充実」、「騒音、振動、悪臭などの公害対策」等の満足度が特に低くなっています。
- 重要度の平均値では「健康増進センターや医療機関の充実」、「高齢者・障害者福祉施設の充実」、「暴力や犯罪等からの安全性」などが高くなっています。また、若年層では、全体と比べて「公園・広場などの利用しやすさ」が高く、10 歳代では「身近な生活道路の使いやすさ」、「NPO*などのボランティア活動の機会」も高くなっています。
- 今後のまちづくりでは「高齢者福祉」、「子育て支援」、「医療」などが多くなっています。また、若年層では、全体と比べて「子育て支援」が高く、『住みにくい』と感じる人は、『住みやすい』と比べて「生活道路の整備」も多くなっています。
- このため、世代や地域特性に考慮しつつ、道路・交通や公園・広場、買い物、医療・福祉・健康、子育て、公害対策、地域活動等に関する施策の充実などが重要になると考えられます。

本市のまちづくりに関する計画課題は、第6次総合計画基本構想の5つの柱（基本目標）を基本に、本市を取り巻く社会潮流や市民意向調査結果などを踏まえ、以下のように整理しました。

(1) みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

保健・福祉

- ① 児童福祉
- ② 健康・医療
- ③ 地域福祉、障害者（児）福祉、低所得者福祉、母子・父子福祉
- ④ 高齢者福祉

(2) 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう

都市・環境

- ① 都市計画
- ② 住環境、道路、公共交通
- ③ 防災・防犯
- ④ 環境共生、生活環境、上下水道

(3) 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう

産業・観光

- ① 農業
- ② 商業、工業
- ③ 観光、伝統産業、シティプロモーション*、地方創生*

(4) 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

教育・文化

- ① 学校教育
- ② 生涯学習*、地域教育、青少年の健全育成、芸術・文化
- ③ スポーツ・レクリエーション
- ④ 男女共同参画・人権、国際交流・多文化共生*、地域間交流

(5) みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう

協働・行政

- ① 市民参加、情報発信・公開、広聴広報、コミュニティ、ボランティア
- ② 行財政運営、広域連携
- ③ 行政サービス、情報化、個人情報保護

(1) みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

保健・福祉

1 児童福祉

子育て家庭のニーズを踏まえつつ、デジタル技術を積極的に活用しながら、子育て世帯のニーズに寄り添った子育て支援策を充実させるとともに、子育て家庭を地域全体で支える仕組みを充実させることで、子育て世代の負担を軽減し、こどもや子育て世代が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

また、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備する必要があります。

2 健康・医療

健康寿命日本一の実現に向けて、市民の予防・健康づくりに対する意識を高めつつ、市民の健康増進や、医療機関との連携強化、健康診査・がん検診の受診率向上と保健指導対象者の減少に取り組むなど、家庭や地域、関係機関が連携・協力しながら、地域全体で健康づくりを推進する必要があります。

また、地域住民が支え合う仕組みの充実や、オンライン診療の促進などにより、住み慣れた家や愛着がある地域で、誰もが健康で生き生きと暮らすことができる環境を整備する必要があります。

さらに、市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある新たな感染症等が発生した場合でも、その影響を最小にとどめられるよう、平時からの備えと地域医療及び地域社会との連携強化を図る必要があります。

3 地域福祉、障害者（児）福祉、低所得者福祉、母子・父子福祉

少子高齢化や核家族化の進展により地域における支えあい機能が低下してきていることから、障害福祉サービス及び母子・父子・低所得者福祉サービスの適正な運用を図るとともに、生活困窮者*への自立支援の充実を図るなど、地域福祉を支える体制の強化や、多様な担い手の確保・育成に取り組む必要があります。

また、災害時の避難支援、障害者に必要な支援機能を備えた拠点の整備、障害及び障害者に対する理解の促進など、地域全体で支えあう仕組みを構築し、誰もが安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

4 高齢者福祉

少子高齢化の急速な進行や社会保障費の増大に伴い、高齢者福祉サービスの適正な運用を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者を地域で支えるための体制の充実や、高齢者の生きがい・健康づくりの推進に取り組む必要があります。

また、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者を地域で見守る仕組みづくりに取り組む必要があります。

(2) 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう

都市・環境

1 都市計画

人口減少や少子高齢化社会の進展を見据え、地域公共交通の再構築と連携した居住や都市機能の誘導により、持続可能なコンパクトシティを形成していく必要があります。

一方、地域のバランスに配慮しながら、計画的な市街地や公園・緑地の整備・維持管理、地域資源*を活用した魅力と個性ある景観の形成等により、高品質なまちづくりを推進していく必要があります。

2 住環境、道路、公共交通

近年の自然災害の激甚・頻発化や、道路、橋梁等のインフラの老朽化、インフラメンテナンスに関わる技術者の高齢化や減少に伴い、限られた財源や人材とデータやAI*などのデジタル技術を最大限有効に活用しつつ、インフラの強靱化や長寿命化に取り組む必要があります。

また、地域の特性を考慮しつつ、人口減少・少子高齢化社会の進展に対応した身近な生活道路の整備・維持管理や地域公共交通の再構築により、多様なライフスタイル・ライフステージに応じた良好な生活環境を確保する必要があります。

3 防災・防犯

激甚・頻発化する災害や複雑化・多様化する犯罪、交通事故などから市民を守るため、先進的技術や官民データを活用しつつ、地域の特性やニーズに応じた防災・減災対策や防犯対策、交通安全対策を推進するとともに、ソフト・ハードの両面において、災害から迅速に復旧・復興できる体制を構築する必要があります。

また、地域が一体となった防災・防犯体制や、関係機関と連携・協力した消防体制を構築するとともに、情報通信技術を活用した迅速な防犯・防災等に関する情報の発信を行う必要があります。

4 環境共生、生活環境、上下水道

本市の魅力である自然環境や生活環境を保全するため、市民、企業、行政などの連携・協力による地球温暖化対策を推進し、持続可能な循環型社会*を構築するとともに、不法投棄対策や公害対策を徹底する必要があります。

また、上下水道の災害対策や老朽化対策を推進するため、施設の計画的かつ効率的な整備・更新を行うとともに、健全で永続的な上下水道事業の運営に取り組む必要があります。

(3) 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう

産業・観光

① 農業

農家数・農地面積の減少や農家の高齢化が進む中、多様な担い手・農業後継者の確保・育成や耕作放棄地対策、農地の集積・集約化、自然災害・鳥獣被害対策に加えて、農産物の価値や魅力の向上と販路の確保、最先端技術を活用したスマート農業*の推進などにより、農業の安定化・魅力化を図るとともに、持続可能な農業を推進する必要があります。

② 商業、工業

新型コロナウイルス感染症の流行や近年のデジタル化の急速な進展に伴う多様な住まい方・働き方への変化を踏まえ、官民が連携した地域密着型の魅力ある商業環境や雇用環境を創出し、買い物・通勤の利便性を向上させるとともに、デジタル技術を活用した地元企業の生産性と競争力の向上を図り、本市の経済を強化する必要があります。

また、職住・職育近接のまちづくりを推進することと合わせて、女性が働きやすく、活躍できる環境を整備することで、若い世代に選ばれる地域になる必要があります。

③ 観光、シティプロモーション、伝統産業、地方創生

歴史的街並みや農業資源等の豊かな地域資源*を活用した誘客の推進や、シティプロモーション*の推進、ふるさと納税の活用、行政・事業者・市民・関係団体等が連携・協力した受入体制の充実と人材の確保・育成、AR*（拡張現実）やVR*（仮想現実）などといった最先端技術を活用した観光DX*の推進などにより、地域が一体となった観光振興を図る必要があります。

また、ポストコロナ時代*における多様な住まい方・働き方に対応したワーケーション*をはじめとする新たな観光の展開や、オーバーツーリズム*に伴う観光客の「地方分散」に向けた訪日外国人の誘客・交流の促進を図る必要があります。

併せて、結城紬をはじめとする伝統産業の振興や後継者の育成などにより、歴史と伝統を生かしたまちづくりを推進するとともに、人口減少が進行する中、本市が持続可能な自治体運営を行っていくために、若者や女性をはじめとする幅広い市民に選ばれるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

(4) 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

教育・文化

1 学校教育

少子高齢化やグローバル化*等のこどもを取り巻く環境の変化に伴い、小中一貫教育の推進や英語学習・プログラミング学習などの充実を図るとともに、老朽化する学校施設の適正かつ計画的な維持管理や、より良い教育環境を整備するための新たな課題への対応、学区・学校の再編による学校適正配置、地域の人材の活用などにより、こどもの能力、無限の可能性を最大限引き出す必要があります。

また、近年のデジタル化の急速な進展に伴うこどもの学び方の変化を踏まえ、ＩＣＴ*設備の充実や教育ＤＸ*の推進による学習・指導方法の最適化を図る必要があります。

併せて、地域に根差した特色ある教育の推進により、こどもが地域に愛着や関心を持つことで、地域の課題を解決する人材の確保・育成を図る必要があります。

2 生涯学習、地域教育、青少年の健全育成、芸術・文化

市民のライフステージや多様なニーズに対応しつつ、デジタル技術を活用した生涯学習*や地域教育・家庭教育の充実、関連施設の適正な運営や維持管理を図ります。

また、郷土の文化財の保存・活用を図ることで、誰もが生涯を通してともに学べる環境を整備するとともに、文化・芸術に触れる機会の創出に取り組む必要があります。

3 スポーツ・レクリエーション

スポーツ参画人口の拡大に向けて、スポーツイベント・大会の充実やスポーツ施設の適正な運営・維持管理を行うとともに、身近な道路や公園を活用した運動・スポーツの促進などに取り組むことで、市民のスポーツ活動への参加の機会の充実や、ライフスタイルに応じたスポーツ活動の普及を図る必要があります。

また、アスリート、スポーツ団体、指導者等への支援やスポーツ人材の育成・確保を通じた地域活性化や、中学校生徒がスポーツ・文化芸術活動への参画する機会を維持・創出するための、中学校部活動の地域展開を推進していく必要があります。

4 男女共同参画・人権、国際交流・多文化共生、地域間交流

多様化・グローバル化*の進展により、女性、こども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者（ＬＧＢＴＱ等）*、インターネットにおける人権などに配慮したまちづくりや、ダイバーシティ・アンド・インクルージョン*のまちづくりを推進する必要があります。

また、近年の在住外国人の増加や多国籍化に対応するため、窓口を一本化し、関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人材の育成・確保や、在住外国人に対する各種支援の拡充、国際交流・地域間交流の推進など、多文化共生*の強化を図る必要があります。

(5) みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう

協働・行政

① 市民参加、情報発信・公開、広聴広報、コミュニティ、ボランティア

市民参加の機会の創出や、市民の主体的なまちづくり活動・ボランティア活動、地域コミュニティの活性化等、協働*のまちづくりを推進していく必要があります。

また、市民のライフステージや多様なニーズに対応するため、様々な情報媒体を組み合わせた市民にわかりやすい行政情報の発信に取り組む必要があります。

② 行財政運営、広域連携

社会経済情勢や市民ニーズの複雑化・多様化に伴い、限られた財源や人材で効率的・効果的な行財政運営を行うため、職員の人材育成と意識改革・資質向上、多様で柔軟な働き方の推進を図るとともに、多様な財源の確保や、事業の進捗管理と見直し、公共施設の適正配置や計画的・効率的な管理、PPP*／PFI*などの民間活力の導入を推進し、持続可能な行財政運営を行う必要があります。

また、人口減少や日常生活圏の広域化に伴い、近隣都市が魅力や個性を発揮できる広域的な連携の推進を図る必要があります。

③ 行政サービス、情報化、個人情報保護

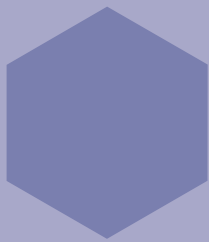
多様なライフスタイルに対応しつつ、ユニバーサルデザイン*を基本とした行政サービスを実現するため、高齢者、障害者、外国人等に配慮した行政窓口の利便性向上を図るとともに、行政サービスのオンライン化やマイナンバーカードを活用した新たなサービスの提供などにより、DX*の推進と合わせて、DX*推進人材の育成を図る必要があります。

また、高度情報化やDX*の推進に伴い、情報セキュリティ対策を強化するとともに、個人情報の取扱いルール徹底やチェック体制の強化にも引き続き取り組む必要があります。



後期基本計画

体系別計画	35
重点プロジェクト	135



第6次結城市総合計画後期基本計画 体系別計画

- 1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう 保健・福祉 — 37
- 2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう 都市・環境 — 59
- 3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう 産業・観光 — 83
- 4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう 教育・文化 — 99
結城市教育大綱
- 5 みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう 協働・行政 — 119
第5次結城市行政改革大綱・改訂版

主要事業…総合計画に掲載された各施策の実施に向けて取り組む事業〔○で表示〕

重点事業…主要事業のうち、「第3期結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（重点プロジェクト）」
に掲載され、地方創生に資する事業として重点的に力を入れていく事業〔●で表示〕

1

みんなで支えあい

安心して暮らせる地域福祉を目指そう

保健・福祉

- 1－1 未来を担う子どもを育む環境づくり〔児童福祉〕
- 1－2 健康長寿で安心できる暮らしづくり〔健康・医療〕
- 1－3 地域で支えあう福祉環境の充実
〔地域福祉／障害者(児)福祉／低所得者福祉／母子・父子福祉〕
- 1－4 高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり〔高齢者福祉〕

① - 1 未来を担う子どもを育む環境づくり〔児童福祉〕



■ 1 現状と課題

急速な少子・高齢化による人口構造の変化や、共働き家庭の増加と核家族化の進展といった家庭環境の変化、地域のつながりの希薄化、外国籍の子育て家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。多様な価値観の浸透や仕事と子育ての両立困難、経済的不安などを背景として、出生数は過去最低を更新し続けており、子育て世代への負担軽減と、安心して妊娠から出産、子育てができる環境の実現に向けて切れ目ない支援体制の整備が重要です。

国においては「こども家庭庁」を令和4年に設立し、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を開始しており、こどもや若者の視点に立ち、年齢や制度の壁を越えた包括的な支援が求められています。

また、老朽化が進む公立保育所についても、統廃合も見据えた施設の適切な配置と維持管理を行っていく必要があります。

■ 2 基本的方針

- 地域で安心してこどもを産み、育てることができるよう、妊娠期、出産、子育てまで切れ目のない総合相談窓口として、こども家庭センターを設置し、相談・支援体制の充実を図ります。
- 子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減や、子育てに関する負担や孤立感を感じることをないよう、仲間をつくり地域と協働*で子育てを行える環境づくりや、安全・安心で健やかな妊娠、出産、産後ケア等において専門的な支援が受けられる、各種支援体制の充実を図ります。
- 子育て世代に選ばれるまちづくりを進めるため、子育てと仕事の両立をはじめとした働きやすく子育てしやすい環境づくりに取組み、延長保育や障害児保育、病児保育などの保育環境の充実を目指します。
- 将来の妊娠・出産や子育てに備えて正しい知識を身につけ、自分のライフプランについて考え、男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。
- 老朽化が進む公立保育所については、出生率や年少人口の今後の動向、本市の財政状況などを見据えながら、統廃合も含めた施設の適切な配置と維持管理について検討を進めます。

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 まちづくりの満足度－子育て環境 (保育所、子育て支援施設等)の充実 (結城市総合計画「市民意向調査」)	3.25	3.5	3.75

※まちづくりの満足度については、5点を満点とする評価として設定

4 施策体系・施策が目指す姿

1 地域と協働した子育て環境の充実

地域人材を活用した体験活動など、地域でこどもを見守る体制を作り、「ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり」を目指します。

2 保育環境の充実

延長保育、障害児保育、病児保育などの多様な保育に対応した施設への財政的支援や、子育て施設における一時預かりなどの柔軟な保護者支援を行い、よりよい保育環境の充実を目指します。

3 妊産婦・子育て家庭への支援

こども家庭センターによる切れ目のない相談・支援体制づくりを図るとともに、妊産婦や乳児に対する健診や出産後のケアなど、子育て家庭にやさしいまちを目指します。

4 経済的負担の軽減

妊産婦やこどもに対する医療費の自己負担額の無償化や、不妊治療への助成など、妊娠から子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

5 児童虐待防止

関係機関及び地域が連携し、こどもやその保護者を見守り、気軽に相談することができる環境の充実や継続的な啓発活動の実施により、児童虐待のないまちを目指します。

5 個別施策・主要事業

1 地域と協働した子育て環境の充実

放課後等の時間を活用した、こどもたちや子育て世帯と地域住民における交流の場を形成するとともに、人的・物的資源を活用した子育てに関する支援の充実を図ります。

また、放課後等に学校や公共施設を利用し、学習・体験・交流活動を行うとともに、安心・安全なこどもの居場所づくりに取り組みます。

● 重点事業

主要事業

● 放課後子ども教室推進事業【子ども福祉課】

放課後、学校における地域住民との交流の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
放課後子ども教室開設数	3か所	3か所	4か所

● 放課後児童健全育成事業【子ども福祉課】

市内小学校に設置されている学童クラブへの補助・委託の充実

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
実施箇所数	15か所	14か所	14か所

2 保育環境の充実

延長保育や病児保育など各種保育事業を実施する施設に対し財政的支援を行うとともに、多様なライフスタイルに応じた一時預かり事業など、保育環境の充実を図ります。

進行する少子化の状況を見定めながら、市全体の幼児教育・保育体制の整備を行い、安定した保育士の確保に向けた支援策の実施、老朽化が進む公立保育所における適正配置や維持管理について、引き続き取り組みを進めます。

主要事業

○ 民間保育所補助事業【子ども福祉課】

幼児教育・保育施設が実施する各種保育事業への補助の充実や、民間保育所の整備に対する補助の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
実施箇所数	8か所	8か所	8か所

① みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

①-1 未来を担う子どもを育む環境づくり

3 妊産婦・子育て家庭への支援

妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターを中心とした子育て家庭支援に関する庁内外の協力体制を強化しながら、産前・産後サポート事業や妊産婦・乳児健康診査事業、産後ケア事業等を実施し、育児・子育て不安の軽減に努めます。

子育て支援センターの運営や、子育て支援情報の発信と啓発、ひとり親家庭等への自立支援を含めた児童・家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。

● 重点事業

● 地域子ども・子育て支援事業 [子ども福祉課]

ファミリー・サポート・センター*事業や一時保育促進事業等、各種子育て支援事業の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
ファミリー・サポート・センターの利用時間	633.5 時間	670 時間	670 時間

● ママパパ子育て応援事業 [子ども福祉課]

通園していない乳幼児の保護者が一時預かりを利用する際の費用を助成

利用者数	82 人/年	80 人/年	80 人/年
------	--------	--------	--------

○ 地域子育て支援センター運営事業 [子ども福祉課]

未就園児と保護者への集いの場の提供及び情報発信、相談業務の実施

実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所
-------	------	------	------

○ 妊娠・出産包括支援事業 [健康増進課]

産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の実施

産後ケア利用者数	19 人	39 人	40 人
----------	------	------	------

○ 妊産婦・乳児健康診査事業 [健康増進課]

妊婦・産婦・乳児の健康診査及び新生児の聴覚検査に要する費用の一部を助成

妊婦健康診査受診率	82.8%	85%	87%
-----------	-------	-----	-----

● こども家庭センター運営事業 [子ども福祉課]

妊娠期から子育て期までの全てのこども、妊産婦、子育て家庭への切れ目のない支援を実施

相談窓口数	3 か所	3 か所	4 か所
-------	------	------	------

○ 乳幼児健康診査事業 [健康増進課]

乳幼児に対する集団健診及び健診会場での相談指導を実施

受診率	97.5%	98%	99%
-----	-------	-----	-----

● 子育て世帯すこやか祝金支給事業 [子ども福祉課]

1 歳、3 歳の誕生日を迎える児童を養育している保護者に対し、誕生日お祝い金を支給

支給率	98.6%	100%	100%
-----	-------	------	------

主要事業

後期基本計画

体系別計画

保健・福祉

都市・環境

産業・観光

教育・文化

協働・行政

4 経済的負担の軽減

妊産婦やこどもに対する医療費の実質無償化や、多子世帯への給食費の無償化、不妊治療への助成など、妊娠から子育てに関する各種支援策を実施することで、経済的負担の軽減を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 少子化対策医療費助成事業〔保険年金課〕

県の医療福祉制度に該当しない妊産婦及び小児（0歳から18歳まで）の医療費と自己負担分に対する助成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
助成率	100%	100%	100%

● 不妊治療費助成事業〔健康増進課〕

特定不妊治療を受けている夫婦に対し医療費の一部を助成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
助成件数	20件	20件	20件

● 学校給食センター運営管理事業（学校給食費支援事業）〔学校教育課〕

義務教育を3人以上同時に受けている3人目以降の学校給食費を無償化

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
学校給食費支援率	100%	100%	100%

5 児童虐待防止

要保護児童等について、医療、福祉、教育関連機関、警察等の関係機関との情報共有及び対応方法の検討を行い、適切な支援の充実を図ります。

また、児童虐待防止について、広報紙やSNS*を用いた啓発を継続的に行い、未然防止に努めます。

主要事業

○ 要保護児童対策事業〔子ども福祉課〕

要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議等の開催、児童相談所との連携による要保護児童等の情報共有

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
実務者会議開催回数	4回/年	4回/年	4回/年

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市こども計画	2025（令和7）年度 ～2029（令和11）年度	子ども福祉課

① - 2 健康長寿で安心できる暮らしづくり [健康・医療]



■ 1 現状と課題

本市の人口構成における 65 歳以上の者が占める割合が年々増加する中で、食生活の変化や運動する機会の減少などによる生活習慣病の増加や重症化、疾病構造の変化など、健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、誰もがいつまでも健康で生き生きと生活していけるよう、2025（令和 7）年 3 月に結城市健康づくり推進条例を制定し、生活習慣の改善と生活習慣病の発症や重症化を予防するための運動・栄養などの各種健康に関する教室の開催や、特定健康診査とがん検診の同時受診など健康診査の環境整備に取り組んでいます。2024（令和 6）年度の特定健康診査の受診率は 30.4%、がん検診の受診率は 8.16%と低い状況であり、市民が自身の健康状態を正しく理解し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療を行っていくことが必要です。

社会保障費の面からみても、高齢化の進行と長寿化に伴う社会構造の変化により今後も更なる増加が見込まれるため、安定した国民健康保険制度の運用ができるよう、医療費の適正化に努める必要があります。

■ 2 基本の方針

- 誰もが生涯にわたって健やかで心豊かに生活できるよう、市民一人一人が自ら健康づくりに取り組める情報発信などを行い、生活習慣の見直しと運動の習慣化を促進し、健康な身体づくりができるように努めます。また、日常生活での不安やストレスをやわらげる「こころの健康」への支援や、地域資源*の活用による人と人のつながりの強化を図り、企業や関係機関と連携した個人の健康を支える環境整備を進めます。
- 健全な食生活習慣の実現は健康づくりにつながるため、学校教育や職場での「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣の習得など「食育*」の推進に努めます。
- 健康寿命の延伸に向けた取組として、健康診査や各種がん検診の充実と、対象者に対する継続した受診勧奨や受診しやすい環境の整備を図ることで各種健診等の受診率向上を目指し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。また、地域医療と連携した健康管理を促進することで、生活習慣病や疾病の重症化を防止するとともに、重複服薬者の減少やジェネリック医薬品の利用促進を図り、医療費の抑制・適正化を推進します。
- 地域医療の取組については、夜間や緊急時に誰もが安心して適切な医療が受けられるよう緊急医療体制を強化するとともに、在宅医療やかかりつけ医*などの医療体制の充実を図ります。

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 まちづくりの満足度－保健・医療対策 (結城市総合計画「市民意向調査」)	3.44	3.65	3.75

4 施策体系・施策が目指す姿

1 健康づくりの推進

地域ぐるみで健康づくりを推進しつつ、様々な手法を活用しながら、市民の健康に関する意識を高め、自ら心身の健康づくりに取り組める環境を目指します。

2 保健予防活動の充実

健康な状態を維持し、疾病の予防・早期発見につながるよう、健診・検診や予防接種を受けやすい環境を整備し、保健予防活動の充実を目指します。

3 地域医療体制の充実

休日でも速やかに診療が受け入れられるよう初期救急医療体制を整備するとともに、救急搬送及び受け入れの円滑な実施や在宅医療の環境を整備し、地域医療体制の充実を目指します。

4 健康保険制度の適正運営

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な実施・運営を図るため、被保険者の健康の維持増進や医療費の増加の抑制に取り組みます。

5 個別施策・主要事業

1 健康づくりの推進

地域社会全体で健康づくりを推進するために関係機関や団体、家庭や地域との連携を強化し、市民の生活習慣に関する意識啓発や、気軽に取り組める健康づくり活動の支援を行うとともに、健康的で活力ある生活を送るための食生活の改善や運動普及の推進など、健康な身体づくりの支援を行います。

また、個々の健康状態や生活習慣改善に応じた健康教育・健康相談を実施し、ストレスから身を守り、こころの健康を保つための意識啓発、気軽に相談できる環境の整備を行います。

○ 栄養改善・食育推進事業 [健康増進課]

健全な食生活を実践できるよう、栄養指導、生活習慣の改善に関する相談や食育*の普及啓発等を実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
教室開催回数	18回	20回	22回

○ 健康づくり団体活動推進事業 [健康増進課]

食生活改善推進員と運動普及推進員の養成及び活動支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
推進員数	64人	64人	64人

○ 健康づくりスタート応援事業 [健康増進課]

健康増進アプリ等を活用した市民の健康づくりの推進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
アプリ導入者数	890人	1,000人	1,100人

2 保健予防活動の充実

個々の健康状態を把握し、重篤な疾患の発生を予防できるよう、健康診査や各種がん検診の実施、受診勧奨を行うとともに、予防接種の重要性と正しい情報の周知に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

● 健康診査事業〔健康増進課〕

健康増進事業に基づく健康診査及び各種がん検診の実施、必要に応じた事後指導の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
がん検診 平均受診率	8.16%	8.57%	8.98%

○ 予防接種事業〔健康増進課〕

定期予防接種の実施

実施率	82.6%	92%	95%
-----	-------	-----	-----

3 地域医療体制の充実

休日でも速やかに診療が受けられるよう、結城市医師会の協力のもと初期救急医療体制の充実を図るとともに、地域住民の救急搬送及び受入れ体制を支援します。

また、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、在宅でも必要な医療が受けられる環境整備を図ります。

主要事業

○ 緊急医療体制事業〔健康増進課〕

結城市医師会への委託による休日医療体制の整備、地域住民の緊急搬送及び受け入れ体制への支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
救急搬送 受入れ病院数 (市内)	2病院	2病院	2病院

4 健康保険制度の適正運営

国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者の健康の維持増進を図ることで医療費の増加を抑制するとともに、健康保険制度の適正な運営を目指します。国民健康保険加入者等が自らの健康課題を把握し、生活習慣病の早期治療や重症化予防に取り組むことができるよう特定健康診査や特定保健指導を実施するとともに、周知啓発や受診勧奨などにより受診率の向上を図ります。

また、医療費適正化のために、重複服薬者の減少やジェネリック医薬品の利用促進への取組を推進します。

主要事業

○ 特定健康診査等事業【保険年金課、健康増進課】

特定健康診査・特定保健指導の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
特定健康診査受診率	30.4%	34%	36%

○ 国保保健事業【保険年金課、健康増進課】

健康・医療情報の分析に基づく健康状態に即した保健事業の実施や、ジェネリック医薬品の普及啓発の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
ジェネリック医薬品の普及啓発活動	2回	2回	2回

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市国民健康保険第3期データヘルス計画	2024（令和6）年度～ 2029（令和11）年度	保険年金課
結城市第4期特定健康診査等実施計画	2024（令和6）年度～ 2029（令和11）年度	保険年金課
第2次結城市健康増進計画（後期計画）	2024（令和6）年度～ 2027（令和9）年度	健康増進課
結城市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）	2026（令和8）年度～	健康増進課

① - 3 地域で支えあう福祉環境の充実

[地域福祉／障害者(児)福祉／低所得者福祉／母子・父子福祉]



■ 1 現状と課題

近年の少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加し、家族間や地域におけるつながりの希薄化が進んでおり、一人一人が地域で安心して生活を送れる環境の整備が求められています。

また、高齢の親が中高年のひきこもるこどもの生活を支える「8050 問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18 歳未満のこどもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、世帯に潜む課題は複雑化・複合化しており、関係部署や関係機関等が一体となった包括的な支援体制が必要となっています。

障害者(児)への支援においては、福祉サービス利用者の人数や利用量が大幅に増加の傾向にあり、ニーズも多様化しています。そのため、求められるサービス内容について把握し、需要に沿った提供を図るとともに、適切な相談支援体制を維持していくことが求められています。

生活困窮者*が増加傾向であるため、一人一人の状況に応じた適切な相談支援の実施により、自立に向けた継続的なサポートが重要です。

■ 2 基本の方針

- 結城市地域福祉計画に基づき、市民・事業者・行政のそれぞれが持つ強みや機能を発揮し、連携・協働*することで、地域福祉事業や福祉サービス等の計画的な推進を図ります。
- 支援を必要とするすべての人が適切な福祉サービスを受けることができるよう、市民のニーズを把握しながら、高齢者や障害者、子育て、生活困窮、ひとり親家庭等の分野ごとの相談・支援体制を充実するとともに、各分野の連携により複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築し、社会的孤立や虐待などを防ぎ、制度の狭間を作らない仕組みづくりを推進します。
- 多様化した生活課題の解決を図るため、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず多様な民間サービスの振興と相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。
- 生活に困窮する人が自立して生活できるよう、関係機関との連携を強化しながら就労支援の充実を図ります。

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 協議体参加者数 (第1層、第2層延べ数)	2,001人	2,500人	2,500人
指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標2 生活困窮者等相談件数に対する 一般就労者数割合	12.9%	15%	15%

4 施策体系・施策が目指す姿

1 地域福祉の充実

市民・事業者・行政等の多様な主体が地域福祉に関心を持ち、連携・協働*することで、誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会*を目指します。

2 障害者（児）福祉の充実

障害のある方も互いに認め合い、自ら望んだ日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関、各種団体、地域住民と連携・協力して障害福祉の充実を図ります。

3 生活困窮者等への支援の充実

生活困窮者*や母子・父子家庭等の状況を把握し、様々な社会保障制度を活用しながら、市民一人一人が明日の生活に不安を持たず、安心して生活することのできる基盤づくりを目指します。

5 個別施策・主要事業

1 地域福祉の充実

こどもや高齢者、障害者等が住み慣れた地域で安心して日常生活を送り、必要な生活支援サービスが利用できるよう、民生委員・児童委員や自治会、社会福祉協議会等との連携強化を図るとともに、小学校区単位に住民主体で設置した協議体*による生活支援の担い手の発掘や養成、ネットワーク化を図ります。

また、社会福祉協議会等を通じ、地域福祉の担い手として期待されるボランティアやボランティア団体、市民団体の育成や活動を支援し、地域福祉の増進・充実及び地域組織の活性化を図ります。

さらに、災害時に自ら避難できない要支援者に対し「個別計画」を作成し、迅速な安否確認や避難支援が実施できるよう、行政と地域が連携して地域力の強化を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 避難行動要支援者対策事業〔社会福祉課〕

避難行動要支援者を支援する地域の支援者の決定と避難経路などの個別計画作成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
個別計画作成率	65.6%	75%	85%

● 生活支援体制整備事業〔介護福祉課〕

生活支援コーディネーター*の配置、協議体*の活動支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
第2層協議体開催回数	126回	130回	140回

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

①-3 地域で支えあう福祉環境の充実

2 障害者（児）福祉の充実

社会福祉士、保健師等の専門職員が、個別の障害特性に合った福祉サービス利用への情報提供や助言、権利擁護*に必要な支援を行います。

また、障害のある方が地域で自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の中核的な役割を担う結城市地域自立支援協議会の運営を通して関係機関と連携し、社会参加への支援及び障害を理由とした差別解消と社会的障壁を除く啓発事業により障害への理解を促進し、障害福祉の充実を図ります。

主要事業

○ 障害者相談支援事業【社会福祉課】

障害者（児）に対し情報提供や権利擁護*に必要な支援、相談支援体制の整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
相談者数	289 人	277 人	269 人

○ 障害者社会参加促進事業【社会福祉課】

精神保健の啓発、レクリエーション・文化芸術活動等への支援、手話・朗読奉仕員養成講座の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
各事業への参加者数	590 人	637 人	661 人

3 生活困窮者等への支援の充実

生活困窮者*に対して、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者*の自立を促進します。

また、ひとり親家庭に対して、手当の支給等の支援や就労支援の相談・職業紹介の実施により、本人の状態に応じた適切な支援を行います。

主要事業

○ 生活困窮者等自立相談支援事業【社会福祉課】

生活困窮者*に対する自立に向けた支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
支援者数	135 人	139 人	141 人

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第4期ゆうきの地域福祉計画	2023（令和5）年度～ 2027（令和9）年度	社会福祉課
結城市障害福祉計画 第7期 結城市障害児福祉計画 第3期	2024（令和6）年度～ 2026（令和8）年度	社会福祉課
第2次結城市自殺対策計画	2025（令和7）年度～ 2027（令和9）年度	社会福祉課
結城市障害者計画 第3期	2021（令和3）年度～ 2026（令和8）年度	社会福祉課

① - 4 高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり [高齢者福祉]**■ 1 現状と課題**

団塊の世代が後期高齢者となり、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年には、高齢化率の更なる上昇が見込まれています。今後は、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で生産年齢人口の急減が予想されており、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、未婚率の増加から生じる身寄りのない高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム*」の深化・推進が最重要課題となっています。今までの「支える側」、「支えられる側」という関係性を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら地域を共に創っていくことのできる地域共生社会*の実現が必要です。

■ 2 基本の方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きることが尊重され、安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム*」の深化・推進を図ります。
- 地域で安心・安全に在宅生活を継続していけるよう、介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体の支援により、高齢者が心身の状況に応じて、日常生活の支援を利用しやすい環境づくりを進めます。
- 住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの連携を推進します。
- 高齢者のフレイル*予防など多様な課題に対応した保健事業を行うため、運動、口腔衛生、栄養、社会参加の観点から保健事業と介護予防事業の一体的な推進を図ります。

3 基本施策の主な指標

指標 1	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	要支援・要介護 初認定平均年齢	81.4 歳	81.5 歳	81.6 歳

4 施策体系・施策が目指す姿

1 高齢者福祉の総合的な推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けられる体制を整えながら、高齢者の多様性や自主性を尊重し、様々な生きがいがづくり活動に参加できる機会の充実を図り、推進します。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを安心して送れるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム*の深化・推進を図ります。

3 介護予防の推進

高齢者が、住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らしていけるよう、心身の機能や生活機能の低下を防ぎ、生きがいのある生活及びQOL*の向上を推進します。

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

① - 4 高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり

5 個別施策・主要事業

1 高齢者福祉の総合的な推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けるための見守りや相談などを行い、在宅生活を継続するための生活支援を行います。また、地域の支援者の一員として、自らの知識と経験を活用し、生きがいを持って社会参画・地域貢献の役割を担えるよう、積極的に参加できる場の提供と支援を行います。

主要事業

○ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム整備事業 [介護福祉課]

ひとり暮らし高齢者等宅への通報器の設置による緊急時の支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
設置台数	183 台	215 台	230 台

○ 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業 [介護福祉課]

関係機関とのネットワークによる徘徊の恐れのある認知症高齢者等の支援

協力事業所数	28 事業所	40 事業所	50 事業所
--------	--------	--------	--------

○ 高齢者就労支援事業 [介護福祉課]

就労意欲のある高齢者が地域の労働力として活躍できるよう、シルバー人材センターの取組を支援

会員数	300 人	310 人	320 人
-----	-------	-------	-------

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

医療と介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供していく地域づくりを推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 総合相談事業【介護福祉課】

介護等に関する総合的な相談窓口の設置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
延べ相談件数	7,783 件／年	8,200 件／年	8,500 件／年

○ 認知症総合支援事業【介護福祉課】

認知症に関する正しい知識の啓発と早期発見・早期対応の取組や認知症本人と家族の視点を重視した地域づくりの推進

認知症カフェ参加者数	515 人／年	500 人／年	500 人／年
------------	---------	---------	---------

● 在宅医療・介護連携推進事業【介護福祉課】

在宅医療の普及啓発、医療と介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築、市民向け相談窓口の設置

参入・連携する医療機関数	10 機関	11 機関	12 機関
--------------	-------	-------	-------

○ 家族介護支援事業【介護福祉課】

身体的・精神的負担軽減のため介護者同士の交流会の開催

交流会開催数	9 回／年	9 回／年	9 回／年
--------	-------	-------	-------

○ 地域自立生活支援事業【介護福祉課】

調理が困難な高齢者への配食サービスの提供による栄養管理及び安否確認の実施

延べ配食数	8,763 食／年	9,360 食／年	9,360 食／年
-------	-----------	-----------	-----------

○ 地域ケア会議推進事業【介護福祉課】

多様な関係者と協働*による高齢者を地域で支えるための地域包括ケアシステム*の推進

地域ケア推進会議開催回数	1 回／年	1 回／年	1 回／年
--------------	-------	-------	-------

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

① - 4 高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり

3 介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な活動の支援と担い手の育成・養成を推進します。

また、後期高齢者に対する保健事業と介護予防を一体的に推進し、加齢に伴う筋力・心身機能の低下を防ぐとともに、栄養の改善を図るフレイル*予防に取り組みます。

主要事業

○ 健康教育事業【介護福祉課】

健康づくり教室、介護予防教室、運動機能向上教室、生活機能向上リハビリ教室、生きがい講座の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
講座・教室の開催数	1,153 回	1,185 回	1,185 回

○ 地域介護予防活動支援事業【介護福祉課】

介護予防サポーター、シルバーリハビリ体操指導士の育成と養成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
養成者数	183 人	203 人	213 人

○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業【介護福祉課】

通いの場等におけるフレイル*予防等の普及啓発や健康教育・健康相談の実施と、必要時のアウトリーチ*の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
ポピュレーションアプローチ実施箇所数	20 か所	23 か所	25 か所

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第9期結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	2024（令和6）年度～ 2026（令和8）年度	介護福祉課

後期基本計画

体系別計画

保健・福祉

都市・環境

産業・観光

教育・文化

協働・行政

2

住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう

都市・環境

- 2-1 コンパクトで魅力あるまちづくり〔都市計画〕
- 2-2 快適で住みやすいまちづくり〔住環境／道路／公共交通〕
- 2-3 安全に暮らせるまちづくり〔防災・防犯〕
- 2-4 地球環境にやさしいまちづくり〔環境共生／生活環境／上下水道〕



② - 1 コンパクトで魅力あるまちづくり [都市計画]



1 現状と課題

本市は、市制施行後に市町村合併を経験していないため、他自治体と比較すると面積や人口規模は小さいものの、北部市街地には見世蔵*・神社仏閣などの風情ある街並みが残り、北西部から中央部にかけては土地区画整理事業*等による新市街地が形成され、南部には工業団地や農業地域が広がるなど、地域ごとに特色のあるバランスのとれた土地利用となっています。

市全体で、人口の緩やかな減少と少子高齢化が進行する中、こどもから高齢者まで安全で安心な暮らしを送れる都市環境を整えるとともに、地域ごとの特性を踏まえた持続可能なまちづくりの形成が課題となっています。

特に、北部市街地においては風情ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、地域資源*を活用し居住人口や市外からの来街者の更なる拡大を促進することによる、活気あるまちづくりが求められています。

また、市民の憩いの場である都市公園についても、都市基盤整備と併せた適正な管理と計画的な整備・改修が必要なほか、老朽化しつつある既存都市施設の維持・保全などが課題となっています。

2 基本的方針

- 古くから城下町として栄えた趣ある街並みを残す北部市街地や、土地区画整理事業*を基盤とした良質な住宅エリア、郊外に広がる田園風景などの地域特性を生かし、市街地と農業地域のバランスの取れたコンパクトな都市基盤の構築を進めます。
- 社会・経済情勢の変化に対応し、立地適正化計画などの関連計画や近年開発が進む工業団地造成などとの整合を図るため、都市の長期的な将来像と実現に向けた方針である「都市計画マスタープラン*」の見直しを行い、各施策の推進を図ります。
- 良好な都市環境を形成するため、土地区画整理事業*の進捗に合わせた都市公園の整備を行い、各種地域団体と協議を行いながら公園愛護協力会の設立を促進し、地域との協働*による適正な管理を目指します。既存施設については、誰もが安全・安心に利用できる憩いの場を提供するため、利用者のニーズに対応しながら、計画的かつ適切な施設の改修及び維持・保全、樹木の管理などを行います。
- 見世蔵*・神社仏閣などが残る風情ある街並みや自然、農地などの地域特性を引き出し、良好な景観を維持・保全するまちづくりを進めるほか、結城市景観計画に基づいた、「水と緑があふれる景観」、「歴史・文化を伝える風格ある景観」、「まちなかの魅力とにぎわいのある景観」などの地域資源*を活用した景観づくりを市民協働*で推進します。

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 都市公園の住民1人当たりの敷地面積	7.01 m ²	7.48 m ²	7.51 m ²
指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標2 街並み・景観の美しさに関する満足度 (結城市総合計画「市民意向調査」)	3.33	3.33	3.33

4 施策体系・施策が目指す姿

1 計画的な市街地の形成

都市計画に基づくバランスの取れた規制と誘導により、安全・安心な生活環境を整えるとともに、コンパクトな都市構造*の形成を目指します。

2 公園・緑地等の整備と維持管理

公園・緑地などの計画的な整備を図るとともに、市民との協働*による適正な樹木管理や除草管理を推進し、安全・安心で快適な憩いの場を目指します。

3 良好な景観形成

地域資源*を活用したまちづくりや、落ち着いた景観・街並みづくりに向け、市民・事業者・行政が、ともに協調・協働*しながら取り組みます。

5 個別施策・主要事業

1 計画的な市街地の形成

都市計画マスタープラン*に基づき計画的な市街地形成を進めるとともに、立地適正化計画に基づき都市機能や居住の誘導を図り、高齢化、人口減少社会を見据えた持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します。

また、地籍調査事業を推進し、一筆地調査・測量を行い、土地に関する基本資料を整備します。

主要事業

○ 都市計画マスタープラン改定事業〔都市計画課〕

社会・経済情勢の変化や上位関連計画との整合を図るための一部改定

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
改訂 (進捗率)	計画 (0%)	完了 (100%)	計画 (0%)

○ 地籍調査事業〔土木課〕

一筆ごとの地目、境界、地積等土地の正確な実態把握

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
地籍調査事業 完了率	73.55%	76.31%	76.85%

2 公園・緑地等の整備と維持管理

市民の憩いと交流の場を提供するため都市公園等の計画的な整備や、老朽化した公園施設等の適切な維持管理を推進するとともに、市民との協働*による公園愛護活動を推進し、安全で安心な環境整備に努めます。

山川不動尊周辺地区に自然を利用した公園を整備し、地域と一体となった憩いの場を形成することにより、こどもたちの教育環境の充実や地域活性化を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 都市公園整備事業（都市構造再編集中支援事業）〔都市計画課〕

仮称2-1街区公園の整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
整備 (箇所数)	検討 (0箇所)	調査 (0箇所)	整備完了 (1箇所)

● 山川不動尊あやめ園整備事業〔都市計画課〕

山川不動尊あやめ園の整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
整備 (進捗率)	整備中 (30.5%)	整備完了 (100%)	活用 (100%)

3 良好な景観形成

北部市街地を中心とした見世蔵*・神社仏閣などが残る風情ある街並みや文化資源等を保護、活用しながら、道路の美装化や修景施設等の整備を図り、良好な景観形成を誘導します。

主要事業

○ まちづくり活動推進事業〔都市計画課〕

道路美装化、修景施設等の整備、城跡周辺地区整備奨励補助金の交付

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
道路美装化	—	—	2路線

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市都市計画マスタープラン*	2017（平成 29）年度～ 2026（令和 8）年度	都市計画課
結城市立地適正化計画	2023（令和 5）年度～ 2028（令和 10）年度	都市計画課
結城地区街なみ環境整備事業計画	2018（平成 30）年度～ 2027（令和 9）年度	都市計画課
城跡周辺地区地区計画	1992（平成 4）年度～	都市計画課
結城第一工業団地上山川北部地区地区計画	2018（平成 30）年度～	都市計画課
結城第一工業団地繁昌塚南地区地区計画	2025（令和 7）年度～	都市計画課
結城市景観計画	2017（平成 29）年度～	都市計画課

② - 2 快適で住みやすいまちづくり【住環境／道路／公共交通】



■ 1 現状と課題

少子高齢化・人口減少の進展に伴い、子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまちづくりが求められており、市民の足となる公共交通の充実や、生活に身近な道路の整備が課題となっています。また、市街地周辺や農村地域において、管理の行き届かない老朽化した空き家が増加傾向にあり、防災上の問題や景観の悪化などを引き起こしています。

本市では、土地区画整理事業*を通じて、道路などの公共施設の整備改善を進めており、土地利用の増進を図るとともに、空き家の適正管理を推進するなど、快適で住みやすい秩序ある良質な住環境の形成に取り組むことで、若者・子育て世代等の呼び込みや定住を促進しています。

交通基盤となる道路網は、新4号国道と国道50号の2つの国道を基幹に、主要地方道6路線、一般県道9路線の計17路線によって構成されていますが、生活道路については老朽化が進んだ箇所が多く見受けられることや、歩道整備・バリアフリー*化などへの対応が遅れていることから、適切な改修整備計画を策定するとともに、限りある財源や人材を有効活用した計画的かつ効率的な整備を推進することで、良好な交通環境の形成を目指す必要があります。

公共交通については、JR水戸線が東西に走り、市内には3つの駅が設置されているほか、市南部には民間路線バスが1路線運行されています。加えて、市では高齢者などの移動手段を確保するため、市内巡回バス（7路線）を運行しています。今後は、人口・社会の構造変化に対応した公共交通ネットワークの維持・向上を図る必要があります。

2 基本の方針

- 市民の住生活の向上を目指すため、市街地における良質な住宅の供給や、区域指定を活用した農業地域における集落環境の維持・保全など、計画的な住環境の整備・保全を推進します。
- 土地区画整理事業*は、生活道路の改善や公園・水道・下水道等の整備を一体的に行い、効率的にまちづくりを進められる事業であることから、南部市街地（結城南第二、第三土地区画整理事業*）においては、庁舎を中心とした広域交流拠点として整備を推進するとともに、結城北西部地区（富士見町、逆井、四ツ京土地区画整理事業*）においては、歴史的風情ある北部市街地の周辺地域として良好な住環境を形成する生活拠点としての整備を促進・支援します。
- 増加する空き家については、定期的な実態調査等により、現状に即したデータを収集・管理しながら、空き家対策協議会や関係部署との連携体系を構築し、空き家バンク等の利活用・維持管理方針の検討を進めます。また、危険度の高い空き家の倒壊や災害リスクを軽減するため、速やかな除却や補修を推進するとともに地域住民や関係団体との連携を強化し、問題意識の向上と解決策の共有を図ります。
- 道路・橋梁については、本市の経済活動や市民生活を支え、誰もが安全で安心して移動できる交通環境を充実させるため、広域的な道路ネットワークを形成するとともに、都市の骨格となる幹線道路の整備や生活道路の計画的な維持管理、バリアフリー*化や主要道路の歩道設置、橋梁の長寿命化修繕などを進めます。
- 既存の市内巡回バスに加えて、多様な主体による連携・協力、デジタル技術・モビリティサービスの活用などにより、自家用車だけに頼らない、高齢社会や交通弱者にも対応した、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。
- これらの事業を継続的に進めることで、子育て世代から高齢者までが住みやすい地域環境を整え、移住・定住促進を図ります。

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 土地区画整理事業地区内人口 (南部・北西部地区)	13,187人	13,200人	13,200人
指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標2 公共交通の利用者満足度 (結城市総合計画「市民意向調査」における「満足」「やや満足」の割合)	31.1%	38%	45%

■ 4 施策体系・施策が目指す姿

1 良質な住宅地の整備

土地区画整理事業*による新市街地の良好な住環境の形成に取り組み、多世代にわたって住みやすく、住み続けたいと選ばれる地域環境づくりを目指します。また、市営住宅についても老朽化を踏まえた適切な維持管理を行いながら、集約・統廃合や民間住宅借上げ等についても検討を進め、良質な住宅の供給を図ります。

2 道路ネットワークの形成

都市活動を支え、市民の生活利便性や南北市街地の連結機能の強化等を図る道路の整備を行うとともに、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。

3 良好な住環境の形成

未舗装道路や雨水排水の計画的な整備・バリアフリー*化により、生活利便性の向上や快適な環境の形成、こども・高齢者にやさしい魅力あるまちづくりを目指すとともに、都市計画法の区域指定を活用して、農村地域の維持・保全を図ります。また、空き家バンクの設置等による空き家の利活用の検討、危険な空き家の解体費用の一部補助など、関係各所と連携した空き家対策に努めます。

4 道路維持管理の充実

誰もが安全で快適に移動できるよう、道路ネットワークの充実と生活道路の維持管理を行うとともに、橋梁の長寿命化修繕について計画的に実施します。

5 公共交通ネットワークの充実

既存公共交通の維持と新たな交通システムの導入による公共交通ネットワークの充実を図り、快適で住みやすいまちを支え、未来を育む公共交通体系の実現を目指します。

5 個別施策・主要事業

1 良質な住宅地の整備

都市機能や住宅が集約されたコンパクトで良質な住宅地を整備し、多様な世代の移住・定住の促進を図るため、結城南部第二・第三土地区画整理事業*においては、引き続き道路築造・舗装や家屋等物件移転、保留地*販売などを推進するとともに、富士見町・逆井・四ツ京土地区画整理事業*の促進・支援を図ります。また、結城南部第二、富士見町、逆井土地区画整理事業*については、事業完了に向けた換地処分を目指し取り組みます。

市営住宅については、現行の結城市営住宅マスタープラン*の基本的方針や計画を引き継ぎ、建物の老朽化の状況を的確に踏まえた維持管理を実施するとともに、将来を見据えた建替えや民間住宅の活用などの多様な手法を検討し、適切な住環境の整備と供給に努めます。

● 重点事業

● 土地区画整理事業（結城南部第二）〔区画整理課〕

道路築造・舗装、家屋等物件移転、各種調査設計、保留地*販売の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
進捗率	97.8%	99%	99%

● 土地区画整理事業（結城南部第三）〔区画整理課〕

道路築造・舗装、家屋等物件移転、各種調査設計、保留地*販売の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
進捗率	93.2%	98%	99%

● 富士見町土地区画整理事業〔区画整理課〕

事業の進捗管理、事業の促進・支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
進捗率	87%	90%	92%

● 逆井土地区画整理事業〔区画整理課〕

事業の進捗管理、事業の促進・支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
進捗率	97.5%	99%	99%

● 四ツ京土地区画整理事業〔区画整理課〕

事業の進捗管理、事業の促進・支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
進捗率	87.3%	92%	94%

2 道路ネットワークの形成

本市の骨格となる地域幹線道路と生活道路の拡幅整備や街路灯のＬＥＤ化、歩道の確保を推進することにより、利便性や安全性の向上、地域間交通の円滑化及び災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 都市計画道路整備事業〔都市計画課〕

都市計画道路３・４・１８号鹿窪・砂窪線の整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
整備	用地取得	用地取得	工事着工

○ 市道 0109 号線舗装整備・街路灯ＬＥＤ化事業（都市構造再編集中支援事業）〔土木課〕

歩車道の整備、既存照明のＬＥＤ化

進捗率	0%	10%	50%
-----	----	-----	-----

○ 市道 0115 号線道路改良事業（市道 0115 号線～市道 0230 号線間）〔土木課〕

道路の拡幅による通学児童の安全の確保

進捗率	29.9%	100%	100%
-----	-------	------	------



② 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう

②-2 快適で住みやすいまちづくり

3 良好な住環境の形成と保全

未舗装道路の計画的な舗装整備を行うとともに、排水設備が未整備のために冠水が発生する道路の計画的な改修整備を進めます。

また、区域指定制度を活用することで、南部の農業地域を中心とした集落の維持・保全を図ります。

空き家対策については、県の連絡会議や空家等対策協議会と連携した維持管理や、空き家バンクの設置等による利活用の検討を進めるとともに、全戸調査の実施により市内の空き家の実態をより正確に把握し、自治会などと連携することで地域一体での課題解決を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 市道整備事業〔土木課〕

生活道路として利用している
未舗装道路の舗装整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
舗装整備率	65.2%	65.7%	66%

● 市道排水整備事業〔土木課〕

市道の排水整備に伴う側溝新
設及び既設側溝の改修

排水整備率	25.5%	26.4%	26.8%
-------	-------	-------	-------

● 空家等対策事業〔生活環境課、都市計画課〕

県の連絡会議や空家等対策協
議会と連携した空き家の維持
管理や利活用の検討

協議会開催数	0回／年	1回／年	1回／年
--------	------	------	------

○ 空家等解体費補助事業〔生活環境課〕

危険な空き家に対する解体費
の一部補助の実施

解体補助件数	4件／年	5件／年	5件／年
--------	------	------	------

4 道路維持管理の充実

生活道路を安全かつ快適に利用できるよう、道路の危険箇所等について整備を行うとともに、経年劣化・損傷した道路舗装及び橋梁の計画的な修繕を行います。

● 重点事業

主要事業

● 市道舗装補修事業〔土木課〕

危険な穴・段差・路肩の崩れ補修などによる安全な生活道路への整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
生活道路の舗装打替延長	1.39 km/年	1.60 km/年	1.60 km/年

● 市道舗装修繕事業〔土木課〕

1・2級幹線市道の経年劣化や損傷した道路舗装の計画的な修繕

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
幹線市道の舗装打替延長	0.09 km/年	0.40 km/年	0.40 km/年

○ 橋梁維持補修事業〔土木課〕

橋梁の定期点検及び経年劣化や損傷した橋梁の計画的な修繕

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
修繕必要橋梁数(判定Ⅲ)	3橋	1橋	0橋

5 公共交通ネットワークの充実

市内巡回バスを中心とした地域内交通の利便性の向上を図るとともに、タクシーや民間送迎バスなどの補完交通を利用した新たな交通システムの導入や、デジタル技術の活用による利便性向上、周辺自治体と連携した広域移動、自転車を活用した多様な交通手段の連携など、さらなる公共交通ネットワークの充実に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

● 公共交通整備事業〔企画政策課〕

市内巡回バスの運行による交通弱者等の交通手段の確保、利便性の高い公共交通網の形成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
巡回バス年間利用者数	31,833人	34,500人	35,900人



② 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう

②-2 快適で住みやすいまちづくり

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市橋梁長寿命化修繕計画	2020（令和2）年度～	土木課
結城市舗装維持修繕計画	2023（令和5）年度～ 2027（令和9）年度	土木課
結城市地域公共交通計画	2022（令和4）年度～ 2026（令和8）年度	企画政策課

②-3 安全に暮らせるまちづくり [防災・防犯]



1 現状と課題

近年は、線状降水帯による集中豪雨や大規模化する台風による風水害など、想定を超えた様々な自然災害が多発しており、本市においても大きな被害を受けることが懸念されることから、河川や地形等に配慮した災害対策の再確認や、過去の災害時の課題に対応するための施設等の整備、地域と連携した防災体制の見直しが必要となっています。

併せて、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の流行は、災害対策にも大きな影響を及ぼしており、地震や河川洪水等による災害が発生した場合でも、可能な限り感染リスクを低減させた救助・復旧活動や避難所運営が求められています。

一方で、交通事故の発生件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、近年において社会問題化している危険運転や高齢ドライバーによる不慮の事故等を未然に防ぐために、市民一人一人が自動車・自転車運転のルールとマナーを遵守し安全運転に努めていくことが重要です。

また、防犯の観点からは、近年は全国的に強盗等の重要犯罪の認知件数が増加するとともに、犯罪が複雑化・巧妙化してきていることから、防犯対策のあり方についても急速な変化が求められています。本市においても警察署、防犯協会、地域と連携のもと、地域防犯リーダーの育成や、防犯パトロールの活動など住民の防犯意識の高揚、情報の迅速な収集・伝達や住民参加による犯罪のない安心できるまちづくりを推進することが重要です。

2 基本的方針

- 市民が安全に暮らせるまちづくりを実現するため、事前の防災・減災対策や迅速な応急対策と復旧・復興体制の構築、自助・共助・公助による適切な取り組みなど総合的な防災対策を推進するとともに、災害に強い市街地を形成し、庁舎を拠点に地域が一体となった防災体制や、迅速な対応を実現する消防・救急体制の強化などを進めます。
- 大規模災害発生時を想定した消防団員の確保・育成や、自主防災組織の活動支援、地域防災協力員との連携など、地域における危機管理体制の確立と市民の防災意識の高揚を図ります。
- 災害に強い生活基盤づくりを行うため、備蓄体制の充実や災害発生時の情報伝達手段の多様化を進めるとともに、自主避難が困難な世帯への避難支援や感染症拡大防止にも配慮した避難所運営体制の構築、防災倉庫・防災施設の拡充、住民への広報強化を図ります。
- 交通事故や犯罪から身を守るため市内全域の危険箇所を把握し、交通安全施設や防犯設備を整備するとともに、関係機関・団体との連携や民間活動と協働*した、交通安全や防犯対策を強化したまちづくりに取り組みます。

3 基本施策の主な指標

指標 1	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	自主防災組織率	34.6%	38%	40%
指標 2	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	人口千人当たりの犯罪率	9.279%	6.000%	5.000%

4 施策体系・施策が目指す姿

1 防災対策の充実

安全で安心なまちづくりを目指し、地域の特性に合わせた市民、企業・団体、行政が連携した防災体制と、「自らの安全は自ら守る」という積極的な防災対策を推進します。

2 防犯対策の充実

防犯灯の設置や、地域ぐるみの防犯の取組などにより、犯罪対策の変化に柔軟に対応しながら、誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを目指します。

3 交通安全対策の推進

誰もが安全に目的地に移動できるよう、わかりやすい道路案内標識等の設置や、通学路における街路灯・歩道の設置など、交通安全施設の整備とともに、交通安全意識の啓発を進めます。

4 消防体制の強化

非常備消防機関である消防団の活動に必要な装備の配備を進めるとともに、安全対策の徹底に努めます。

5 個別施策・主要事業

1 防災対策の充実

災害発生時の被害を最小限に抑えるための備えとして、結城市地域防災計画に基づき、災害時の避難所運営を想定した実践型の総合防災訓練を地域の実情に応じた形で開催するほか、災害時の情報伝達に必要な防災行政無線の計画的な更新や、自主防災会の設立促進、災害時における避難施設、備蓄体制の充実を図ります。

また、住宅・建築物の耐震化に向けた耐震診断士の派遣や、ホームページやパンフレット、SNS*を活用した情報の発信を行うなど防災機能強化を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 総合防災訓練開催事業【防災安全課】

実践型防災訓練の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
訓練避難所数	3 か所	15 か所	21 か所

○ 災害情報伝達手段整備事業【防災安全課】

防災行政無線の計画的更新・利活用と新たな情報伝達手段の検討

拡声子局バッテリー更新子局数	3 か所	40 か所	79 か所
----------------	------	-------	-------

● 自主防災組織育成事業【防災安全課】

自主防災組織の設立及び資機材購入に対する支援

補助金交付団体数	2 団体／年	2 団体／年	2 団体／年
----------	--------	--------	--------

○ 住宅・建築物耐震改修事業【都市計画課】

木造住宅の耐震診断*を行う診断士の派遣及び耐震改修助成支援

診断士派遣及び改修助成件数	5 件・0 件	6 件・1 件	6 件・1 件
---------------	---------	---------	---------



② 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう

②-3 安全に暮らせるまちづくり

2 防犯対策の充実

地域における夜間の事故や犯罪の未然防止を図るため、地元自治会による防犯灯設置や、防犯ボランティアパトロール活動への支援を行います。

また、警察と連携を図りながら、駅周辺地域や通学路の防犯パトロールの実施、防犯カメラの設置などにより、地域が一体となって防犯対策を強化し、犯罪や事故のない安全で安心なまちづくりを目指します。

● 重点事業

主要事業

● 明るい地域づくり推進事業 [防災安全課]

地域における防犯灯の設置や防犯ボランティア活動に対する支援、駅周辺地域や通学路での防犯パトロールの実施と防犯カメラの設置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
防犯パトロール回数	116回	120回	120回

3 交通安全対策の推進

道路標識など交通安全施設の整備を推進するとともに、小中学校の児童・生徒の登下校時における交通事故防止・犯罪の抑止を図るため、地域の要望を踏まえながら通学路街路灯の設置、改修を行います。

主要事業

○ 施設管理事業（交通安全施設） [防災安全課]

交通安全施設の整備及び維持管理、通学路街路灯をLEDに交換

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
通学路街路灯LED化率	95.2%	100%	100%

○ 施設整備事業（交通安全施設） [防災安全課]

通学路の必要な場所への街路灯の設置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
通学路街路灯設置数	1,269基	1,300基	1,310基

4 消防体制の強化

計画的な消防団詰所の整備や、車両の更新を行うとともに、迅速かつ効果的な消火活動につながる消防団の装備の充実や、消防水利のない地区における水利の確保を図ります。
また、消防団員の安全対策や福利厚生を充実させ、処遇改善を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 消防団活動事業〔防災安全課〕

非常備消防機関である消防団の活動に必要な装備の配備及び安全対策の充実

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
装備及び安全対策等講習会	2回／年	3回／年	4回／年

○ 施設等整備事業（消防団施設）〔防災安全課〕

老朽化した消防車両の計画的な更新、消防団詰所の修繕、更新

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
消防車両の累計更新数	3台	4台	6台

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市国土強靱化*地域計画	2022（令和4）年度～ 2026（令和8）年度	防災安全課
結城市国民保護計画	2007（平成19）年度～	防災安全課
結城市地域防災計画	2021（令和3）年度～	防災安全課

②-4 地球環境にやさしいまちづくり【環境共生／生活環境／上下水道】



1 現状と課題

本市では、循環型社会*を実現するため、3Rを基本としたごみの減量化や資源物分別収集事業による再資源化に取り組んでいます。一つの指標となる「市民一人1日当たりのごみ排出量」は減少傾向にあるものの全国平均を超過しており、排出抑制の対策が求められています。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022（令和4）年4月に施行され、これに対応した分別収集を行う必要があります。

その他にも、日常生活や事業活動の中で発生する大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害問題や、廃棄物の不法投棄、地球規模で発生する地球温暖化など、周囲を取り巻く様々な環境問題の改善を図り、本市の環境を将来へ受け継ぐためには、市民一人一人が環境の大切さを正しく理解し、日常生活の見直しに真剣に取り組むことが重要です。

水道事業は、1965（昭和40）年に給水を開始して以来、市民の豊かで快適な生活を支えるため、災害に強いライフラインの構築に向けた水道施設の整備を推進しています。近年は、少子高齢化の影響と節水家電の普及等により、給水収益の減少が見込まれる一方で、高度経済成長期に整備された多くの施設や管路が更新時期を迎えており、今後は莫大な財政負担が予測されるなど課題を多く抱えています。

公共下水道事業（污水）は、1971（昭和46）年から整備に着手していますが、整備完了までには長い期間が見込まれるため、市全体の公共下水道・農業集落排水*・合併処理浄化槽*などの計画である「茨城県生活排水ベストプラン」を2022（令和4）年に見直しました。各排水処理施設や下水管渠については老朽化が進行しており、破損等により事故や市民生活へ大きな影響を及ぼす懸念があることから、適切な点検とストックマネジメント計画等に基づいた計画的な改修・更新が必要となっています。

2 基本の方針

- 限りある資源とエネルギーを有効活用し、持続可能な循環型社会*の形成を目指すため、ごみ排出量の抑制・減量化と資源分別の徹底を、市民と行政が一体となって推進します。
- 2020（令和2）年の「ゼロカーボンシティ*宣言」に基づいた温室効果ガス*の排出抑制と低炭素社会づくりを進めるため、省エネルギー・再生可能エネルギー*の推進や環境教育・PR活動を充実させ、2050年のカーボンニュートラル*を目指した地球温暖化及び環境保全対策に積極的に取り組みます。
- 身近な生活環境を保全するため、市民参加の環境美化活動を促進しつつ、悪臭や騒音、河川の水質汚染、廃棄物の不法投棄など市民生活に影響を及ぼす環境汚染の監視と対策を進めます。
- 水道事業では、安心・安全な水道水を安定的に提供するため、結城市新水道ビジョン及びアセットマネジメント*に基づき、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に行うことで、投資の合理化と財政基盤の強化を進め、独立採算による健全な事業運営を目指すとともに、茨城県が推進する水道事業の広域連携推進方針を踏まえ、合理化及びコスト縮減を図りながら将来を見据えた施設の最適化を進めます。
- 生活排水の適切な処理を進める公共下水道の整備、農業集落排水*の維持管理、合併処理浄化槽*の普及を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づいた老朽化した施設の計画的な更新を行い、都市の健全な発展と生活環境・公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

3 基本施策の主な指標

指標1	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	一人1日あたりのごみ排出量 (資源物を除く)	630g	613g	604g

■ 4 施策体系・施策が目指す姿

1 循環型社会の形成

市民と協働*で、ごみ減量化、資源物分別収集を継続的に取り組むとともに、廃棄物の安全かつ確実な収集に努め、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の構築を目指します。

2 地球温暖化対策の強化

地域環境問題を市民・事業者とともに解決に向けて取り組み、市民一人一人が環境への理解と認識を深めるための環境教育の充実を図ります。また、省エネルギーを推進するため、省エネ家電の普及促進を図ります。

3 生活環境の保全

市民一人一人がごみに対する意識を高め、関係機関と連携しながら公害や不法投棄を未然に防ぐことで、生活環境の保全を推進します。

4 安全・安心な水道水の安定供給

持続可能な水道事業を実現するため、効率的・効果的な運営と浄水場施設や配水管の計画的かつ適切な更新工事を行い、安全・安心な水道水の安定供給を目指します。

5 生活排水の適正な処理

公共下水道の計画的かつ効率的な整備・更新及び合併処理浄化槽*の設置促進、農業集落排水*処理施設の適正な維持管理を行い、生活衛生の向上、公共用水域の水質保全を推進します。

5 個別施策・主要事業

1 循環型社会の形成

循環型社会*を実現するため、市指定ごみ袋の導入によるごみ排出量の抑制・減量化、プラスチック資源の分別を含めた資源物の徹底分別による再資源化及び生ごみ減量化器具の普及促進に取り組み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

主要事業

○ 資源物分別収集事業【生活環境課】

紙類・缶類・ビン類等を対象とした、資源物の分別収集

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
リサイクル率	11.6%	13.8%	14.8%

○ ごみ減量化対策事業【生活環境課】

生ごみ減量化器具設置者への補助

件数	10件/年	10件/年	10件/年
----	-------	-------	-------

2 地球温暖化対策の強化

住宅用蓄電池の設置者に対する補助金の交付や新エネルギー*・再生可能エネルギー*導入に対する情報提供や環境講座の開催、環境学習副読本への情報提供、公共施設へのグリーンカーテン設置等、ゼロカーボンシティ*の実現に向けた取り組みと地球温暖化対策を推進します。

主要事業

○ 地球温暖化対策事業【生活環境課】

節電キャンペーンの実施、新エネルギー*に対する情報提供、地球温暖化対策の環境講座の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
環境講座開催回数	1回/年	2回/年	2回/年

○ 地球温暖化対策事業【生活環境課】

住宅用蓄電池の設置者に対する補助

設置補助基数	0基	7基	7基
--------	----	----	----

3 生活環境の保全

環境汚染を引き起こす恐れのある不法投棄等を防止するため、マナー向上を目指し啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。

また、身の回りの良好な生活環境を維持していくために、公害の定期的な監視測定や公害に関する苦情対応を行います。

主要事業

○ 公害対策事業【生活環境課】

河川等の水質測定の実施、公害苦情対応・指導

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
公害に対する苦情対応件数	63 件／年	60 件／年	60 件／年

4 安全・安心な水道水の安定供給

経営戦略を包括した結城市新水道ビジョン及びアセットマネジメント*に基づき、耐震・老朽化対策を進めるとともに、需要に即した拡張事業を計画的に実施していきます。

また、茨城県が推進している「1 県 1 水道」構想による県内水道事業の統合を見据えながら、効率的・効果的な事業運営を推進します。

主要事業

○ 施設整備事業【水道課】

浄水場施設等の老朽化に伴う施設更新

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
更新機械設備数	12 か所	30 か所	44 か所

○ 配水管更新事業【水道課】

石綿セメント管*や老朽管の布設替えの実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
石綿セメント管残延長	24,468m	18,468m	15,468m

○ 第4次拡張事業【水道課】

土地区画整理事業*地内や未整備地区への配水管布設要望に対する対応件数

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
対応件数	3 件	11 件	15 件

○ 効率的・効果的な事業運営【水道課】

収支のバランスに配慮した、計画的な事業の推進による健全な事業運営の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
料金収納率	97.2%	99%	99.9%

5 生活排水の適正な処理

合併処理浄化槽*の設置費補助を行うとともに、ストックマネジメント計画に基づき、污水管渠や雨水管渠、下水浄化センター等の計画的かつ効率的な整備・更新を行います。

主要事業

○ 合併処理浄化槽設置事業〔生活環境課〕

合併処理浄化槽*の設置者に対する補助

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
設置補助基数	35 基/年	47 基/年	47 基/年

○ 污水管渠建設改良事業〔下水道課〕

下水道污水管渠の整備、普及促進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
供用開始区域面積	842ha	865ha	876ha

○ 雨水管渠建設改良事業〔下水道課〕

下水道雨水管渠の整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
整備延長	14,333m	14,500m	14,800m

○ 処理場建設改良事業〔下水道課〕

計画的な下水浄化センターの施設・設備の更新

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
第1期計画機械更新整備数	7か所	7か所	9か所

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第2次結城市環境基本計画	2021（令和3）年度～ 2020（令和12）年度	生活環境課
結城市地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）	2026（令和8）年度～ 2030（令和12）年度	生活環境課
結城市新水道ビジョン（改訂版） アセットマネジメント*	2024（令和6）年度～ 2033（令和15）年度	水道課
結城市公共下水道事業計画	2024（令和6）年度～ 2026（令和8）年度	下水道課

3

歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう

産業・観光

- 3-1 特色ある農業の振興と活性化〔農業〕
- 3-2 活力と想像力を育む商工業の振興〔商業／工業〕
- 3-3 地域資源を活用したにぎわいと交流の促進
〔観光／シティプロモーション／伝統産業／地方創生〕



3-1 特色ある農業の振興と活性化〔農業〕



1 現状と課題

本市は関東平野特有の平坦な地形を有し、災害も比較的少なく、安定した農業経営を行うことができることから、首都圏の生鮮野菜供給地として、露地野菜等の多くの農産物が生産されており、農業は本市における基幹産業としての重要な役割を担っています。

しかし、近年、農業従事者の高齢化等により離農者が増えていることから、今後も地域農業を維持するため、関係機関と連携しながら地域の担い手となる農業者を確保し、育成していく必要があります。

また、耕作放棄地の発生を防ぎ優良農地を確保するため、結城市地域計画により農地の現状把握を行いながら、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、効率的な経営が行えるよう農地の再整備を含むインフラ整備を行う必要があります。

さらに、食の多様化、低価格な輸入農産物の増加などによる国産農産物の消費低迷や、農業用資材等の高騰は、農業者の所得の減少を招き、農業離れを助長する恐れがあります。

このため、農業経営の安定化・合理化を支援する施策を通じ、農業者の生活の安定や若返りの促進を図るとともに、本市産農畜産物の販路拡大活動を積極的に展開し、消費者から選ばれる産地を目指していく必要があります。

2 基本的方針

- 本市の基幹産業である農業の健全な発展や市民の健康的な生活の基礎となる食料を提供するために、これまでの慣行農業に加え、新たに有機農業に取り組むとともに、担い手となる農業者を中心とした農地の利用集積・ほ場整備や、高性能農業機械及びICT・AIなどの技術を活用したスマート農業*の導入を検討し、限られた農業人口における効率的な農業を推進するほか、農業者年金への加入促進等により若い農業者が安心して従事できる農業環境の整備と経営の安定化を支援します。
- 地域農業の支援のため、JAなど関係機関との連携を強化するとともに、本市産農畜産物の特性を活用した地域ブランド化と地産地消や販売促進、6次産業化*を推進するほか、田植え・稲刈り体験や農産物の収穫体験などを通して農業に対する理解を深め、農村地域の活性化と農業の魅力を広める活動を積極的に展開します。
- 高齢化や後継者不足による担い手の減少、耕作放棄地の拡大、生産性の低下などの問題を解消するため、農業環境の保全や担い手の確保につながる、地域特性に応じた農業生産の基盤整備や就農機会の拡充を推進します。

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 農業産出額	1,582 千万円 (R5)	1,694 千万円	1,753 千万円
指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標2 大規模農業経営体数	32 経営体	35 経営体	38 経営体

4 施策体系・施策が目指す姿

1 活力ある産地の育成

首都圏への生鮮野菜の供給が可能な立地条件を生かしつつ、消費者ニーズに即した優良な農畜産物の生産とブランド化・6次産業化*を推進することで他地域との差別化を図ります。また、家畜の感染症対策やまん延防止対策等を行い、アライグマなどの有害鳥獣による農作物被害の防止策を実施し、活力ある産地を形成します。

2 担い手農業者の確保・育成・支援

青年就農者や新規就農者に対し、国・県における各種施策を活用しながら、栽培技術の習得や機械・施設等の導入に対するきめ細かな支援を行い、地域の担い手となる農業者の確保・育成や農業経営の安定化を図ります。また、優良な耕作条件を有する農地について、地域の担い手を中心とした集積を促進し、農業経営の大規模化を推進します。

3 安定した経営基盤の構築

農地の集約、整備により、農業経営の拡大・効率化を図る基盤整備を行うとともに、農業地域が持つ自然環境を保全し、良好な景観形成など多面的な機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農地の有効活用を推進します。

また、作業負担を軽減し、将来にわたり安定的な農業経営を引き継げるよう、ICT*技術等を活用したスマート農業*の導入支援を図ります。

4 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、有機農業に取り組む農家の支援を行います。

また、資源の有効活用と農村環境の保全のため、使用済農業用廃プラスチック類の収集・処理対策を行います。

5 個別施策・主要事業

1 活力ある産地の育成

主食用米をはじめとした水稻に加え麦・大豆等の戦略作物*の本作化を推進することで、食料自給率・供給力の強化を図り、水田の効果的活用を進めるとともに、需要に応じた米生産を推進します。

また、ＪＡや関係機関と連携しながら、園芸作物生産の振興、市内外イベント等におけるＰＲ活動や６次産業化*・農商工連携の取組の推進、海外への販路拡大の検討など、本市産農畜産物の認知度向上や消費拡大に向けた支援を行います。

さらに、本市農業への関心を高めるため、地産地消や食農教育、田植え・稲刈りや野菜の収穫等の農業体験など、農業の魅力を広める活動を展開します。

併せて、家畜の感染症予防や、発生した際のまん延防止、畜産経営の安定に向けた支援を行うとともに、結城市鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣による農作物への被害防止施策を総合的かつ効率的に実施します。

● 重点事業

○ 農業再生対策事業【農政課】

主食用米の需給安定に向けた実需者ニーズに応じた生産の推進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
水陸田活用率	91.4%	95%	100%

● 農畜産物販売促進事業【農政課】

地産地消及び販売促進の推進、６次産業化*・農商工連携の取組支援、都市・農村交流の推進

農産物ＰＲ・販売促進活動回数	13回／年	12回／年	12回／年
----------------	-------	-------	-------

○ 農業振興事業（農林航空防除事業）【農政課】

無人ヘリによる水稻の広域的な防除作業

散布面積	586.1ha	586ha	586ha
------	---------	-------	-------

○ 有害鳥獣被害対策事業【農政課】

増加している有害鳥獣（アライグマ）被害への対策を推進

アライグマ捕獲頭数	127頭	150頭	150頭
-----------	------	------	------

主要事業

2 担い手農業者の確保・育成・支援

若い就農者などの地域の担い手となる農業者を確保・育成するため、認定農業者等が農業経営の発展に必要な機械・施設等を導入する費用の補助や、新規就農者への技術支援を行い、安定した経営を図るための助成を行います。

また、農業の成長産業化を目指し、地域内の農地を対象経営体に貸し付けする農地所有者等へ協力金の交付を行います。

● 重点事業

主要事業

● 認定農業者等育成事業【農政課】

農業経営基盤強化資金利子助成事業、集落営農*推進事業、新規就農者育成総合対策事業の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
認定農業者数	250 人	246 人	244 人

3 安定した経営基盤の構築

水田・畑作地の農業生産基盤を整備し、地域における農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化・生産性の向上を図るとともに、農道等の農村環境整備を行います。

また、ICT*（情報通信技術）やAI*等の先端技術を活用したスマート農業*の導入を図り、農業人口の減少など、農業を取り巻く環境の変化に対応した農業に取り組みます。

主要事業

○ 農地集積・集約化対策事業【農政課】

農地中間管理事業による農地集積

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
機構を通しての賃貸借面積	33.5ha	80ha	85ha

○ 土地改良事業【農政課】

農家や施設管理者等が行う維持管理事業への補助

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
多面的機能支払認定面積	765ha	770ha	775ha

4 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい持続可能な農業として有機農業の推進を図り、就農希望者に向けた研修制度や補助、地域おこし協力隊制度の活用等による担い手の確保、講演会の開催による市民理解の促進等に取り組みます。

また、使用済農業用廃プラスチック類の収集・処理対策を行うことで山林等への不法投棄を防止し、資源の有効活用と農村環境の保全を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 園芸振興事業【農政課】

害虫発生状況調査、使用済農業用廃プラスチック類の収集・処理

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
廃プラ回収数量	165.46 t	165 t	165 t

● 環境共生型農業推進事業【農政課】

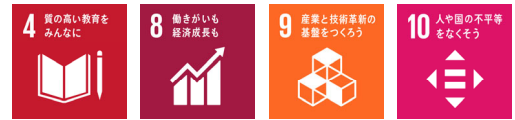
有機農業に取り組む事業者に対する支援

技術指導回数	0回	5回	10回
--------	----	----	-----

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市農業振興地域整備計画	2021（令和3）年度～	農政課
結城市森林整備計画	2022（令和4）年度～ 2032（令和14）年度	農政課
結城市果樹産地構造改革計画	2023（令和5）年度～ 2027（令和9）年度	農政課
第2次結城市鳥獣被害防止計画	2025（令和7）年度～ 2027（令和9）年度	農政課

3-2 活力と創造力を育む商工業の振興【商業／工業】



1 現状と課題

本市では、人口減少と高齢化による労働力の減少や消費市場の縮小、地元企業におけるデジタル化やAI*活用への対応の遅れによる競争力の低下が懸念されています。

商業については、人口減少やモータリゼーションの進展により、土地区画整理事業*を進めている国道50号沿線や市北西部など郊外の幹線道路沿いへ新規出店が多く見られます。その一方で、歴史のあるJR結城駅北側の北部市街地では店舗の老朽化や後継者不足などによる空き店舗が目立ち、利用者や人々の往来が減少するなど、空洞化が進んでいることが課題となっています。

工業については、東京に近い立地条件が評価され、輸送の利便性などから製造業や運輸業を中心に様々な業種の企業が進出しており、更なる企業立地のニーズもあることから、新たな産業拠点形成の検討が課題となっています。

また、雇用確保のため、ふるさとへの就労希望者や新たな転入希望者の受入れ強化を含めたUIターン*への対応が検討事項となっています。特に、進学や就職などを機に東京圏などへ転出した市民が魅力を感じるような企業の誘致や育成に取り組む必要があります。

急速なグローバル化*・デジタル化が進んだことにより生活の利便性が向上した反面、複雑・多様化した新たな消費者トラブルが生じており、高齢者から若い世代までが巻き込まれる事例も生じていることから、市民に対する周知・啓発が重要となっています。

2 基本的方針

- 商業については、多様化する消費者ニーズに対応するため、結城商工会議所と連携して、北部市街地と国道を中心としたロードサイドの商業施設との共生・機能分担による商業の振興を図ります。また、歴史や文化などの地域資源*や特産品を活用し、本市独自の観光資源を「地域の稼ぐ力」に変換していくための仕組みづくりにチャレンジします。併せて、北部市街地の活性化を図るため、空き店舗の活用促進、新規出店支援、事業承継支援など既存の商業事業者が活力を維持・向上できるような施策を検討推進します。
- 工業については、社会経済情勢の変化に対応し経営の安定を図るため、既存企業の経営基盤の強化や雇用確保などの各種支援策を行います。また、企業誘致における本市の優位性を効果的にPRし、新たな産業拠点の整備や魅力的な企業の誘致を進め、新たな産業の創出に取り組めます。
- 近年において多様化する消費者トラブルの中で安心して消費生活を送れるよう、消費生活センター*への専門的な相談員の配置により市民からの相談業務を行うとともに、リーフレット配布や出前講座など、市民に対する意識啓発や情報提供を図ります。

3 基本施策の主な指標

指標 1	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	製造品出荷額等 (経済構造実態調査)	259,267 百万円 (R5)	264,500 百万円	267,100 百万円

4 施策体系・施策が目指す姿

1 活力ある地域産業の振興

関係機関との連携により、経営基盤の強化や雇用促進を行うことで、地域内事業者の継続的発展や雇用機会の安定化を図ります。

また、事業者・生産者のニーズや本市独自の誘客ポテンシャルを分析し、地域が有する魅力ある産品やサービスを発掘・商品化し、地域の「稼ぐ力」の顕在化を目指します。

2 中心市街地の活性化

中心市街地活性化事業を実施する団体や区域内の空き店舗を活用し、事業を実施する者へ支援を行うことで、中心市街地としてののにぎわいを取り戻し、魅力あふれる商業空間を創出します。

3 健全な消費生活の確保

安全・安心な消費生活のために、消費生活センター*の更なる周知と相談業務の充実、消費生活に関する啓発活動や教育の推進、関係機関との連携強化により、市民が安全で安心して暮らせる消費生活環境の確保を目指します。

4 企業支援の推進

若者や女性に魅力的な雇用の場を確保するとともに、地元工業の発展と地域活力の創造を図るため、工業団地等の産業拠点の整備と立地支援等の企業誘致を推進する等、工業の振興を図り、地域経済の発展と雇用機会の拡大を目指します。

5 個別施策・主要事業

1 活力ある地域産業の振興

市内の商工業者の振興発展を図る結城商工会議所と連携し、各種融資や相談事業等を実施し、地域経済の活性化を図ります。

また、本市が有する資源や特産品を活用した商品の発掘・開発や、販路の拡大を担うことで、地域における「稼ぐ力」の向上を図ります。

さらに、若者や女性にとって働きやすく魅力的な雇用環境づくりを行う企業に対し支援するとともに、企業と就職希望者の交流の場を提供し、人材確保支援や若者の就業支援を行うことで、地域経済の発展、雇用促進、若年層や女性をはじめ幅広い市民の定住化を目指します。

● 重点事業

○ 商工業振興事業【商工観光課】

商工会議所が行う地域商工業の振興に関する事業への支援等

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
商工会議所 会員数	1,055 社	1,080 社	1,100 社

○ 中小企業資金融資対策事業【商工観光課】

市内中小企業者に対する事業資金の融資等

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
自治金融 融資件数	31 件/年	40 件/年	45 件/年

● 地域経済活性化事業【商工観光課】

地域資源*を活用した商品開発提案や販路拡大を通じた地域経済の活性化

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
商品・サービス 開発数	—	1 件/年	1 件/年

主要事業

2 中心市街地の活性化

中心市街地活性化を目的とする事業を実施する団体や区域内の空き店舗を活用した創業者への支援を行います。

また、創業支援事業計画に基づき、関係機関や専門家による相談体制の構築、創業支援セミナー開催やその受講者に対する支援を行います。

● 重点事業

● 中心市街地活性化事業【商工観光課】

中心市街地の空き店舗を活用した創業者への支援に係る改修費や家賃の補助、創業支援セミナーの開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
空店舗等活用 事業補助金 交付件数	3 件/年	3 件/年	3 件/年

主要事業

3 健全な消費生活の確保

複雑・多様化する消費者トラブルを未然に防ぎ、安全・安心な消費生活を守るため、消費生活センター*の存在や役割について更なる周知を図るとともに、高齢者や若年層を中心とした啓発と情報提供のため、リーフレット配布や広報誌掲載、出前講座などを行います。

また、相談員の研修会、学習会への参加や弁護士による消費者問題学習会の開催、関係機関との連携強化により、相談業務の充実を図ります。

主要事業

○ 消費者行政事業【商工観光課】

消費生活センター*の周知、消費生活に関する啓発活動や教育の推進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
啓発活動回数	9回／年	11回／年	12回／年

4 企業支援の推進

企業に対する優遇制度の充実や新たな優遇措置の検討により、東京圏などへ転出した若者や女性が魅力を感じるような企業誘致を促進するとともに、工業団地の整備等により、新たな産業拠点整備を推進します。

地域企業への理解を深め、企業担当者との交流を通じて地域産業や企業の実態を把握するとともに、企業と就職希望者の交流の場を提供し、人材確保支援や若者の就業支援を行うことで、地域経済の発展、雇用促進、若年層・女性をはじめとする幅広い市民の定住化を目指します。

● 重点事業

主要事業

● 企業誘致促進事業【商工観光課】

事業所を新設または増設等したものであるものに対する奨励金の交付

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
交付件数	6社／年	6社／年	6社／年

● 工業団地整備推進事業【商工観光課】

新工業団地の整備促進

新工業団地整備状況	R7 売買契約予定	立地企業工場施工着手	立地企業操業開始
-----------	-----------	------------	----------

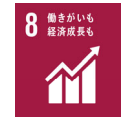
● 雇用促進対策事業【商工観光課】

高校等と市内企業との就職情報交換会、雇用促進対策セミナーなどの実施

就職情報交換会参加企業数	31社／年	35社／年	40社／年
--------------	-------	-------	-------

③-3 地域資源を活用したにぎわいと交流の促進

[観光／シティプロモーション／伝統産業／地方創生]



1 現状と課題

本市を代表する地域資源*である結城紬は、長い歴史と高い文化的価値を有しながらも、近年は生産反数、従事者の減少といった課題に直面しており、後継者育成や販路拡大といった継承と発展に向けての取り組みを進めています。

また、北部市街地には、結城紬以外にも桐製品をはじめとした伝統工芸品や味噌、醤油、酒などの醸造品が今も残り、古くから城下町として栄えた趣ある街並みに、見世蔵*や神社仏閣など、歴史と風情を感じさせる観光資源があるものの、それらを生かしたにぎわいの創出や、観光客を受け入れる体制が万全とは言えない状況にあります。

かつては賑わいを見せていた商店街の衰退、大型店舗の撤退などにより、地域経済の中心であった北部市街地の活力は低下していることから、本市が有する観光資源を効果的に活用して人を呼び込み、地域の再生を図ることが喫緊の課題となっています。

また、全国的に人口減少が進行する中で、本市が持続可能な地域社会を築いていくためには、知名度の向上とともに、市民の郷土愛やシビックプライド*を育んでいくことが必要であり、本市の魅力を内外に向けて積極的に発信し、幅広くプロモーションしていくことが求められています。

2 基本的方針

- 結城紬をはじめとする伝統産業については、後継者の育成に努めるとともに体験型観光の活用、新商品開発による新規需要の開拓を支援し、産業ベースの支援とあわせて観光面においても振興を進めます。
- 観光誘客については、本市が持つ資源を最大限に活用し、着地型商品の販売を進めるなど第2次商業観光振興計画に掲げた「稼げる観光」の名のもと、観光客に対する便益だけでなく市内事業者還元できるような制度設計の構築やイベントの開催を目指します。
- シティプロモーション*事業については、人々の観光に対する目的、価値観が多様化する中、本市が持つ資源や魅力を柔軟かつ戦略的・効果的に伝えることの重要性が増していることから、本市の魅力を広く発信するシティプロモーション*を多様な媒体で展開し、市民における郷土愛やシビックプライド*の醸成を図るとともに、関係人口*の創出・拡大を通じて、移住・定住へとつながる人材を獲得し、地域力の強化と持続可能な発展を目指します。
- 東京圏への人口流出の抑制やU I J ターンの促進を図るため、本市が有する地域資源*や良好な生活環境などの地域の魅力を活用した移住・定住施策を展開するとともに、若者や女性、高齢者、障害のある方など多様な人々に選ばれる「生涯活躍のまちづくり」を進めます。

3 基本施策の主な指標

指標1	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	常設観光地地点の 観光入込客数	111,875 人	250,000 人	250,000 人
指標2	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	社会増減数	190 人	250 人	290 人

4 施策体系・施策が目指す姿

1 地域資源を活用した観光の振興

観光誘客の推進により観光客を呼び込むことで、本市に賑わいをもたらします。
また、訪れた観光客が域内消費を行うことにより、市内事業者の売り上げを上昇させるなど、誘客や賑わいを経済効果につなげます。

2 シティプロモーションの推進

「結城の魅力」を市内外に発信し、郷土愛の醸成及び結城ファンの増加を図ることで、関係人口*の拡大及び移住定住に繋がる人材獲得を目指します。

3 伝統産業の振興

結城紬関連団体などへの支援により、作品展や展示販売会、研修会や調査研究、製品検査などの事業を継続させ、安定的な生産体制の確保と販路拡大、認知度向上を目指します。

4 関係人口の創出・拡大と移住定住促進

本市に関わりのある人の流れを活発化し、結びつきを深めることで、地域外からの人材の受入れ環境を向上させ、転入者の増加と定住化を促進します。

また、多様な世代、多様な立場の方が参加する全世代・全員活躍型のコミュニティづくりを図り、地域課題の解決に向けた「生涯活躍のまちづくり」を進めます。

5 個別施策・主要事業

1 地域資源を活用した観光の振興

結城市観光協会による独自の事業や市のイベントの展開により、観光誘客を進めます。
また、「賑わい」の造成と観光誘客によりもたらされる「稼ぐ力」の醸成という2つの命題に挑戦すべく、協会実施イベントの精査、結城紬、御手杵の槍、結城家などに代表される本市独自の観光資源の活用を進めます。

● 重点事業

● 観光振興事業【商工観光課】

結城市観光協会への支援、フィルムコミッション*の推進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
協会実施イベントの精査・調整	精査	精査して実施	精査して実施

● 観光情報発信事業【商工観光課】

「御手杵の槍」、「結城家」などの本市独自の観光資源を活用した誘客イベントの実施

イベント実施回数	2回	2回	2回
----------	----	----	----

○ 結城蔵美館運営事業【商工観光課、生涯学習課】

結城蔵美館を活用した観光誘客

来館者数	17,613人	18,000人	19,000人
------	---------	---------	---------

2 シティプロモーションの推進

北部市街地の見世蔵*・寺社などが残る歴史的な街並み、結城紬を代表とする伝統産業、醸造品や菓子などの物産、市役所周辺に広がる良好な住宅地、市中央に位置する工業団地、市南部に広がる農業エリアなどの地域資源*を「結城の魅力」と定義し、市内外に積極的に発信、PRします。

また、インナープロモーション（市内向け）の推進により市民の郷土愛を醸成するとともに、アウトプロモーション（市外向け）を推進することで結城ファンを増やし、関係人口*の拡大及び移住定住の促進を図ります。

● 重点事業

主要事業

● シティプロモーション事業 [秘書課]

結城の魅力を市内外に発信するため、プロモーション活動を実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
SNS投稿数 (主要SNS4媒体の合計数)	526 件	583 件	630 件

3 伝統産業の振興

結城紬に関する作品展や展示販売会の開催による販路の開拓、研修会や調査研究、製品検査による生産体制の安定化や信頼性の確保向上など、関連団体が実施する結城紬振興の事業に対して支援を行います。

また、更なる生産体制の安定化のため、結城紬や桐製品などの伝統工芸技術を習得する者に対する支援も行います。

● 重点事業

主要事業

● 本場結城紬振興事業 [商工観光課]

結城紬振興のため、結城紬関連団体に対する補助金の交付

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
補助団体数	6 団体	6 団体	6 団体

4 関係人口の創出・拡大と移住定住促進

地域おこし協力隊活動や合宿型ワーケーション*、伝統的な文化資源を活用したラーケーション*の受け入れなどを推進することで、地域に継続的に関わる関係人口*の創出・拡大を進め、地域活性化や将来的な移住を目指します。

また、東京圏からの若者や子育て世代の流入を促すため、市外に本市の情報を発信し、ターゲット層への移住支援策を強化するとともに、子育て世代をはじめとする幅広い市民のコミュニティ形成を通じて定住化を促進します。

年齢や障害の有無等を問わず、地元住民や移住者、関係人口*などを対象としたコミュニティづくりを行うことで、地域課題の解決を図り、全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまちづくり」に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

● 移住・定住促進事業【企画政策課】

イベント出展、お試し移住の実施や合宿型ワーケーション*の誘致、支援金の交付、子育て世代のコミュニティ形成等

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
お試し移住・合宿型ワーケーション等参加人数	21/人	30/人	30/人

● 地域おこし協力隊事業【企画政策課】

地域おこし協力隊による地域の活性化、地域課題の解決、地域活動団体の機能強化

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
協力隊活用事業数	1事業	3事業	3事業

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第2次結城市商業観光振興計画	2025（令和7）年度～ 2029（令和11）年度	商工観光課
結城シティプロモーション*計画	2023（令和5）年度～	秘書課

4

未来を担う子どもと 生き生きした市民を育む地域を目指そう

教育・文化

- 4－1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり〔学校教育〕
- 4－2 生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造
〔生涯学習／地域教育／青少年の健全育成／芸術・文化〕
- 4－3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進
〔スポーツ・レクリエーション〕
- 4－4 多様性を尊重し合える社会づくり
〔男女共同参画・人権／国際交流・多文化共生／地域間交流〕



4-1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり〔学校教育〕



1 現状と課題

GIGAスクール構想に基づくデジタル技術の活用や授業のオンライン化、児童生徒数の減少による小規模校化の進展など、こどもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しています。また、社会における様々な場面で、ICT*やAI*の活用が急速に進んでおり、新しい時代に柔軟に対応できる資質・能力の育成が必要とされています。

これからは、デジタル社会に対応できる能力と、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力、人間性等の育成を図るとともに、ふるさとへの愛着と誇りをもち、未来の本市を担うことのできる人財の基礎をつくっていくことが重要です。

学習指導要領に基づき「個別最適な学び」と「協働*的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた誰一人取り残すことのない「インクルーシブ教育*」の充実が求められます。

また、少子化に加えて学校施設の老朽化が顕著になっている状況を踏まえ、施設の適正配置を念頭に計画的な施設・設備更新や学校再編の検討により適切な教育環境を構築するほか、猛暑などの異常気象への対策として体育館への空調設備の導入など、新たな需要への対応を検討し、持続可能な教育行政の運営を図っていく必要があります。

今後ますます高度化・複雑化する諸課題へ対応するため、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」をさらに進展させ、これまで以上に、学校・家庭・地域の連携を図り、「地域とともにある学校づくり」を目指していく必要があります。

■ 2 基本的方針

- 児童生徒の確かな学力を保障し、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた育成のため、きめ細やかな少人数指導体制、多様な支援体制、支援員の配置、相談体制の充実を図ります。併せて、学校現場において「ふるさと学習」「英語学習」「プログラミング学習」など特色のある教育活動を柱に据えて、新しい授業・学習への取組、地域の文化・歴史に触れる体験的学習、地域ぐるみの指導支援体制などの充実を図ります。
- こどもたちが安心・安全に学校生活が送れるよう、結城市学校施設個別施設計画に基づいた学校施設の老朽化対策を早急に行う必要があるため、余裕教室の状況、児童数の地域間格差等を踏まえ、計画的に改修を進めていきます。
- 市内小中学校の在り方については、将来の児童生徒数の推移を的確に判断しつつ、結城市学校適正配置等に関する方針に基づき、小学校の統廃合及び新設校建設の検討や学区再編、通学区域の見直しにより、児童生徒数の平準化を図り、適正規模の学校運営を目指します。
- 学校給食については、児童生徒の心身の健全育成、望ましい食習慣の形成に資するため、栄養バランスの充実はもとより、地産地消及び食育*活動の推進並びに有機食材の活用など魅力ある学校給食を実施します。
- 返還免除型の奨学金制度の活用を図り、教育の機会均等及び市内企業への就職等による移住定住を促進します。

3 基本施策の主な指標

指標	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	全国学力・学習状況調査質問紙「将来の夢や希望をもっていますか」	78.25%	80%	80%
指標	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
	まちづくりの満足度－地域資源（結城紬や農業）を活用した特色ある教育（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.05	3.15	3.25

4 施策体系・施策が目指す姿

1 学校教育の充実

一人一人に応じたきめ細かな指導による学校教育を実践するとともに、少子高齢化、グローバル化*、デジタル化など変化の激しい社会を生き抜く力を備えた人財の育成を図ります。

また、学力などの「認知能力」に加え、様々な体験型学習によって培われる自律性や協調性などの「非認知能力」を育み、両方の能力をバランスよく高め合うことで、変化に対応できる総合的な人間力を養います。

2 安心して学べる学校づくりの推進

学校施設の改修等により、施設・設備の充実、不審者等の侵入防止等を図るほか、学校の適正配置及び小中一貫教育の推進に向けた具体的な取組を実施します。

また、不登校児童・生徒への支援や就学指導支援体制を構築するなど、ハード・ソフトの両面から安心して学べる学校づくりを推進します。

3 魅力ある教育の推進

本市が目指す地域に根差した特色ある教育を推進するため、児童生徒、保護者、学校及び地域との連携を密にし、地域素材を生かした教育活動を推進します。

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

4-1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり

5 個別施策・主要事業

1 学校教育の充実

ティーム・ティーチング（ＴＴ）*非常勤講師や特別支援教育支援員の配置により、きめ細やかな指導を実施するほか、ＩＣＴ*環境整備や活用方法の検討などを進めます。

また、学校給食における地産地消・有機食材の活用を推進するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実により、学校・地域・家庭が連携した特色教育の推進を図ります。

● 重点事業

○ 社会人ＴＴ等配置事業【学校教育課、教育支援課】

市ＴＴや特別支援教育支援員の配置による、児童生徒一人一人の習熟度に応じた、よりきめ細やかな指導の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
配置人数 (ＴＴ・支援員)	5人・35人	5人・35人	5人・40人

○ 水泳学習指導民間委託事業【学校教育課】

小学校の水泳授業における民間スイミングスクールを活用した指導委託

実施校	3校	3校	5校
-----	----	----	----

● 小中学校ＩＣＴ整備推進事業【学校教育課・教育支援課】

小中学校へのＩＣＴ*機器の整備と支援員の配置による利活用の推進

端末利用率 (毎日)	児童 8% 生徒 14%	児童 30% 生徒 50%	児童 50% 生徒 80%
---------------	-----------------	------------------	------------------

○ 学校給食センター運営管理事業【再掲】【学校教育課】

安全で栄養バランスのとれた給食の提供

地産地消献立 の実施	23回／年	23回／年	23回／年
---------------	-------	-------	-------

○ コミュニティ・スクール推進事業【学校教育課】

保護者や地域が力を合わせて学校の運営に取り組む学校運営協議会の充実

参画の達成度	—	60%	80%
--------	---	-----	-----

2 安心して学べる学校づくりの推進

老朽化した小中学校施設の改修や体育館への空調整備の導入などを推進するほか、学校規模や地域の特性に合わせた小中学校の適正配置を検討し、特色ある魅力的な小中一貫教育の充実を図ります。

また、教員に対しても教育支援に関する研修会等を開催するとともに、スクールソーシャルワーカー*の派遣や教育支援センターフレンド「ゆうの木」の拡充を図り、インクルーシブ教育*を推進します。

加えて、小学校入学予定者に入学祝品を支給するとともに、大学生や専門学校生などへの条件付き返還免除型の奨学金を貸与することで、経済的な理由により修学の機会を損なわないよう支援します。

● 重点事業

主要事業

○ 小中学校施設整備事業【学校教育課】

小中学校体育館への空調設備の設置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
設置数	0校	3校	12校

○ 小中学校適正配置等推進事業【学校教育課】

学校の適正規模、適正配置の検討、小中一貫校等の設立の推進

適正配置計画策定	策定(R4.3)	策定	見直し
----------	----------	----	-----

● 結城南中学校区新設校建設事業【学校教育課】

新設小学校の建設

学校設置数	0校	1校	1校
-------	----	----	----

○ 児童生徒自立支援事業【教育支援課】

スクールソーシャルワーカー*（SSW）の派遣、教育支援センターフレンド「ゆうの木」の運営

SSW及び生徒指導相談員	5人	6人	6人
--------------	----	----	----

○ 地域未来塾運営事業【生涯学習課】

中学生の学習習慣の確立や基礎学力向上

開催回数	53回／年	55回／年	55回／年
------	-------	-------	-------

○ 入学祝品支給事業【学校教育課】

小学校入学予定者へのランドセルの支給

給付率	100%	100%	100%
-----	------	------	------

● 奨学金貸付事業【学校教育課】

条件付き返還免除型の奨学金の貸付

制度利用者定住化率	—	60%	60%
-----------	---	-----	-----

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

4-1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり

3 魅力ある教育の推進

外国語指導助手（A L T*）の人員の充実を図るとともに、英語検定料補助の活用を促進し、児童生徒の英語力の向上を目指すほか、地域資源*を活用した体験活動、コンピューター教育及びプログラミング教育などを推進します。

● 重点事業

主要事業

● 英語学習推進事業【教育支援課】

小中学校へのA L T*の派遣
と小学校への英語専門指導員
配置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
授業時間数 (1学級当たり)	小(高)70 時間 中(全)70 時間	小(低)10 時間 小(中)35 時間 小(高)70 時間 中(全)70 時間	小(低)10 時間 小(中)35 時間 小(高)70 時間 中(全)70 時間

○ 読書活動奨励推進事業【教育支援課】

読書活動に積極的に取り組ん
でいる児童生徒への「市長賞」
の授与

達成率	小 33.8% 中 9.7%	小 35% 中 10%	小 35% 中 10%
-----	-------------------	----------------	----------------

● ふるさと学習推進事業【教育支援課】

中学校2年生対象の結城細体
験学習の実施

参加者	中学2年生 全員	中学2年生 全員	中学2年生 全員
-----	-------------	-------------	-------------

● プログラミング学習推進事業【教育支援課】

小学校でのテキスト型プログ
ラミング学習の実施

実施学級	小学4～6年生 全学級	小学4～6年生 全学級	小学4～6年生 全学級
------	----------------	----------------	----------------

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市学校施設個別施設計画	2021（令和3）年度～	学校教育課
結城市学校適正配置等に関する方針	2022（令和4）年度～	学校教育課
結城城南中学校区新設校基本構想・基本計画	2022（令和4）年度～	学校教育課

④ - 2 生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造

[生涯学習／地域教育／青少年の健全育成／芸術・文化]



1 現状と課題

「人生 100 年時代」や「超スマート社会」に向けて社会が大きな転換期を迎えるとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とする新しい生活スタイルや多様な価値観の浸透など、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、市民一人一人が生涯を通じて学習を続け、主体的に行動することが求められており、生涯学習*の重要性は一層高まっています。

また、こどもたちを取り巻く環境もその影響を大きく受けるため、家庭や地域がその教育力を高めることが重要です。

市民情報センター・ゆうき図書館及び市立公民館は、ともに生涯学習*を支援する地域の拠点施設として、ボランティア団体の育成支援や学習活動及び読書活動の促進を担っています。

市民文化センターアクロスは、令和 6 年度から特定天井等の改修工事を実施し、地域における文化創作活動の拠点となっています。

しかしながら、市民情報センター・ゆうき図書館は約 20 年、市民文化センターアクロスは約 30 年と、いずれの施設も開館から長期間が経過しており、施設や設備の老朽化による改修・修繕費の増加が課題となっています。

本市が有する歴史的・文化的資料については、その収集・保存が課題となっており、国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡に代表される史跡と併せ、適切な管理や整備を検討し、活用していく必要があります。

2 基本的方針

- 市民の生涯学習*の機会を充実させるため、多様な価値観・ライフスタイルや利用者のニーズに応じた公民館講座の開設など生涯学習*基盤の整備を進めるとともに、家庭における教育力の強化や、地域における教育環境の充実を図ります。
- 次世代を担う青少年が夢と希望を持ち、個性や能力を発揮できるよう、青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、学校・家庭・地域・行政が互いに連携し、青少年の健全育成に向けた取り組みを推進します。
- 市民が芸術・文化活動を通して豊かな時間を過ごせるようにするため、文化施設の適切な整備や管理・運営を行うとともに、結城市文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術に関する情報の収集・発信・活動の場の拠点づくり、鑑賞の機会の提供などを行い、より文化芸術に触れることができる機会の創出を図ります。
- 地域の文化財に関しては適切な保存・活用について検討を進め、市民の郷土への理解・愛着の高揚に取り組むとともに、次世代への適切な保存・継承へとつなげます。

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 まちづくりの満足度－生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会 (結城市総合計画「市民意向調査」)	2.84	3.2	3.4
指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標2 まちづくりの満足度－学校教育や青少年の健全育成（結城市総合計画「市民意向調査」)	3.55	3.6	3.7

4 施策体系・施策が目指す姿

1 自ら学ぶ機会と地域教育体制の充実

地域において教育的・文化的基盤となる施設を適切に管理運営し、市民が生涯にわたって学習し成長を続けることができる環境を整備します。

2 青少年の健全育成

青少年が地域の中で充実した生活を送り、健全に成長することができるよう、環境整備を行います。

3 芸術文化を楽しむ機会の充実

文化芸術に関する情報の収集・発信、活動の場や鑑賞機会の提供など、文化芸術活動を行うために必要な環境整備を行うとともに、市民文化センターや結城蔵美館、公民館での芸術家や指導者の育成を通して、市民の文化芸術振興を図ります。

4 郷土の文化財の保存と活用

本市が有する歴史・文化資産を次世代へ継承するため、文化財や歴史的資料の適切な保存や活用機会の充実に取り組みます。

5 個別施策・主要事業

1 自ら学ぶ機会と地域教育体制の充実

市民の教養の向上や健康増進などを図るため、ニーズに応じた講座やICT*・AI*などの新しい技術に対応した講座を開設します。

また、豊かな人間関係を育む基盤となる幼児期における家庭教育について、子育て講座の開催や家庭教育学級の開催支援を行います。

施設運営については、指定管理者制度*の活用により市民情報センター・ゆうき図書館の適切な管理運営を行うとともに、市立公民館については市内各集会施設等の施設整備計画に基づいた連携強化を図り、分館整備計画の見直し等も含めて検討します。

主要事業

○ 公民館運営事業【生涯学習課】

市立公民館での市民講座の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
延べ参加者数	1,213 人／年	1,240 人／年	1,250 人／年

○ 公民館整備事業【生涯学習課】

市立公民館と集会施設との連携強化

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
施設連携数	2 件	3 件	4 件

○ 家庭教育支援事業【生涯学習課】

募集型家庭教育学級の開催による家庭の教育力の向上

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
募集型家庭教育学級参加者数	25 回	30 回	35 回

○ 市民情報センター・ゆうき図書館管理運営事業【生涯学習課】

市民情報センター・ゆうき図書館の管理・運営

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
施設利用者数	265,008 人／年	270,000 人／年	280,000 人／年

④ 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

④-2 生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造

2 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るための環境整備を行うとともに、青少年にとって魅力ある体験活動を実施します。

また、青少年の育成に取り組む各種団体への支援を図り、連携・協力しながら、青少年教育を推進します。

主要事業

○ 青少年相談員設置事業【生涯学習課】

青少年相談員による街頭巡回・立入調査等、各種広報活動の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
街頭巡回回数	57回	60回	60回

○ 青少年教育推進事業【生涯学習課】

青少年育成結城市民会議・青少年相談員連絡協議会・子ども会育成連合会等各種団体への支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
支援事業数	10回/年	10回/年	10回/年

3 芸術文化を楽しむ機会の充実

リニューアルオープン後の市民文化センターにおいて、指定管理者制度*を活用した施設の適切な管理・運営を行うとともに、市民にとって充実した施設の利用機会を提供します。

また、市民の文化芸術活動の活性化を図り、結城市文化協会が主催するゆうき市文化祭の周知啓発など、文化協会活動への支援を行います。

主要事業

○ 市民文化センター管理運営事業【生涯学習課】

市民文化センターの管理・運営

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
文化施設利用者数	76,474人	110,000人	150,000人

○ 文化振興事業【生涯学習課】

文化芸術審議会の開催、ゆうき市文化祭合同展及び音楽部門合同発表会開催への支援、結城市文化協会への支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
文化協会加盟団体・個人数	38団体・人	38団体・人	38団体・人

4 郷土の文化財の保存と活用

国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡については、これまでの発掘調査の成果を広く公開するとともに、安定的に保存し、歴史教育や生涯学習*の場として活用していくため、史跡公園として整備・活用します。

また、史跡等の環境整備、埋蔵文化財の保護及び後世への伝承を図るとともに、郷土の文化財や歴史的資料の収集・保存に努め、それらを展示・公開することにより、市内外に向けた本市の歴史の発信や文化財の活用を図ります。

主要事業

○ 結城廃寺跡整備事業【生涯学習課】

国指定史跡結城廃寺跡の整備・活用

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
史跡整備状況	整備	整備	整備

○ 文化財保護事業【生涯学習課】

史跡等の環境整備、市内遺跡試掘調査、土地改良に伴う発掘調査

指定文化財・国登録有形文化財件数	139 件	139 件	140 件
------------------	-------	-------	-------

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市生涯学習*推進基本計画	2022（令和4）年度～ 2031（令和13）年度	生涯学習課
結城市文化芸術推進基本計画	2021（令和3）年度～ 2030（令和12）年度	生涯学習課
史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画	2021（令和3）年度～ 2025（令和17）年度	生涯学習課
史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画	2023（令和5）年度～ 2025（令和17）年度	生涯学習課

4-3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進 [スポーツ・レクリエーション]



1 現状と課題

2022（令和4）年3月にスポーツ基本法の理念の具現化に向けて国が定めた「第3期スポーツ基本計画」では、地方公共団体は地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施し、多様な主体におけるスポーツ機会の創出やスポーツを通じた健康増進・共生社会の実現、経済・地域の活性化など、スポーツが社会活性化等に寄与する価値を更に高めるとともに、地域における課題解決を図る観点からも、重要な役割を果たすとされています。

これらを踏まえ、本市ではスポーツに関する現状の課題と中長期的な方針を明確化し、スポーツの施策を計画的に推進するため、2022（令和4年）年3月に、スポーツ実態調査の結果を反映した第2次結城市スポーツ推進計画を策定しました。本市では日常的にスポーツをしている人が全国に比べて少ないことから、今後も引き続き、計画に基づいた「市民1人1スポーツ」「成人週1スポーツ」の実現を目指して、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するとともに、スポーツの社会的な役割の変化に対応したスポーツ関連施策の充実を図る必要があります。

また、中学校の部活動においては、教職員の働き方改革と少子化に伴う児童生徒のスポーツ・文化芸術活動への参画機会の減少・消失を防ぐため、地域展開への取り組みが進められており、指導者の確保や実施体制の整備が課題となっています。

2 基本的方針

- スポーツ・レクリエーション活動が市民の暮らしにうるおいとやすらぎをもたらし、健康的な生活や充実した余暇時間を送れるよう、誰もが継続的に参加できる環境の整備を進めます。
- スポーツ参画人口の増加を図るため、スポーツを「する・みる・ささえる」一員として様々な角度からスポーツへの参画を促すことができるよう、スポーツレクリエーション祭などの事業を開催するとともに、老朽化が進むスポーツ施設の適切な維持管理に努めるなど、スポーツ環境の整備を進めます。
- 継続的かつ充実したスポーツ活動を推進できるよう、結城市スポーツ協会や結城市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*などの団体の育成とともに、スポーツ推進委員等の指導者の育成、世界や全国を舞台に活躍する本市にゆかりのあるアスリートの支援を行います。
- スポーツを通じた異文化交流による多文化共生*社会の実現や、スポーツツーリズムによる地域の活性化など、スポーツが持つ社会的な役割にも目を向け、多方面からスポーツ振興を図ります。
- 中学校における部活動の地域展開については、市が主体となり指導者及び運営主体の確保・養成についての検討を進め、少子化が進む中でも生徒たちが将来にわたり、継続的なスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保と充実に努めます。

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 まちづくりの満足度－生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会【再掲】 (結城市総合計画「市民意向調査」)	2.84	3.2	3.4
指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標2 スポーツ推進委員の確保	19人	20人	20人

4 施策体系・施策が目指す姿

1 スポーツ参画人口の増加と環境整備

スポーツを通じた活力ある社会の実現を目指し、「する・みる・ささえる」一員として様々な角度から市民のスポーツへの参画を促し、スポーツ参画人口の増加を図るためのイベント・大会の開催を行うとともに、誰もがスポーツ活動を行うことができる環境を整備します。

2 スポーツ活動を推進する人材の育成・支援

誰もが安心して継続的かつ充実したスポーツ活動が実施できるよう、各種団体や指導者の育成を支援するとともに、スポーツの魅力や共感力を活用した地域振興・地域活性化を図っていきます。

また、中学校部活動の地域展開については、指導者や実施主体についての選定・調整を進め、生徒たちが継続して多様なスポーツ・文化芸術活動に触れられる環境づくりを目指します。



4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

4-3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進

5 個別施策・主要事業

1 スポーツ参画人口の増加と環境整備

スポーツイベント等を開催し、より多くの市民にスポーツ・レクリエーション活動の機会を設けることで、スポーツ参画人口の増加を図ります。

また、施設の老朽化や市民におけるニーズを踏まえ、既存のスポーツ施設が有効に活用できるように適切な更新と管理運営を行います。

主要事業

○ イベント・大会開催事業〔スポーツ振興課〕

スポーツイベントや各種大会を契機とするスポーツ活動への取組

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
スポーツレクリエーション祭参加人数	395 人	400 人	400 人

○ スポーツ施設管理運営事業〔スポーツ振興課〕

スポーツ施設の充実と効率的な管理運営

運動施設の利用者数（鹿窪運動公園・紬の里結城パークゴルフ場）	166,946 人／年	175,200 人／年	184,000 人／年
--------------------------------	-------------	-------------	-------------

2 スポーツ活動を推進する人材の育成・支援

継続的かつ充実したスポーツ活動を推進するため、各種団体や指導者、各種スポーツを支える人材の育成と本市にゆかりのあるアスリートへの支援を行うとともに、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

また、中学校部活動の地域展開に向けた、指導員や運営主体など地域人材の協力体制について検討を行い、生徒たちが継続して多様なスポーツ・文化芸術活動に触れる機会づくりに務めます。

主要事業

○ スポーツ活動支援事業〔スポーツ振興課〕

活躍するアスリートへの支援と、スポーツ団体や指導者、各種スポーツを支える人材の育成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
市内スポーツイベント協力者数	279 人／年	300 人／年	310 人／年

○ 部活動の地域展開〔スポーツ振興課〕

生徒がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の維持・創出

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
地域展開部活数	0 件	20 件	30 件

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第2次結城市スポーツ推進計画	2022（令和4）年度 ～2026（令和8）年度	スポーツ振興課

4-4 多様性を尊重し合える社会づくり

[男女共同参画・人権／国際交流・多文化共生／地域間交流]



1 現状と課題

個人を取り巻く環境が急速に変化する中、偏見による不当な差別、社会的弱者に対する暴力や虐待、インターネットやSNS*を悪用した誹謗中傷といった人権侵害は後を絶ちません。誰もが人権の意義と重要性を認識し、公平で正確な知識と情報に基づく人権感覚を身につけられるように、対象の世代や属性に沿った人権教育・啓発活動の充実が求められます。男女共同参画への取組は、法律や制度上では整えられているものの、固定的な性別役割分担意識などをはじめとするアンコンシャス・バイアス*は依然として根強く残っている状況です。

また、本市における外国人住民数は令和7年1月1日現在で3,066人、人口に占める割合は6%を超えるなど直近5年間で約1.25倍に増加しており、多国籍化や在住外国人の活動目的・職種の多様化も進んでいます。日常生活で日本人と外国人の接点が増える中、言葉や文化、生活習慣の違いへの理解不足などによる誤解やトラブルを避けるため、相互理解を深める機会を創出し、多文化共生*に対応していくことが課題です。育成就労制度*の創設により、在留外国人は今後も増加が見込まれることから、外国人にも選ばれる地域づくりが求められます。

こうした多様な視点は、災害や防災、都市空間づくりにおいても重要とされています。

2 基本的方針

- 国籍や年齢、性の違い、性的少数者（LGBTQ等）*、障害の有無などに関わらず、誰もが健康で文化的な生活を営み、人権が尊重され、差別のない公正な社会を実現するため、誰もが参画できる地域社会づくりを目指します。結城市人権施策推進基本計画に基づき、関係機関と連携した各種啓発活動により人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを進めます。
- 結城市男女共同参画推進条例等に基づき、アンコンシャス・バイアス*の解消に向けた意識啓発やワークライフバランス*（仕事と生活の調和）の推進、政策や方針決定過程への女性の参画等の促進に取り組みます。
- 多文化共生*社会を実現するため、総務省が策定した地域における多文化共生*推進プラン（改訂）を参考に、市民の意識啓発やコミュニケーション支援、交流機会の提供や外国人の社会参画支援などに取り組むとともに、地域住民にとって安全・安心な、秩序ある共生社会づくりを目指します。また、市民の国際理解を深め、広い視野を持った人材を育てるよう、関係団体と連携しながら国際交流・地域間交流を推進します。
- これらを市民、企業・団体、行政が一体となり、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場で推進することにより「互いの意見を尊重し、多様性を認め合う社会づくり」を目指します。

3 基本施策の主な指標

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1 「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識を持たない割合	70.4%	70.7%	71%
指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標2 まちづくりの満足度－多文化や多様性を認め合う住民の意識啓発（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.56	3.6	3.7

4 施策体系・施策が目指す姿

1 人権尊重のまちづくりの推進

結城市人権施策推進基本計画に基づいた人権施策を推進し、市民が問題解決のため共通認識を持ち、あらゆる差別や偏見をなくし、基本的人権が保障される社会を目指します。

2 男女共同参画社会の実現

結城市男女共同参画推進条例や結城市男女共同参画基本計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し責任を担い、性別にとらわれず自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある社会を目指します。

3 多文化共生社会の実現

行政や企業、団体などが連携し、外国人と日本人が互いの文化や価値観を尊重するとともに、お互いが暮らしやすく、外国人も地域の担い手として期待され、地域で活躍できる社会を目指します。

4 地域間交流の促進

関係団体と連携しながら、市民の主導による姉妹都市や友好都市をはじめとした地域間交流事業を支援するとともに、お互いの歴史や文化等を通じて自治体間のつながりについて理解を深めることで、交流活動の維持・活性化を図ります。

5 個別施策・主要事業

1 人権尊重のまちづくりの推進

人権講演会や出前講座を開催するとともに、広報紙などを活用した啓発活動や関係機関との連携に取り組み、市民一人一人が自分の問題として捉えられる人権尊重のまちづくりを推進します。

主要事業

○ 人権教育推進事業〔生涯学習課、人権推進課〕

人権講演会等の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
人権講演会等の開催回数	2回	2回	2回

2 男女共同参画社会の実現

広報紙、ホームページ掲載による啓発の強化や、講座・講演会の充実を図るとともに、職員研修を実施します。

また、市内事業主へ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について周知を図るとともに、審議会や委員会等の方針や意思決定の場への女性参画を推進するほか、ドメスティック・バイオレンス*防止講座や各種講演会を開催します。

主要事業

○ 男女共同参画推進事業〔人権推進課〕

講座・講演会等の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
講座・講演会実施回数	8回	8回	8回

3 多文化共生社会の実現

将来的な地域の担い手育成につなげるため、国際交流や多文化共生*についての学びや交流の機会として、セミナーやイベントを開催します。また、国際交流協会や日本語教室と連携し、外国人の日本語学習支援や国際親善姉妹都市を中心とした交流等を行います。

在住外国人に対しては、相談窓口の設置や情報発信により、安心して地域生活や仕事を継続できる環境を整備し、地域社会に参画できるように支援するとともに、地域におけるルールや法令の遵守を促します。

● 重点事業

主要事業

○ 多文化共生推進事業【企画政策課】

国際親善姉妹都市等との交流、在住外国人と市民の交流機会の提供、民間団体の育成支援、やさしい日本語の普及促進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
啓発・交流イベントの開催回数	3回/年	4回/年	5回/年

● 外国人一元的相談窓口設置事業【企画政策課】

多言語対応による相談窓口の設置、庁内や関係機関との連携による相談対応の強化、行政情報の多言語化の推進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
一元的相談窓口の相談件数	5,812件/年	6,650件/年	7,050件/年

4 地域間交流の促進

姉妹都市である山形県長井市や友好都市である栃木県小山市、福井県福井市をはじめとする、本市とつながりのある自治体との交流を実施することで、お互いの歴史や文化などについて理解を深め、更なる地域間連携を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 友好都市交流事業【生涯学習課】

福井市の小学生との相互訪問交流の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
相互交流・研修等実施日数	9日間	9日間	9日間

6 個別計画

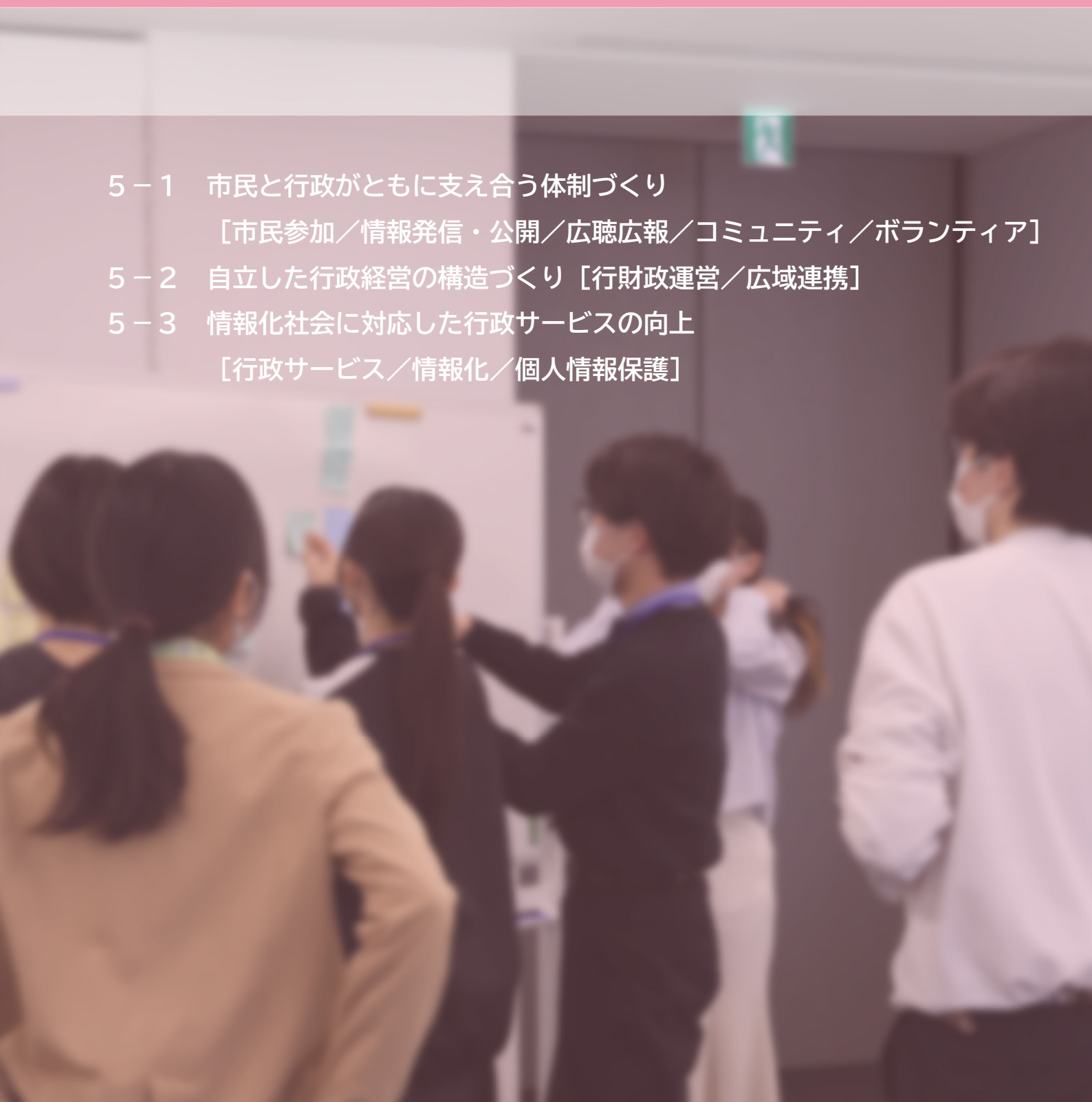
計画の名称	計画期間	担当課
結城市人権施策推進基本計画	2009（平成21）年度～	人権推進課
第3次結城市男女共同参画基本計画「たままゆプラン」	2021（令和3）年度～ 2030（令和12）年度	人権推進課

5

みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう

協働・行政

- 5－1 市民と行政がともに支え合う体制づくり
〔市民参加／情報発信・公開／広聴広報／コミュニティ／ボランティア〕
- 5－2 自立した行政経営の構造づくり〔行財政運営／広域連携〕
- 5－3 情報化社会に対応した行政サービスの向上
〔行政サービス／情報化／個人情報保護〕



5 「チャレンジする市役所」への変革！

第5次結城市行政改革大綱・改訂版

第1 これまでの行政改革の取組

本市における行政改革の取組については、市制施行後から総合計画等に掲げて取り組んできましたが、1985（昭和 60）年に「結城市行政改革大綱」を策定し、改革のための指針を明確にしてからは、国・県の動向を踏まえながら、1996（平成 8）年に「改訂：結城市行政改革大綱」、2000（平成 12）年には、「新・結城市行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや民間委託の活用、行政サービスの向上など市民の視点に立った改革を進めてきました。

その後も、持続可能な行政運営基盤の構築を目指し、2005（平成 17）年に第3次、2013（平成 25）年に第4次、2019（平成 30）年には第4次の改訂版となる行政改革大綱を策定し、継続的に行政改革を推進するとともに、第3次以降はより強力に推進するため具体的な目標数値を設定し、その評価を分かりやすくするための「行政改革集中改革プラン」を策定し、簡素で効率的な行政運営のための重点課題として、行政組織や事務事業の見直し、職員定数や給与の適正化、事務の効率化、経費の節減合理化などに積極的に取り組みました。

一方、将来の予測が難しく、混沌とした時代を迎える中で、時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、失敗を恐れずに、新たな施策に積極果敢に挑戦していくことが重要であることから、総合計画の実行を下支えするため策定していた行政改革大綱を総合計画の中に含め、第5次結城市行政改革大綱を策定しました。

■ 主な改革事項

新・結城市行政改革大綱

2000（平成 12）年度
～2004（平成 16）年度

- 行政評価システムの導入
- 市長などの特別職給料等の削減（市長 10%、助役等 5 %）
- 小規模工事などの契約希望者登録制度の導入

第3次結城市行政改革大綱

2005（平成 17）年度
～2009（平成 21）年度

- 市税などのコンビニ収納の導入
- 玉岡幼稚園の廃止（施設の民間譲渡）
- 職員定数の削減（約 10%）

第4次結城市行政改革大綱

2013（平成 25）年度
～2017（平成 29）年度

- ゆうき図書館に指定管理者制度*を導入
- 公共施設白書の作成、公共施設等総合管理計画の策定
- 人事評価制度の導入

第4次結城市行政改革大綱
・改訂版2018（平成 30）年度
～2020（令和 2）年度

- 障害者福祉センターに指定管理者制度*を導入
- 個人住民税の特別徴収の一斉指定を実施
- 行政情報の提供方法の充実（SNS*、ケーブルテレビ等の活用）

第5次結城市行政改革大綱

2021（令和 3）年度
～2025（令和 7）年度

- ネーミングライツ*の実施
- 証明書等のオンライン請求・決済の導入
- 電子決裁システムによる押印廃止

第2 改革の必要性

結城市行政改革大綱の策定以降、第5次大綱に掲げた取組を経て、本市の行政改革は着実な効果を上げてきたところであり、また、成果を広く市民に公表することで、理解と共感を得ることができたものと考えます。

しかしながら、本市を取り巻く状況は今後も楽観視できる状況にはなく、少子高齢化の進展や公共インフラの大量更新時期を迎える中で、デジタル技術の活用により業務効率の向上やコスト削減、サービスの質の向上を図りながら、今まで以上に無駄をなくし、事業の「選択と集中」を進めるメリハリのある行政運営が必要です。

第3 「チャレンジする市役所」への変革！の基本的な考え方

1 策定の目的

将来の予測が難しく、混沌とした時代を迎える中で、時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、失敗を恐れずに、新たな施策に積極果敢に挑戦していくことが重要です。

そこで、総合計画の実行を下支えするため策定していた行政改革大綱を第6次結城市総合計画の中に含め、未達成となっている項目及び達成後も継続が必要と判断した項目について、目標の見直しと新たな推進項目を加え、第5次結城市行政改革大綱・改訂版である『「チャレンジする市役所」への変革！』を策定します。

2 基本目標

みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう

今後いっそう進展すると見込まれる人口減少・少子高齢化や、価値観・ライフスタイル・ニーズの多様化・複雑化、地方分権*、デジタル化とともに、グローバル化*により予断を許さない経済情勢など、本市を取り巻く情勢は日々変化を続けています。

このような中、時代の変化に柔軟かつ的確に対応しながら総合計画を推進し、また、行政サービスの水準を維持・向上していくためには、今後も市民と行政がパートナーとしてそれぞれの役割と責任を分担し、協働*のまちづくりを進めつつ、多様な人材やデジタル技術を効果的に活用しながら、突発的・短期的な事象に左右されることなく、中長期的に安定した行政運営を持続できる強固で筋肉質な行政基盤を構築する必要があります。

このため、「みんなの協働*で進める 持続可能な行政を目指そう」を引き続き本大綱の基本目標として掲げ、行政改革を推進します。

3 基本方針

本大綱の基本目標を達成するため、次の事項を基本方針として定め、行政改革に取り組みます。

I 市民と行政がともに支えあう体制づくり

多種多様な市民ニーズや地域課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民や行政をはじめとした多様な主体が互いに果たすべき役割と責任を分担し、「協働*」の理念のもとにパートナーシップを確立することが必要です。

このために、市民が市政に参画しやすい環境整備や積極的な情報公開、民間との連携・協働*強化に努め、市民と行政の信頼関係をより強くするための体制をつくります。

II 自立した行政経営の構造づくり

社会構造の変化により、税収の先行きが不透明な中、限られた財源を効果的に市民サービスに投入し、かつ、サービスの水準を向上させていくためには、行政が担うべき役割を明確にした上で、身の丈に合った財政運営を実現する必要があります。

また、人口減少に伴う地域経済の縮小や世界経済の不安定化により市財政はますます予断を許さない状況となるため、積極的に多様な自主財源の確保に努め、国のビッグデータ*等を活用しつつ徹底した事業のスクラップアンドビルド*を実行して、他に依存しない自立的・自主的な財政構造をつくります。

一方、人口減少や少子高齢化などによる社会構造の変化や、国・県の動向に迅速かつ機動的に対応するためには、スリムでありながらも柔軟な行政組織と、高い専門的能力やプロフェッショナル意識を持った行政職員の存在が不可欠です。

そのために、人口減少を前提にしつつ中長期的な視点に立った行政組織の見直しと職員の適正配置を行い、また人材育成や多様な人材確保に力を入れ、職員の意識改革と個々の資質を向上させる取組を行います。

III 情報化社会に対応した行政サービスの向上

日々進化する情報通信技術や先端技術を生活や仕事に取り入れることで、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会の実現が期待されています。

そのために、自治体DX*を推進し、超高速な情報通信技術である5G*、全ての人とモノがつながることにより様々な知識や情報が利活用できるIoT*（Internet of Things）、さらには人工知能（AI*）などのテクノロジーを積極的に導入・活用することにより、だれもが・どこでも均一な行政サービスが享受できるまちづくりを推進するとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていきます。

4 重点項目

基本方針を着実に推進していくため、重点項目を次のように定め、実行します。

Ⅰ 市民と行政がともに支えあう体制づくり

- ① 協働・共創のまちづくりの推進
- ② 広聴広報の推進
- ③ 市政への参画機会の確保と透明性の向上

Ⅱ 自立した行政経営の構造づくり

- ① 行財政運営の効率化と公共施設マネジメント
- ② 自主財源の確保と経費削減合理化等による財政の健全化
- ③ 人材の育成と挑戦する組織づくり
- ④ 出資団体の適正化と広域行政の推進

Ⅲ 情報化社会に対応した行政サービスの向上

- ① マイナンバーカードの利活用
- ② 行政サービスの充実と個人情報の安全管理の強化
- ③ 生成AIやICTの積極的な活用による生産性の向上

5 推進方法

重点項目ごとの主要事業については、総合計画実施計画でローリング方式により毎年度必要な調整を行います。また、具体的な取組についてのスケジュールや数値目標を定める『「チャレンジする市役所」への変革！』【アクションプラン】を作成し、柔軟かつ機動的に推進します。

『「チャレンジする市役所」への変革！』【アクションプラン】については、毎年度の進捗状況や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて随時見直しを行います。

⑤ ー 1 市民と行政がともに支えあう体制づくり

〔市民参加／情報発信・公開／広聴広報／コミュニティ／ボランティア〕



■ 1 現状と課題

多様化する市民ニーズへの対応や持続可能な行政運営を目指すためには、市が市民や地域団体、NPO*、事業者等との連携を強化し、それぞれの特性を生かした役割分担のもと、より効果的な地域経営を進めていく必要があります。

現在、本市では市民活動を推進し、主体的に地域活動を行っている市民団体や個人の活動の充実を支援するため、スキルアップや人材育成、団体間交流の場の提供などの事業を行っています。

また、市民ニーズの把握や行政への市民参加を推進するため、自治会要望を随時受け付けるとともに、市政懇談会や市長との意見交換会の開催など、行政が直接地域に出向く広聴活動を行うほか、広報紙の毎月発行や、ホームページおよびSNS*等を通じた行政情報の周知、パブリックコメント*制度などを活用した市民参画の機会を促進しています。

一方、近年の社会環境の変化等により、地域の自治活動を敬遠する傾向が高まり、コミュニティの弱体化が懸念されていることから、講座や講演会等を通して、先進事例の紹介や情報提供を継続して行い、意識啓発を強化することで、地元のことを学び、地元で助け合える仲間（つながり）をつくり、“自分たちの地域は、自分たちで盛り上げていく”という意識を醸成していく必要があります。

また、高齢化の進展や共働き家庭の増加により、審議会等における公募委員の担い手が不足していることから、会議の開催方法の改善や多様な人材の確保が求められています。

■ 2 基本の方針

- 更なる行政改革の推進と高度化・複雑化する市民のニーズに対応するためには、市民、企業・団体、行政等による協働*のまちづくりのより一層の推進が必要不可欠であるため、市政への参画機会の拡充と透明性の確保をはじめ、市民活動の支援の充実、NPO*法人や企業等による民間が持つノウハウを生かした質の高い公共サービスの提供などにより、新しい形の公共の実現を目指します。
- 開かれた透明性のある行政運営の実現を目指し、市民の参画を基盤とした行政を推進するため、情報公開や広聴広報体制の充実を図り、市民の行政に対する理解と関心を高める取り組みを進めるとともに、計画や条例等の策定における意見聴取機会や参画機会を拡充します。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、自治会・NPO*法人・各種ボランティア団体等による地域活動を積極的に支援し、地域に根ざしたコミュニティ施設の活用を促進します。

3 施策体系・行革推進項目

1 協働・共創のまちづくりの推進

様々な立場の市民が市政に参画する機会の創設や、市民の主体的なまちづくり活動・ボランティア活動・地域コミュニティの活性化等、市民、企業・団体、行政が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して協働*・共創*のまちづくりを推進します。

● 重点事業

行
革
推
進
項
目

□ 市民協働の推進

行政への市民参画を促すため、協働*のまちづくりに対する理解と意識の向上を図るほか、環境美化意識の高揚と地域コミュニティの活性化を図るための活動に対し各種支援を行います。

取組内容

- 市民参画・市民活動支援事業
[まちづくり協働課]
- 環境美化パートナーシップ事業
[まちづくり協働課]

□ 民間との連携・協働強化

企業・NPO*・大学などの多様な主体と課題を共有し、アイデアを出し合いながら、お互いの強みを生かした効果的な施策を展開するため、連携・協働*を強化します。

取組内容

- 包括連携協定の充実と連携企業等の拡大
[企画政策課]
- ・ 民間企業やNPO等との協働事業の推進
[まちづくり協働課]
- ・ 市民活動団体の育成 [まちづくり協働課]

2 広聴広報の推進

市民の行政への関心と信頼を高めるとともに、戦略的な情報発信と市民参画の推進に取り組むほか、多様な媒体を活用し、必要な情報や施策・事業の進捗など広く発信し、本市の魅力や文化資源を市内外へ積極的にPRします。また、市民や団体との意見交換会を通じて市民の声を政策に反映し、満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

行
革
推
進
項
目

□ 情報発信の強化

市民のライフスタイルや情報ニーズに対応するため、即時性・多様性を重視した情報発信などに取り組めます。

取組内容

- ・ SNS等を活用した情報発信 [秘書課]

□ 市民本位の行政サービスの提供

市政に対する市民の理解と関心を高めるとともに、行政サービスの質の向上を図るため、市民参画を重視した政策形成の仕組みを強化します。

取組内容

- ・ 市長との意見交換会の開催 [秘書課]

3 市政への参画機会の確保と透明性の向上

本市を取り巻く環境の変化や、市民の価値観やニーズの多様化・複雑化が進む中、市民と行政の協働*によるまちづくりを推進するため、案件に応じて柔軟かつきめ細かに対応していきます。

市政に市民の声を反映し、市民に開かれた行政づくりを進めるため、パブリックコメント*制度等の実施により、“市民の声を聴く機会”の充実を図るとともに、審議会等の公募委員に多様な人材を登用し、市政への参画機会の充実を図ります。

また、積極的に市政情報を公開することで、市民と行政の情報の共有化と透明性の向上を図ります。

行
革
推
進
項
目

□ 開かれた行政運営の推進

本市の基本的な政策に関する計画や条例等を策定する際に、パブリックコメント*等の制度を活用し広く意見を聴取します。審議会などに公募の市民や女性委員を積極的に登用し、多種多様な意見を市政に反映させます。

取組内容

- ・ パブリックコメント制度等の充実
[企画政策課]
- ・ 公募・女性委員の積極的な登用
[人権推進課]

5-2 自立した行政経営の構造づくり【行財政運営／広域連携】



1 現状と課題

市税収入は市政運営の上で重要な自主財源であり、安定した財源確保が全庁的な課題となっています。

一方、歳出に関しては、社会保障関連の扶助費*が年々増加する傾向にあり、公債費*とともに歳出で大きな割合を占める構造が長く続いています。

また、筑西市、桜川市と筑西広域市町村圏事務組合を組織し、消防、ごみ処理、火葬場の運営などの事業を共同で実施していますが、保有施設の老朽化に伴う長寿命化・大規模改修や構成市の人口の割合の変化等により、負担金が増加傾向にあることが課題となっています。

そのため、社会経済情勢の変化や地方分権*に基づく権限移譲が進む中、地方自治体自らの判断と責任において行財政改革を推進するとともに、業務遂行上のリスクを想定し対応策を講じる内部統制制度の整備に取り組むなど、効率的で質の高い行財政運営に努めていく必要があります。

さらに、人口減少・少子高齢化が進む中、行政ニーズが多様化する一方で、職員の確保が課題となっています。こうしたことから、限られた人員での事務の効率化を図るとともに、県や周辺市町との事務の広域化・共同化を図り、専門職の共有化を検討していく必要があります。

2 基本的方針

- 限られた財源を効率的・効果的に活用するため、多様な自主財源の確保や財政の健全化と併せて、証拠に基づく政策立案（EBPM*）と事後の施策・事業の検証・評価を行い、施策や事業の選択と集中を図ることで、質の高い行政経営を進めるとともに、公共施設の適正な配置と維持管理を推進します。
- 地方分権*や地方創生*を推進するため、結城市人材育成・確保基本方針及び結城市デジタル人材育成方針に基づき各種研修を充実させ、職員の資質や政策形成能力及びデジタルリテラシー*の向上を図るとともに、挑戦する組織づくりに努めます。
- 出資団体の適正化を推進するとともに、行政区域を越えて、それぞれの強みを生かし、弱みを補完し合いながら地域課題の解決に取り組み、地域のニーズにあわせた効率的な行政サービスを提供していくため、周辺市町と連携した行政サービスの継続・拡大など、持続可能な広域行政と定住自立圏*を推進します。

■ 3 施策体系・行革推進項目

1 行財政運営の効率化と公共施設マネジメント

総合計画・実施計画・行政評価等によるPDCAサイクルに基づき、社会情勢や市民ニーズに即した既存事業の見直しを行いながら、証拠に基づく政策立案（EBPM*）の考え方にに基づき、新規事業の立案を図るとともに、徹底した行財政改革の推進と計画的な財政運営により、自立した行財政運営を確立します。

また、公共施設については、既存公共施設の規模の見直しに加え、民間のノウハウや資金等を活用するPPP*/PFI*の導入について調査研究し、経営的な観点から施設の効果的・効率的な再配置、管理運営方法等の見直しを実施します。

行革推進項目

□ 合理的な政策立案と効率的な行財政運営の推進

総合計画に掲げた施策を着実に実施するために、国が公開する統計データやビッグデータ*等を活用したEBPM*の考え方にに基づき事業計画を策定・評価するとともに、適切な公共サービスと財政運営を両立させるための公共施設マネジメントを推進します。

取組内容

- ・ 行政評価事業 [企画政策課]
- ・ 公共施設マネジメント事業 [契約管財課]

□ 民間活力の利活用の推進

民間の経営資源を取り入れた効果的な行政運営を行うため、民間活力の導入を推進します。

取組内容

- ・ 指定管理者制度の導入の推進 [行革・デジタル推進課]
- ・ 民間委託やPFI等の民間活力導入の調査・研究 [行革・デジタル推進課、契約管財課]

2 自主財源の確保と経費削減合理化等による財政の健全化

市税収入の確保に向けて、課税対象や申告内容を的確に把握し、公平・公正な課税に努め、収納率の向上を図るとともに、計画的な公有財産の処分や、多様な手法を活用した効果的な自主財源の確保・拡充に努めます。

また、健全な財政運営を目指し、受益者負担の原則に基づく使用料及び手数料の適正化、公営企業会計の経営改善などを推進し、経常経費の節減に努めることで、一般会計からの繰出金の適正化を図ります。

加えて、持続可能な行政運営基盤の構築に向けて、ふるさと納税の推進と返礼品の拡充による寄附金額の増加を目指すほか、企業版ふるさと納税の活用に取り組みます。

● 重点事業

□ 幅広い手法による財源の確保

ふるさと納税制度（企業版を含む）やネーミングライツ*を活用し、自主財源を確保します。

市税等の収入確保に向けて、納税意識の高揚と徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。

取組内容

- ふるさと結城応援寄附金推進事業 [商工観光課]
- 企業版ふるさと納税事業 [企画政策課]
 - ・ 市税等の収納率の向上 [収納課]
 - ・ ネーミングライツの推進 [行革・デジタル推進課]

□ 財政健全化に向けた取組強化

公営企業会計及び特別会計について、経営等の健全化を推進するとともに、独立採算性の観点から見直しに努めます。

取組内容

- ・ 公営企業会計の健全化の推進 [水道課、下水道課]

3 人材の育成と挑戦する組織づくり

地方分権*の時代に対応できる人材を育成するため、結城市人材育成・確保基本方針に基づく各種研修を実施し、職員的能力・資質の向上に努めるほか、本市が抱える課題に対して、職員一人一人が主体的に取り組めるような職場環境の醸成とストレスのない働きやすい快適な職場づくりに取り組み、ワークライフバランス*（仕事と生活の調和）の推進を図ります。

また、人口減少を前提にした行政運営を行うため、定員管理計画に基づき、適正な人員の確保に努め、60歳を超える定年延長職員や暫定再任用職員、又は会計年度任用職員を柔軟かつ効率的に活用し、より機能的な組織体制を目指すとともに、BPR*の実施により、業務プロセスの効率化と最適化を図ります。

○ 主要事業

行
革
推
進
項
目

□ 市民に信頼される人材の育成

人材育成・確保基本方針に基づく職員研修の充実を図ります。

取組内容

- 職員研修事業 [総務課]

□ 多様で柔軟な働き方の推進

時差出勤やテレワーク*等による多様で柔軟な働き方を推進することにより、職員のワークライフバランス*を確保するとともに、健康管理を強化し、職員が前向きに意欲をもって挑戦できる勤務環境づくりに努めます。

取組内容

- ・ 労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進 [総務課]
- ・ ワークライフバランスの推進 [総務課]

□ 挑戦する組織づくり

職員が新たな発想で積極的に挑戦できる体制や、スピード感のある事務執行体制、「選択と集中」によるメリハリのある体制を目指します。

取組内容

- ・ 定員管理計画の管理 [総務課]
- ・ 組織のスクラップアンドビルド [総務課]
- ・ 職員提案制度の推進 [企画政策課]

4 出資団体の適正化と広域行政の推進

出資団体が効率的かつ効果的に運営されることで、地域の振興と市民生活の向上が促進され、市民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資法人改革を着実に推進します。

また、自治体を取り巻く環境の多様化や複雑化等により、単独自治体での課題解決が難しいと思われる案件に対しては、筑西広域市町村圏事務組合や小山地区定住自立圏*等の、広域的な自治体間連携を積極的に活用し取り組みます。

● 重点事業

行
革
推
進
項
目

□ 出資団体改革の推進

出資団体の市政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ将来を見据えたあり方等の見直しを進めます。

取組内容

- ・ 出資団体のあり方の見直し
[行革・デジタル推進課]

□ 広域行政の推進

構成自治体等との事務事業の共同実施や、定住促進と地域活性化を図る取組を推進します。

取組内容

- 定住自立圏構想の推進 [企画政策課]

4 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市人材育成・確保基本方針	—	総務課
結城市デジタル人材育成方針	—	行革・デジタル推進課
結城市行政改革大綱アクションプラン改訂版	2026（令和8）年度～ 2030（令和12）年度	行革・デジタル推進課
結城市定員管理計画	2026（令和8）年度～ 2030（令和12）年度	総務課
結城市特定事業主行動計画	2026（令和8）年度～ 2030（令和12）年度	総務課
第3期小山地区定住自立圏*共生ビジョン	2026（令和8）年度～ 2030（令和12）年度	企画政策課

⑤ - 3 情報化社会に対応した行政サービスの向上

[行政サービス／情報化／個人情報保護]



■ 1 現状と課題

自治体D X*の推進・I C T*の活用は、昨今の生活様式の変化に伴い、喫緊の課題となっています。本市では、申請手続や請求書等の押印廃止や電子決裁システムの導入により、これまでの事務形態を抜本的に見直し、自治体D X*を推進しています。

マイナンバー制度の導入に伴い、2020（令和2）年10月から住民票や印鑑登録証明書等のコンビニ交付が開始され、いつでもどこからでも手続が可能となる電子申請の充実など、市民のニーズに即した行政サービスの向上に努めています。

また、情報化を推進し、事務の効率化を図っていく一方で、情報セキュリティを確保し、市が管理する市民の個人情報を適正に保護することも重要な課題となっています。

このため、情報化や、市民の利便性向上などの施策を推進していくとともに、情報資産を安全に管理した上で、行政サービスを提供することが求められています。

■ 2 基本的方針

- 市民の多様なニーズや高度情報化社会の進展に対応するため、マイナンバーカードの利活用、窓口の多様化、I C T*等の効果的な活用により、行政サービスの向上に努め、書かない窓口の導入など窓口サービスの拡充を推進することで、市民の利便性を図り、市民生活に身近で便利な行政サービスを目指します。
- 情報化を推進し事務の効率化を図るため、結城市情報セキュリティポリシーに基づいた対策を徹底した上で、アナログ規制の点検・見直しを実施し、デジタル技術の活用に取り組み、結城市D X*推進方針及び結城市行政手続オンライン化方針を踏まえ、生成A I*の導入や電子申請の充実など生産性の向上に努めます。

3 施策体系・行革推進項目

1 マイナンバーカードの利活用

マイナンバーカードを利用した付加価値の高い行政サービスを促進するため、コンビニエンスストアにおける証明書交付事業を拡充することで、市民の利便性向上を図ります。

また、マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用した、PMH*（パブリック・メディカル・ハブ）の活用により、医療費助成、予防接種、母子保健、健診などの情報をオンラインで連携することで、市民・医療機関・薬局・行政の利便性向上を目指します。

● 重点事業 ○ 主要事業

行
革
推
進
項
目

□ マイナンバーカードによる利便性の向上

マイナンバーカードを利用することにより、行政サービスの充実を図ります。

また、PMH*（パブリック・メディカル・ハブ）の活用により、市民、医療機関、薬局と行政の相互の利便性向上を目指します。

取組内容

- コンビニ証明書交付事業 [市民課]
- PMH（パブリック・メディカル・ハブ）の活用 [保険年金課、社会福祉課、健康増進課]

2 行政サービスの充実と個人情報の安全管理の強化

市民のニーズに対応するため、書かない窓口の導入など、申請書類記入の省力化や待ち時間の削減に取り組むとともに、ICT*を活用した電子申請・届出サービスを拡充し、自宅等からでも行政サービスを受けられる環境の整備と利用促進を図ります。

また、情報セキュリティ対策を強化するとともに、個人情報の取扱いルール of 徹底やチェック体制の強化により、情報漏えいなど重大事故の未然防止に努め、市民に信頼される行政を目指します。

● 重点事業

行
革
推
進
項
目

□ 多様な行政窓口の実現

書かない窓口の導入など、証明書発行窓口のサービス向上を図ります。

いばらき電子申請・届出サービスなどを活用し、パソコンやスマートフォンで、いつでも、どこからでも手続きが行える環境を構築するとともに、市民がサービスを利用できるよう、デジタルデバインド*対策を行います。

取組内容

- 市民行政サービス窓口の充実 [市民課]
- 電子申請の充実 [行革・デジタル推進課]

□ 情報セキュリティの強化推進

高度情報社会に対応する情報管理のルール遵守とチェック体制の強化により、情報漏えいなど重大事故を未然に防ぐための事務改善を推進します。

取組内容

- ・ 情報セキュリティ対策の実施 [行革・デジタル推進課]

3 生成A I や I C T の積極的な活用による生産性の向上

業務に生成A I *を導入することで、文章作成や画像生成などさまざまな作業を自動化し、業務時間の短縮及び生産性の向上を図ります。これにより、職員が従事する業務をより創造的で高度な内容や相談業務などへ集中させ、各種施策の企画立案や意識改革を促進するとともに、相談業務の充実による市民に寄り添ったきめ細やかな行政サービスを目指します。

また、アナログ的な手法を前提としているルールは、デジタル化を阻害する一因になっていることから、人口減少や少子高齢化が進む社会において、デジタル技術の活用により生産性の向上や人手不足を解消するため、条例や規則等の見直しを進め、B P R *を徹底した上でD X *を推進します。

● 重点事業

行
革
推
進
項
目

□ 新技術の導入と I C T 活用による生産性の向上

生成A I *を導入することにより、文章作成や画像生成など、人間が行っていた作業を代替し業務効率化を図ります。また、I C T *を積極的に活用し、未だ電子決裁利用率の低い業務に対し、電子決裁の利用を推進します。

取組内容

- ・ I C T 技術の活用推進（生成A I の導入等）
[行革・デジタル推進課]
- ・ 電子決裁の拡充
[総務課]

□ アナログ的手法を前提としているルールの見直し

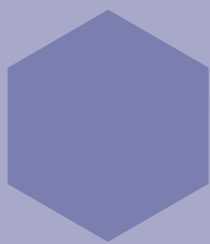
デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現するため、テクノロジー（技術）の進展に適応したレギュレーション（規制）環境の整備を行います。

取組内容

- アナログ規制の見直し
[行革・デジタル推進課]

4 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
行政手続における押印の見直しに係る基本方針	—	行革・デジタル推進課
結城市D X *推進方針	—	行革・デジタル推進課
結城市行政手続のオンライン化方針	—	行革・デジタル推進課
アナログ規制の点検・見直し方針	—	行革・デジタル推進課



結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略〔第3期〕 重点プロジェクト

1	重点プロジェクトについて	136
2	重点プロジェクトの構成と目標	139
3	重点プロジェクトの内容	140

①-1 重点プロジェクト[結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略]とは

第6次結城市総合計画（以下「市総合計画」という。）の将来都市像の実現にあたっては、体系別計画に位置付けた各事業の中から、今後重点的かつ戦略的に取り組む事業を抽出し、横断的な視点で推進していくことが大切です。

特に、本市では、人口減少へ対応するため、自立的で持続的な地域社会を創っていくことが喫緊の課題となっているため、これらの課題解決に資する事業を「重点事業」に位置付け、「重点プロジェクト」として最優先で取り組むこととします。

なお、本重点事業は地方創生*として本市が取り組むべき事業と同義であることから、重点プロジェクトを「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付け、人口減少時代の中でも、将来にわたって活力ある持続可能な結城市を目指していきます。

①-2 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の背景

日本の総人口は、2008（平成20）年をピークに減少傾向に転じて以降、人口減少が急激に進行しており、首都圏と地方での人口減少率や高齢化率などの格差も大きな問題となっています。

こうした状況を踏まえ、国は2014（平成26）年に「まち・ひと・しごと創生法」を公布し、日本全体の人口の将来展望を示す「長期ビジョン」と、このビジョンを達成するための今後5年間の施策を盛り込んだ「総合戦略」を閣議決定しました。

その後、2019（令和元）年に、「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を方針とした「第2期総合戦略」、2020（令和2）年に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「第2期総合戦略（2020改訂版）」を閣議決定しました。さらに、2025（令和7）年に、「人口規模が縮小しても経済を成長させ、地方を元気にする」、「当面の人口減少が続くことを正面から受け止め、適応策を講じる」、「若者や女性にも選ばれる地方をつくる」ことを目指して、「地方創生*2.0基本構想」を閣議決定しました。

本市においても、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、「結城市人口ビジョン 2020改訂版」で定めた本市の人口の現状と、2040年における人口の将来展望を踏まえた第1期の「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2016（平成28）年3月に策定し、第2期総合戦略を2021（令和3）年3月に総合計画と一体的に策定するなど、地方創生*に向けた取組を推進してきました。今般の総合戦略は、「地方創生*2.0基本構想」の閣議決定を受け、後期基本計画の策定に合わせた、第3期総合戦略として策定するものです。

結城市人口ビジョン 2020改訂版（抜粋）

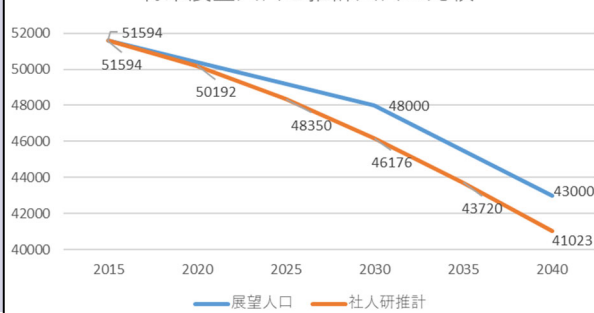
人口動態

親世代が減少傾向のため出生数の急激な増加は見込めない。また、団塊の世代が高齢となっているため一定の死亡数が継続する見込み。

社会動態

一定の転入需要継続が見込まれるため、いかに転入者を呼び込み、かつ、転出者を思いとどまらせるかといった取組が必要。

将来展望人口と推計人口の比較

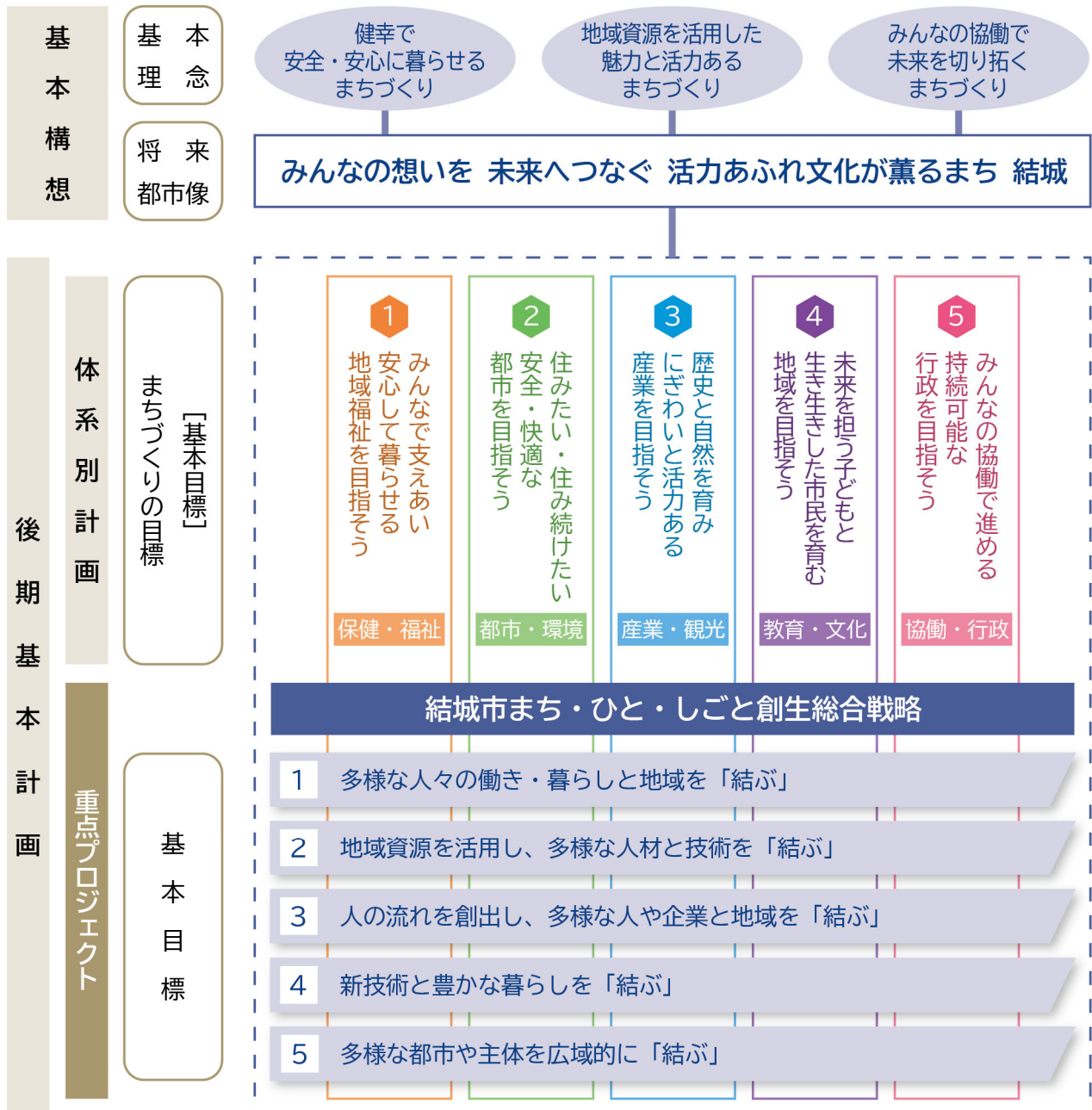


①-3 結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第3期】の策定

「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第3期】（以下「本総合戦略」という。）」は、国が示す「地方創生*2.0 基本構想」の政策の5本柱を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法に基づく「地方版総合戦略」として、新たに5つの基本目標を設定するとともに、より深刻化する少子高齢化の進行と生産年齢の減少への対応や、若者・女性に選ばれるまちづくりといった課題に向き合うことで、将来にわたり持続可能な自治体の構築を目指し、その目標を達成するための手段を明確に示すために策定するものです。

なお、本総合戦略の推進にあたっては、本市の行政運営の指針である市総合計画との整合性を図りながら各種施策や事業を展開していきます。

■ 重点プロジェクト【結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略】の位置付け



①－４ 市総合計画との関連性

第３期となる本総合戦略は、市総合計画の基本計画と並行し、まち・ひと・しごと創生に係る個別計画として定めるものです。市総合計画と人口ビジョン 2020 改訂版・本総合戦略を一体的に推進することで「人口減少の中でも、将来にわたって活力ある持続可能な結城市」を目指していきます。

なお、本総合戦略の実施期間は、市総合計画の後期基本計画と同じ 2026(令和８)年度～2030(令和 12)年度の５年間とします。

①－５ 第３期総合戦略の進め方

本総合戦略の推進においては、第２期と同様に国の政策原則に基づき、縦割り行政の弊害を排除するため、施策決定を行う庁内組織「結城市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、横断的な体制で臨みます。

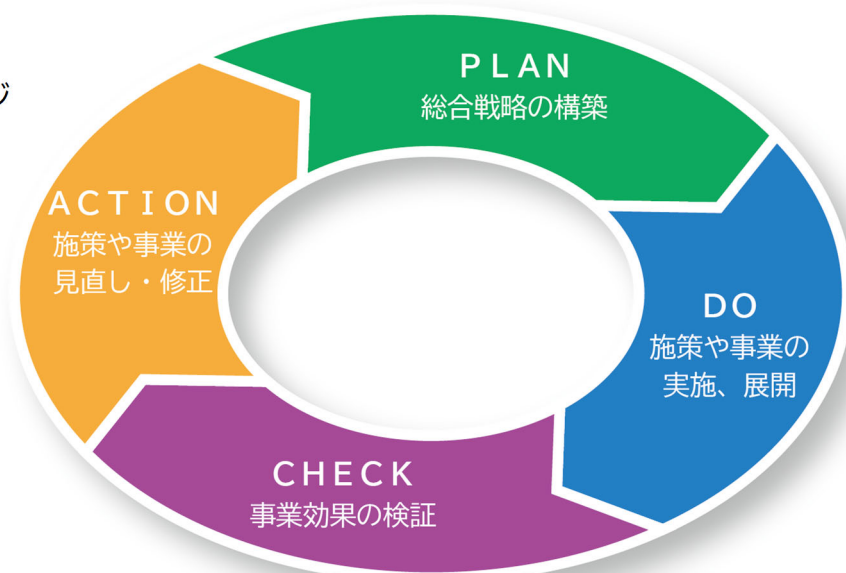
また、住民代表や市議会、産業界や大学、金融機関、労働団体、マスメディア、土業から構成される有識者会議「結城市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、推進に向けた連携や施策及び事業の効果検証を行い、官民一体となった体制で本総合戦略を推進します。

①－６ 事業の検証方法

本総合戦略の実施にあたっては、効率性が高くより大きな効果を求めるために、PDCAサイクルを確立し、外部有識者の推進会議による効果検証や市議会への報告・意見聴取を行い、施策や事業の見直し・修正を行います。

効果検証では、本総合戦略で定める目標値や個別施策にかかる重要業績評価指標（ＫＰＩ）に基づき、事業の進捗状況や効果を毎年度検証することとし、必要に応じて目標値や指標の見直しを行うものとします。

■ PDCAサイクルのイメージ





2

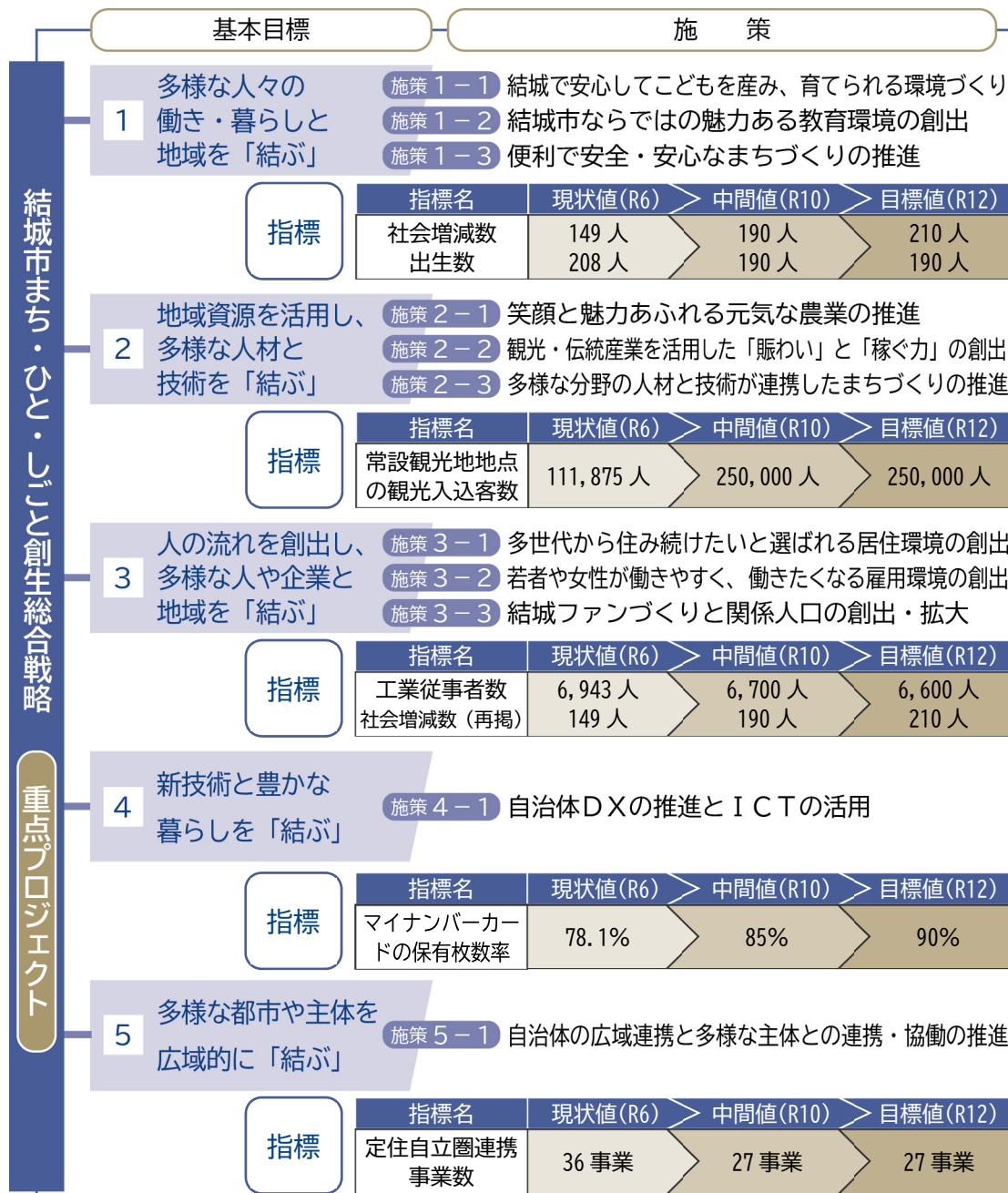
重点プロジェクトの構成と目標

結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に対処しつつ、将来にわたり持続可能な自治体の構築を目指していくため、重点プロジェクトは、「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、5つの「基本目標」と、その目標を達成するための「施策」で構成し、関係機関・団体や、地域間、施策間の連携などを図りながら、それぞれの施策・事業に取り組んでいきます。

また、新たな視点である、「若者や女性にも選ばれる地域」や、「人口減少が進行する中でも『稼げる』地方」、「AI*・デジタルなどの新技術の徹底活用」、「都市と地方が互いに支え合い、人材の好循環の創出」、「地方創生*の好事例の普遍化と、広域での展開を促進」等の実現に向けて、本市の特色を生かした自主的・主体的な施策を庁内横断的に推進することで、基礎自治体レベルにおいても実施可能な持続性のある社会づくりを目指します。

■ 重点プロジェクト[結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略]の構成と目標



・目標人口 2030(令和12)年:48,000人、2040(令和22)年:43,000人
 ・合計特殊出生率 創生事業開始時の1.43より改善
 結城市人口ビジョン2020改訂版・結城市総合戦略の目標

1 多様な人々の働き・暮らしと地域を「結ぶ」

多様な人々の働き・暮らしと地域を「結ぶ」ことで、若者や女性から選ばれる、安心して子どもを産み、育てられる地域づくりや、質の高い教育環境づくりを目指します。また、人口減少下でも地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスの維持・向上を図るとともに、災害や犯罪に強い地域づくりを目指します。

施策1-1 結城で安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

子育てを取り巻く環境の変化に対応しつつ、子育て家庭の心身の負担や経済的な負担を軽減し、地域で支えあいながら親子で生き生きと暮らせる子育て環境を確保するため、多様なニーズに応じた妊娠期、出産、子育てまでの切れ目のない支援に取り組みます。また、プレコンセプション・ケアやライフデザインの普及促進、地域で子どもを見守り、育てる支援体制の維持、多様かつ柔軟な保育環境の充実により、若者や女性から「結城で子どもを産み、育てたい」と選ばれるような、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。

重点事業

- 放課後子ども教室推進事業【子ども福祉課】 【1-1-①】 P40
・放課後、学校における地域住民との交流の実施
- 放課後児童健全育成事業【子ども福祉課】 【1-1-①】 P40
・市内小学校に設置されている学童クラブへの補助・委託の充実
- 地域子ども・子育て支援事業【子ども福祉課】 【1-1-③】 P41
・ファミリー・サポート・センター*事業や一時保育促進事業等、各種子育て支援事業の実施
- ママパパ子育て応援事業【子ども福祉課】 【1-1-③】 P41
・通園していない乳幼児の保護者が一時預かりを利用する際の費用を助成
- こども家庭センター運営事業【子ども福祉課】 【1-1-③】 P41
・妊娠期から子育て期までの全てのこども、妊産婦、子育て家庭への切れ目のない支援を実施
- 子育て世帯すこやか祝金支給事業【子ども福祉課】 【1-1-③】 P41
・1歳、3歳の誕生日を迎える児童を養育している保護者に対し、誕生日祝い金を支給
- 少子化対策医療費助成事業【保険年金課】 【1-1-④】 P42
・県の医療福祉制度に該当しない妊産婦及び小児（0歳から18歳まで）の医療費と自己負担分に対する助成
- 不妊治療費助成事業【健康増進課】 【1-1-④】 P42
・特定不妊治療を受けている夫婦に対し医療費の一部を助成
- 学校給食センター運営管理事業（学校給食費支援事業）【学校教育課】 【1-1-④】 P42
・義務教育を3人以上同時に受けている3人目以降の学校給食費を無償化

施策1-2 結城市ならではの魅力ある教育環境の創出

少子高齢化の進展や急激な時代の変化に対応しながら、本市の未来を担うこどもたちの成長を支え、学校教育を通じてこどもたちの地域への愛着を育むため、デジタル化やグローバル化*に対応した特色ある教育活動や、結城紬をはじめとする伝統産業・豊かな自然環境などの本市の持つ魅力を生かした小中一貫教育の推進により、こどもやその親たちが「結城で学びたい・学ばせたい」と感じるような、結城市ならではのこどもの無限の可能性を育む教育環境を創出します。

重点事業

- 小中学校 I C T 整備推進事業【学校教育課、教育支援課】 【4-1-①】 P103
・小中学校への I C T*機器の整備と支援員の配置による利活用の推進
- 結城南中学校区新設校建設事業【学校教育課】 【4-1-②】 P104
・新設小学校の建設
- 英語学習推進事業【教育支援課】 【4-1-③】 P105
・小中学校への A L T*の派遣と小学校への英語専門指導員配置
- ふるさと学習推進事業【教育支援課】 【4-1-③】 P105
・中学校2年生対象の結城紬体験学習の実施
- プログラミング学習推進事業【教育支援課】 【4-1-③】 P105
・小学校でのテキスト型プログラミング学習の実施

施策1-3 便利で安全・安心なまちづくりの推進

本格化する人口減少・少子高齢化や、多様化・複雑化する市民ニーズ、在住外国人の増加に伴う多文化共生*に対応しながら、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の確保を図ります。これらを踏まえ、市民の暮らしを支える医療・福祉などの生活サービスの維持・向上や、生活に直結する適切な道路環境の整備、デジタル技術の活用などによる公共交通の利便性向上、空き家の維持管理や地域課題の解決等における利活用の検討、多言語に対応した行政サービスの提供、地域が連携した防災力・防犯力の強化などに取り組みます。

また、オンラインの場なども活用しながら、若者や女性、高齢者、障害をもつ方など、多様な世代・立場の方が参加する全世代・全員活躍型のコミュニティ形成による「生涯活躍のまちづくり」に取組み、誰もが「住みやすさ」を実感できる、便利で安全・安心なまちづくりを推進します。

- 健康診査事業〔健康増進課〕 【1-2-②】 P46
 - ・健康増進事業に基づく健康診査及び各種がん検診の実施、必要に応じた事後指導の実施
- 生活支援体制整備事業〔介護福祉課〕 【1-3-①】 P50
 - ・生活支援コーディネーター*の配置、協議体*の活動支援
- 在宅医療・介護連携推進事業〔介護福祉課〕 【1-4-②】 P56
 - ・在宅医療の普及啓発、医療と介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築、市民向け相談窓口の設置
- 都市計画道路整備事業〔都市計画課〕 【2-2-②】 P68
 - ・都市計画道路3・4・18号鹿窪・砂窪線の整備
- 市道整備事業〔土木課〕 【2-2-③】 P69
 - ・生活道路として利用している未舗装道路の舗装整備
- 市道排水整備事業〔土木課〕 【2-2-③】 P69
 - ・市道の排水整備に伴う側溝新設及び既設側溝の改修
- 空家等対策事業〔生活環境課、都市計画課〕 【2-2-③】 P69
 - ・県の連絡会議や空家等対策協議会と連携した空き家の維持管理や利活用の検討
- 市道舗装補修事業〔土木課〕 【2-2-④】 P70
 - ・危険な穴・段差・路肩の崩れ補修などによる安全な道路整備
- 市道舗装修繕事業〔土木課〕 【2-2-④】 P70
 - ・1・2級幹線市道の経年劣化や損傷した道路舗装の計画的な修繕
- 公共交通整備事業〔企画政策課〕 【2-2-⑤】 P70
 - ・市内巡回バスの運行による交通弱者等の交通手段の確保、利便性の高い公共交通網の形成
- 自主防災組織育成事業〔防災安全課〕 【2-3-①】 P74
 - ・自主防災組織の設立及び資機材購入に対する支援
- 明るい地域づくり推進事業〔防災安全課〕 【2-3-②】 P75
 - ・地域における防犯灯の設置や防犯ボランティア活動に対する支援、駅周辺地域や通学路での防犯パトロールの実施と防犯カメラの設置
- 消防団活動事業〔防災安全課〕 【2-3-④】 P76
 - ・非常備消防機関である消防団の活動に必要な装備の配備及び安全対策の充実
- 外国人一元的相談窓口設置事業〔企画政策課〕 【4-4-③】 P118
 - ・多言語対応による相談窓口の設置、庁内や関係機関との連携による相談対応の強化、行政情報の多言語化の推進

2 地域資源を活用し、多様な人材と技術を「結ぶ」

地域資源*を活用し、多様な人材と技術を「結ぶ」ことで、本市が有する多様な農産物、観光資源、伝統産業・伝統工芸品等の地域のポテンシャルを最大限に生かしつつ、多様な分野の人材、技術を効果的に組み合わせた新たな付加価値の創出などにより、人口が減少する中であっても、稼げる地域経済の実現を目指します。

施策2-1 笑顔と魅力あふれる元気な農業の推進

農業従事者の高齢化や後継者不足に対応しつつ、本市の自然環境や立地利便性を生かした農業生産の継続・発展を図るため、JAや関係機関と連携しながら、農畜産物の認知度向上や消費拡大に向けた地産地消、販売促進の推進、6次産業化*・農商工連携の取組の支援、都市・農村交流の推進、若い就農者などの多様な担い手の確保に向けた新規就農者の育成・支援に取り組み、生産者や消費者から産地として選ばれ、基幹産業として成長し続ける、笑顔と魅力あふれる元気な農業を推進します。

重点事業

- 農畜産物販売促進事業【農政課】 【3-1-①】 P86
 - ・地産地消及び販売促進の推進、6次産業化*・農商工連携の取組支援、都市・農村交流の推進
- 認定農業者等育成事業【農政課】 【3-1-②】 P87
 - ・農業経営基盤強化資金利子助成事業、集落営農*推進事業、新規就農者育成総合対策事業の実施
- 環境共生型農業推進事業【農政課】 【3-1-④】 P88
 - ・有機農業に取り組む事業者に対する支援

施策2-2 観光・伝統産業を活用した「賑わい」と「稼ぐ力」の創出

本市が有する観光資源を活用した誘客や地域再生の促進、伝統産業・伝統工芸品の継承と発展を図るため、山川不動尊あやめ園の整備をはじめとした新たな地域活性拠点の整備や、誘客イベント時における観光情報の発信、多様な媒体を活用したシティプロモーション*の推進、本場結城紬関連団体への支援などに取り組み、本市が誇る伝統文化を次世代に継承し、観光客の呼び込みや関係人口*の創出・拡大につなげることで、観光・伝統産業を生かした「賑わい」と「稼ぐ力」を創出します。

重点事業

- 山川不動尊あやめ園整備事業〔都市計画課〕 【2-1-②】 P62
 - ・ 山川不動尊あやめ園の整備
- 地域経済活性化事業〔商工観光課〕 【3-2-①】 P91
 - ・ 地域資源*を活用した商品開発提案や販路拡大を通じた地域経済の活性化
- 観光振興事業〔商工観光課〕 【3-3-①】 P95
 - ・ 観光協会への支援、フィルムコミッション*の推進
- 観光情報発信事業〔商工観光課〕 【3-3-①】 P95
 - ・ 「御手杵の槍」、「結城家」などの本市独自の観光資源を活用した誘客イベントの実施
- シティプロモーション事業〔秘書課〕 【3-3-②】 P96
 - ・ 結城の魅力を市内外に発信するため、プロモーション活動を実施
- 本場結城紬振興事業〔商工観光課〕 【3-3-③】 P96
 - ・ 結城紬振興のため、結城紬関連団体に対する補助金の交付

施策2-3 多様な分野の人材と技術が連携したまちづくりの推進

市民、企業、行政等の多様な主体が連携・協力しつつ、NPO*法人や企業等の民間が持つノウハウを生かした持続可能な行政運営と効果的な地域経営を目指すため、オンライン等のデジタル技術も活用した市民参画や市民目線からの情報発信、市民活動・環境美化活動の推進により、多様な分野の人材と技術が連携したまちづくりを推進します。

重点事業

- 市民参画・市民活動支援事業〔まちづくり協働課〕 【5-1-①】 P125
 - ・ 協働*のまちづくりの推進
- 環境美化パートナーシップ事業〔まちづくり協働課〕 【5-1-①】 P125
 - ・ 環境美化活動を通じた地域コミュニティの活性化

3 人の流れを創出し、多様な人や企業と地域を「結ぶ」

人の流れを創出し、多様な人や企業と地域を「結ぶ」ことで、本市に人や企業を呼び込むとともに、関係人口*を生かした人材交流を進め、将来的な移住・定住の実現を目指します。

施策3-1 多世代から住み続けたいと選ばれる居住環境の創出

東京圏などへの若者や女性の流出を抑制し、若者・子育て世代等の呼び込みや定住を促進するため、土地区画整理事業による良好な住宅地や、住民のニーズに対応した現代の公園づくりなど、住環境の整備を進めます。また、中心市街地の空き店舗活用による魅力あふれる商業空間の創出や、本市が有する地域資源*を活用し、多様な手法を取り入れた移住・定住事業の促進により、多世代から住み続けたいと選ばれる居住環境を創出します。

重点事業

- 土地区画整理事業（結城南部第二、第三）【区画整理課】 【2-2-①】 P67
・道路築造・舗装、家屋等物件移転、各種調査設計、保留地*販売の実施
- 土地区画整理事業（富士見町、逆井、四ツ京）【区画整理課】 【2-2-①】 P67
・事業の進捗管理、事業の促進・支援
- 中心市街地活性化事業【商工観光課】 【3-2-②】 P91
・中心市街地の空き店舗を活用した創業者への支援に係る改修費や家賃の補助、創業支援セミナーの開催
- 移住・定住促進事業【企画政策課】 【3-3-④】 P97
・イベント出展、お試し移住の実施や合宿型ワーケーション*の誘致、支援金の交付、子育て世代のコミュニティ形成等
- 奨学金貸付事業【学校教育課】 【4-1-②】 P104
・条件付き返還免除型の奨学金の貸付

施策3-2 若者や女性が働きやすく、働きたくなる雇用環境の創出

就学や就職を契機とした若者の東京圏への流出を抑制するため、工業団地の整備推進や、高校等と市内企業をつなぐ取組の推進、東京圏などに転出した市民が魅力を感じるような企業の誘致・育成、ふるさと納税制度の活用、子育て世代や女性が働きやすい職場環境の整備を市内企業に促すことなどにより、若者や女性をはじめ幅広い市民から「結城で働きたい」と選ばれるような、働きやすく、働きたくなる雇用環境の創出を図ります。

重点事業

- 企業誘致促進事業【商工観光課】 【3-2-④】 P92
・事業所を新設または増設等したものに対する奨励金の交付
- 工業団地整備推進事業【商工観光課】 【3-2-④】 P92
・新工業団地の整備促進
- 雇用促進対策事業【商工観光課】 【3-2-④】 P92
・高校等と市内企業との就職情報交換会、雇用促進対策セミナーなどの実施
- ふるさと結城応援寄附金推進事業【商工観光課】 【5-2-②】 P129
・ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保
- 企業版ふるさと納税事業【企画政策課】 【5-2-②】 P129
・企業版ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保

施策3-3 結城ファンづくりと関係人口の創出・拡大

人口減少・少子高齢化に伴う地域づくりの担い手不足の解消を図り、イノベーション*を通じた新たな価値の創造や、将来的な移住・定住につなげるため、本市が有する観光資源を活用した誘客イベントなどの観光情報の発信や、多様な媒体におけるシティプロモーション*の推進、地域おこし協力隊やふるさと納税制度などの活用により、結城ファンづくりと関係人口*の創出・拡大を図ります。また、行政のみならず、市民自らが発信者となり、市民目線による地域のイベントや店舗などの情報発信を行う仕組みづくりを目指します。

重点事業

- 山川不動尊あやめ園整備事業【再掲】【都市計画課】 【2-1-②】 P62
・山川不動尊あやめ園の整備
- 観光振興事業【再掲】【商工観光課】 【3-3-①】 P95
・観光協会への支援、フィルムコミッション*の推進
- 観光情報発信事業【再掲】【商工観光課】 【3-3-①】 P95
・「御手杵」、「結城家」などの本市独自の観光資源を活用した誘客イベントの実施
- シティプロモーション事業【再掲】【秘書課】 【3-3-②】 P96
・結城の魅力を市内外に発信するため、プロモーション活動を実施
- 移住・定住促進事業【再掲】【企画政策課】 【3-3-④】 P97
・イベント出展、お試し移住の実施や合宿型ワーケーション*の誘致、支援金の交付、子育て世代のコミュニティ形成等
- 地域おこし協力隊事業【企画政策課】 【3-3-④】 P97
・地域おこし協力隊による地域の活性化、地域課題の解決、地域活動団体の機能強化
- ふるさと結城応援寄附金推進事業【再掲】【商工観光課】 【5-2-①】 P129
・ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保

4 新技術と豊かな暮らしを「結ぶ」

新技術と豊かな暮らしを「結ぶ」ことで、A I *・デジタルなどの新技術を活用した社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

施策4-1 自治体DXの推進とICTの活用

A I *・デジタルなどの新技術を活用した行政サービスの充実と市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営における業務効率化や生産性向上を図るため、PMH*（パブリック・メディカル・ハブ）の活用や、行政サービス窓口・電子申請の充実、アナログ規制の見直しなどにより、自治体DX*の推進とICT*の活用を図ります。

重点事業

- PMH(パブリック・メディカル・ハブ)の活用 [保険年金課、社会福祉課、健康増進課] 【5-3-①】 P133
・ PMH*（パブリック・メディカル・ハブ）の活用による市民、医療機関、薬局と行政の相互の利便性向上
- 市民行政サービス窓口の充実 [市民課] 【5-3-②】 P133
・ 書かない窓口の導入などによる証明書発行窓口のサービス向上
- 電子申請の充実 [行革・デジタル推進課] 【5-3-②】 P133
・ いばらき電子申請・届出サービスなどを活用したパソコンやスマートフォンで、いつでも、どこからでも手続きが行える環境の構築
- アナログ規制の見直し [行革・デジタル推進課] 【5-3-③】 P134
・ テクノロジー（技術）の進展に適応したレギュレーション（規制）環境の整備

5 多様な都市や主体を広域的に「結ぶ」

多様な都市や主体を広域的に「結ぶ」ことで、都道府県域や市町村域を超えた施策の面的な展開を目指すとともに、地方自治体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携した地域経済の成長を目指します。

施策5-1 自治体の広域連携と多様な主体との連携・協働の推進

人口減少や少子高齢化などの社会課題に対応し、市民に必要な行政サービスを安定的かつ効率的に提供するため、友好都市交流事業や定住自立圏*構想の推進などの広域的な施策や交流の展開、包括連携協定の充実と連携企業等の拡大により、自治体の広域連携と多様な主体との連携・協働*を推進します。

重点事業

- 友好都市交流事業〔生涯学習課〕 【4-4-④】 P118
 - ・ 福井市の小学生との相互訪問交流の実施
- 包括連携協定の充実と連携企業等の拡大〔企画政策課〕 【5-1-①】 P125
 - ・ 企業・NPO*・大学などの多様な主体の強みを生かした効果的な施策を展開するための連携・協働*
- 定住自立圏構想の推進〔企画政策課〕 【5-2-④】 P131
 - ・ 小山地区定住自立圏*の推進



資料編

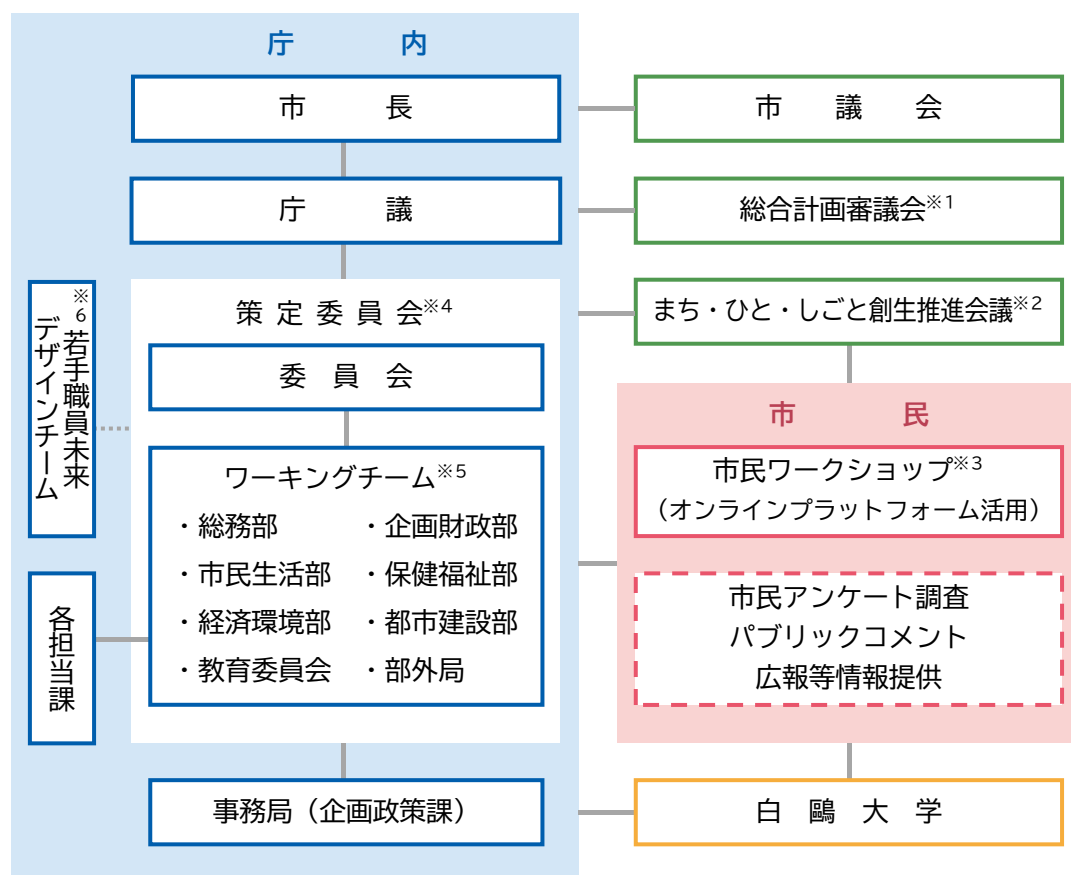
1	計画策定の体制と経緯	150
2	結城市総合計画審議会 諮問・答申	161
3	市民意識調査の結果	163
4	市民ワークショップ提案内容	171
5	若手職員未来デザインチーム提案内容	174
6	施策・事業・指標一覧	176
7	用語解説	190

1-1 策定体制

計画策定に向けた庁内体制として策定委員会（委員会及びワーキングチーム）を設置し、庁内各課で前期計画の検証及び目指す姿等の意見集約を行い、全庁体制で計画づくりを進めました。

また、策定にあたっては、市民ワークショップやオンラインプラットフォームでの意見募集による「市民参加」の計画づくりを行うとともに、市議会及び総合計画審議会へ逐次報告を行い、連携を図りながら策定を進めるほか、本市との包括連携協定に基づき白鷗大学から総合的な助言・指導を仰ぎました。

■ 策定体制図



※1 総合計画審議会：市議会議員、知識経験者、市民代表者で構成され、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

※2 まち・ひと・しごと創生推進会議：総合計画の主要事業から地方創生及び人口減少対策に資するものを重点事業に位置付け、結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略として取りまとめる。

※3 市民ワークショップ：次世代を担う市民の声を計画へ反映するため、市民参加によるワークショップを開催し総合計画全般について市民目線の意見を収集する。

※4 策定委員会：素案・原案の審議、総合調整等を行う。（庁議構成員、まち・ひと・しごと創生本部員を兼ねる）

※5 ワーキングチーム：職員による適正かつ円滑な計画策定に向けて、骨子・素案の立案、検討及び各課担当課との連絡調整など、実質的作業を行う。（課長補佐・主務係長等）

※6 若手職員未来デザインチーム：市制施行70周年記念事業の一環として、30代の職員を中心としたワークショップを行い、30年後に100周年を迎える本市において想定される課題を整理するとともに、解決方法や目指すべき姿について検討を行う。（主任・主幹等）

① - 2 策定経緯

年度	月 日	内 容
2024 (令和6) 年度	11月21日	第1回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	12月5日	第1回 若手職員未来デザインチーム
	12月19日	第1回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ
	1月22日	第2回 若手職員未来デザインチーム
	1月26日	第2回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ
	2月19日	第3回 若手職員未来デザインチーム
	3月5日	第3回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ
	3月17日	第2回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	3月19日	若手職員未来デザインチーム「提言書」提出
	3月28日	第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ「提案書」提出
2025 (令和7) 年度	4月30日	第3回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	5月19日	第1回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	7月10日	第1回 結城市総合計画審議会
	7月29日	第4回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	8月19日	第2回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	8月19日	令和7年度 第1回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議
	10月7日	第5回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	10月20日	第3回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	10月20日	令和7年度 第2回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議
	11月5日	令和7年度 第1回 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議
	11月10日	第2回 結城市総合計画審議会
	12月～1月	パブリックコメント
	1月15日	第6回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	1月19日	第4回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	1月19日	令和7年度 第3回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議
	1月26日	第3回 結城市総合計画審議会
	2月4日	令和7年度 第2回 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議
	2月4日	結城市総合計画審議会 答申
	2月16日	庁議（第6次結城市総合計画後期基本計画・第3期結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

① - 3 結城市総合計画審議会条例

昭和46年7月1日

条例第13号

改正 昭和63年9月27日条例第12号

平成12年3月30日条例第3号

平成21年3月30日条例第9号

令和2年3月26日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、結城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、結城市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験者

(3) 市民代表者

(昭63条例12・平21条例9・一部改正)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(平12条例3・令2条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和63年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月26日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

■ 結城市総合計画審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

氏 名	区 分	役 職
佐 藤 仁	市議会議員	議 長
土 田 構 治		副議長
大 里 克 友		総務委員長
田 中 昌 希	知識経験者	結城市教育委員会 委員
◎小笠原 伸		白鷗大学 経営学部 教授
間井田 修	市民代表	自治協力員連合会 会長
塩 森 茂 郎		社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 会長
大 木 準		一般社団法人 結城市医師会 副会長
○野 原 牧 子		ゆうき女性会議 代表
石 嶋 雅 司		結城商工会議所 会頭
鈴 木 義 明		北つくば農業協同組合 結城支店 支店長
石 田 昭 規		結城信用金庫 本店営業部 部長
佐 藤 ちさと		市民代表
高 山 美智枝		市民代表
菊 地 俊 之		市民代表

①-4 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要項

(設置)

第1条 国が定めるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、法第10条に基づき作成する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、結城市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長へ提案又は報告するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 市民で組織する団体及び市議会の関係者
- (2) 産業分野の関係者
- (3) 行政分野の関係者
- (4) 教育分野の関係者
- (5) 金融分野の関係者
- (6) 労働分野の関係者
- (7) メディア分野の関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 前項において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成27年度に委嘱する場合の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置く。会長は、委員の互選により決定する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開するものとする。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要項は、平成27年5月29日から施行する。

■ 令和7年度結城市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

◎：会長

氏 名	組織分野		所 属
	分野	区分	
大 里 克 友	市民	市議会	結城市議会 総務委員会 委員長
中 田 一 夫	市民	団体	結城市自治協力員連合会副会長
伊 藤 真楠斗	市民	団体	結城青年会議所
野 口 純 一	産業	商工	結城商工会議所 中小企業相談所長
青 木 正 伸	産業	農業	J A北つくば西部営農経済センター センター長
小 篠 雄 登	産業	工業	株式会社コシノテック代表取締役
藤 貫 成 一	産業	産業	本場結城紬卸商協同組合
飯 島 浩 明	産業	観光	結城市観光協会会長
鈴 木 龍 穂	産業	福祉	結城市保育連絡会みくに保育園 園長
平 澤 由美子	産業	福祉	居宅介護支援事業所生きいき管理者
◎小笠原 伸	教育	大学	白鷗大学経営学部教授 白鷗大学ビジネス研究所所長
石 崎 裕 子	教育	P T A	江川南小学校 P T A会長
市 川 英 信	金融	地方銀行	常陽銀行結城支店支店長
石 田 昭 規	金融	信用金庫	結城信用金庫 本店営業部 部長
岩 崎 広 行	労働	社会保険 労務士	ニュー岩崎事務所所長
石 内 誠	言論	T V局	ケーブルテレビ株式会社 ケーブルテレビ結城センター 局長
瀧 山 亜 紀	言論	新聞社	茨城新聞社 筑西支社長
小 澤 八 紘	士業	税理士	小澤税務会計事務所

①-5 第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ設置要項

(設置)

第1条 第6次結城市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)の策定に当たり、「結城を未来につなぐ」次世代を担う市民の声を広く聴取するため、第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ(以下「市民WS」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 市民WSは、前条の目的を達成するため、後期基本計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 市民WSは、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、公募に応じた者又は市政に関係する団体等から推薦を受けた者のうち、市内に居住し、通学し、又は勤務する18歳以上50歳未満の者であって、市政に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から後期基本計画が策定されたときまでとする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民WSに、座長1人及び副座長若干名を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 座長は、市民WSを代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定した順に従い、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民WSは、座長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 市民WSは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 座長は、市民WSで検討したことについて、第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会に随時提言することができる。

(庶務)

第8条 市民WSに関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和6年10月11日から施行する。

①-6 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会設置要項

（設置）

第1条 第6次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定について必要な事項を協議するため、第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、後期基本計画の策定に関し必要な事項について協議する。

（組織）

第3条 委員会は、結城市庁議規程昭和51年結城市訓令第7号第3条に規定する庁議の構成員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（ワーキングチーム）

第4条 委員会の協議事項を補佐するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキングチームにリーダー及び副リーダー各1人を置く。
- 4 リーダーは、企画財務部の政策員をもって充て、副リーダーは、リーダーが指名する者をもって充てる。
- 5 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員会の委員（以下「委員」という。及びワーキングチームの構成員（以下「構成員」という。）の任期は、後期基本計画が策定されたときまでとする。

- 2 委員又は構成員が欠けた場合における補充の委員又は構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 委員会及びワーキングチームの会議は、委員会にあっては委員長が、ワーキングチームにあってはリーダーが必要に応じて招集する。

- 2 前項の会議は、委員又は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 第1項の会議において議決する必要がある場合は、出席した委員又は構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長又はリーダーの決するところによる。
- 4 委員長及びリーダーは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、庁議において第2条に掲げる委員会の協議事項に関する審議、報告、連絡等が行われた場合は、当該庁議を委員会の会議とみなす。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

政策員並びに総務部、企画財務部、市民生活部、保健福祉部、経済環境部、都市建設部、教育委員会及び部外に属する課又は所から各1人
--

■ 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会 委員名簿

氏 名	役 職
小 林 栄	市 長
杉 山 順 彦	副市長
黒 田 光 浩	教育長
山 中 健 司	総務部長
西 條 豊 二	企画財務部長
宮 本 臣 久	市民生活部長
中 澤 理枝子	保健福祉部長

氏 名	役 職
生 井 秀 世	経済環境部長
佐 山 敦 勇	都市建設部長
野 村 尚 美	会計管理者
松 本 修 一	議会事務局長
大 木 博	教育部長
河 田 圭一郎	総務部次長兼総務課長
関 口 寿 幸	総務部理事兼秘書課長

■ 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿〔2024（令和6）年度〕

	委 員
総 務 部	本 多 正 享、山 田 康 典、谷 嵩 剛、宮 田 高 夫、 桑 谷 寛 史
企画財務部	湯 山 友 和、館 野 大 輔、廣 江 智 子、石 橋 祐 子
市民生活部	小 倉 広 之、池 田 貴 史、片 野 裕 一、森 早 苗
保健福祉部	倉 持 卓 之、館 野 隆 幸、小 林 洋 一、赤野間 奈美子
産業経済部	生 井 義 明、鈴 木 真 琴、吉 羽 隆 行
都市建設部	大 越 健 志、石 山 雄 一、清 水 博、赤 荻 浩 一、 星 野 智 丈
教育委員会	和泉田 真、飯 村 純 子、西 村 浩 孝、平 井 幹 了
部 外 局	宮 崎 陽 子、宮 田 剛 史、上 野 千 津子、中 田 恵 英

■ 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿〔2025（令和7）年度〕

	委 員
総 務 部	篠 崎 真裕美、山 田 康 典、谷 嵩 剛、宮 田 高 夫、 池 田 貴 史
企画財務部	湯 山 友 和、館 野 大 輔、宮 田 恵 美、坂 本 洋
市民生活部	小 篠 教 行、倉 持 卓 之、野 村 健 一、箕 輪 佐知子
保健福祉部	本 多 正 享、大 島 清 美、小 林 洋 一、宇都木 由紀子
産業経済部	生 井 義 明、鈴 木 真 琴、吉 羽 隆 行
都市建設部	堤 和 俊、羽 染 和 幸、清 水 博、赤 荻 浩 一、 石 島 英 明
教育委員会	和泉田 真、河 原 浩 志、西 村 浩 孝、平 井 幹 了
部 外 局	宮 崎 陽 子、宮 田 剛 史、上 野 千 津子、中 田 恵 英

■ 第6次結城市総合計画後期基本計画策定事務局名簿

2024（令和6）年度		2025（令和7）年度	
西 條 豊 二	企画財務部長	西 條 豊 二	企画財務部長
窪 田 千 伸	企画政策課長	窪 田 千 伸	次長兼企画政策課長
湯 山 友 和 古 俣 潤 広 瀬 愛 小 貫 貴 弘	企画政策課	湯 山 友 和 古 俣 潤 広 瀬 愛 小 山 芳 幸	企画政策課

①－７ 結城市制施行７０周年記念若手職員未来デザインチーム設置要項

（設置）

第１条 結城市制施行７０周年を記念して、３０年後の１００周年時点で想定される課題の整理及びその解決方法並びにそこから目指すべき将来世代や現役世代の未来について、若手職員の柔軟な発想を活用して議論し、第６次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に当たっての提言を行うことを目的として、結城市制施行７０周年記念若手職員未来デザインチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 チームは、前条の目的を達成するため、後期基本計画の策定に関し必要な事項を協議する。

（組織）

第３条 チームは、委員１５人程度をもって組織し、原則、主任又は主幹の職にある職員の中から市長が任命する。

２ 委員の任期は、任命された日からその年度の末日までとする。

３ チームを総括するリーダーを１名置き、リーダーは、委員の互選により決定する。

（提言）

第４条 リーダーは、チームで協議した事項について、第６次結城市総合計画策定委員会に提言するものとする。

（庶務）

第５条 チームに関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

（補則）

第６条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和６年１０月１日から施行する。

② - 1 第6次結城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

結城市諮問第4号

令和7年11月10日

結城市総合計画審議会
会長 小笠原 伸 様

結城市長 小 林 栄

第6次結城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第6次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたり、結城市総合計画審議会条例第2条の規定により下記のとおり意見を求めます。

記

1 諮問内容

第6次結城市総合計画後期基本計画について

2 諮問理由

本市では、2030（令和12）年度を目標年次とする「第6次結城市総合計画（前期基本計画）」を令和2年3月に策定し、将来都市像を「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」と定め、その実現のために計画に基づいた各種施策を実施してきました。

この間においては、本格的な人口減少社会の到来や、急速な技術革新、国際化の進展、自然災害の大規模・甚大化など、本市を取り巻く環境は急速に変化するとともに、市民における価値観やニーズも多様化しています。

このような時代潮流や地域課題に的確に対応し、将来都市像の実現に向けた総合的でバランスのとれたまちづくりを推進するため、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5年間の計画期間とする「第6次結城市総合計画後期基本計画」の策定に向けて、諮問を行うものです。

なお、本計画策定の際は、前期基本計画と同様に、「教育・文化」の分野を「結城市教育大綱」、「協働・行政」の分野を「結城市行政改革大綱」に位置付けるとともに、人口減少対策に資する事業により構成した「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定するものといたします。

② - 2 第6次結城市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和8年2月4日

結城市長 小林 栄 様

結城市総合計画審議会
会長 小笠原 伸

第6次結城市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和7年11月10日付結城市諮問第4号で諮問を受けた第6次結城市総合計画後期基本計画について、本審議会で慎重に審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

記

- 1 健康寿命日本一の実現に向けて、医療・福祉施設、市民、ボランティア団体などと連携し、地域全体で健康づくりに取り組むとともに、子育て世代のニーズに沿った支援策を展開し、子育てについての負担軽減を図るなど、保健・福祉施策の充実により、こどもから高齢者まで全ての市民が、住み慣れた地域において満足して健幸に暮らせるまちを目指すこと
- 2 災害に強い整備された住環境整備、緑豊かな自然環境と農村集落や田園風景の維持・保全を図るとともに、人口減少を見据えた市街地のコンパクト化や、老朽化が懸念されるインフラの維持管理を計画的に進め、市民が安全・安心・快適に生活できるまちを目指すこと
- 3 歴史的な街並みや農業などの豊かな地域資源を最大限に活用した地域一体での観光・産業振興や優れた交通網を活用した企業誘致により「稼ぐ力」の向上を図るとともに、多様な働き方に対応した雇用環境を創出し、若者や女性をはじめとした幅広い市民に選ばれる「生涯活躍」のまちを目指すこと
- 4 未来を担うこどもたちを育むための、確かな学力と豊かな人間性、郷土愛を醸成する特色ある学校教育の展開や教育環境づくりを進めるとともに、急速に進行する社会の多様化・複雑化について市民や地域コミュニティにおける相互理解を図り、多様な人々が共存し、将来にわたり市民が生き生きと暮らせるまちを目指すこと

- 5 市民・企業・団体・行政などによる「協働」の推進や民間活力の積極的な導入、データを活用したEBPM（証拠に基づく政策立案）により、効率的・効果的かつ持続可能な行財政運営を行うとともに、AI・ICT技術等を活用して自治体DXを推進し、市民にとって利便性がよく、行政サービスが充実したまちを目指すこと

3 市民意識調査の結果

3-1 調査概要

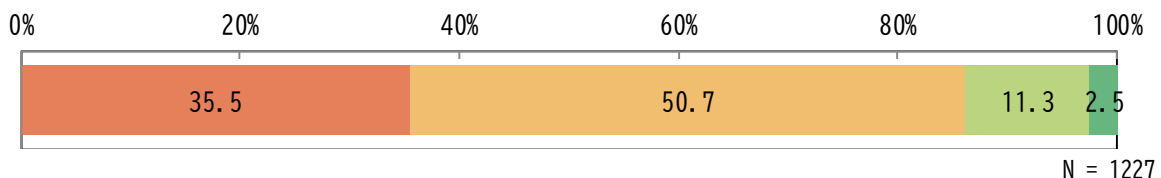
- 調査期間：2024（令和6）年11月27日（水）～12月25日（水）
- 調査対象：満18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送による配布、郵送・インターネットによる回収
- 回収結果：配布数3,000票 / 回収数1,256票（回収率41.9%）

3-2 集計結果

（1）住みやすさ

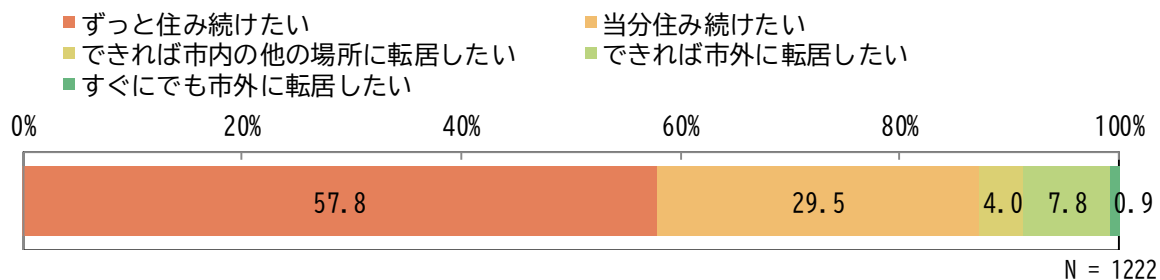
- 「住みやすい」と、「どちらかといえば住みやすい」と答えた人の合計（住みやすい層）は、8割以上（86.2%）となっています。
- 「どちらかといえば住みにくい」と、「住みにくい」と答えた人の合計（住みにくい層）は、13.8%となっています。

■ 住みやすい ■ どちらかといえば住みやすい ■ どちらかといえば住みにくい ■ 住みにくい



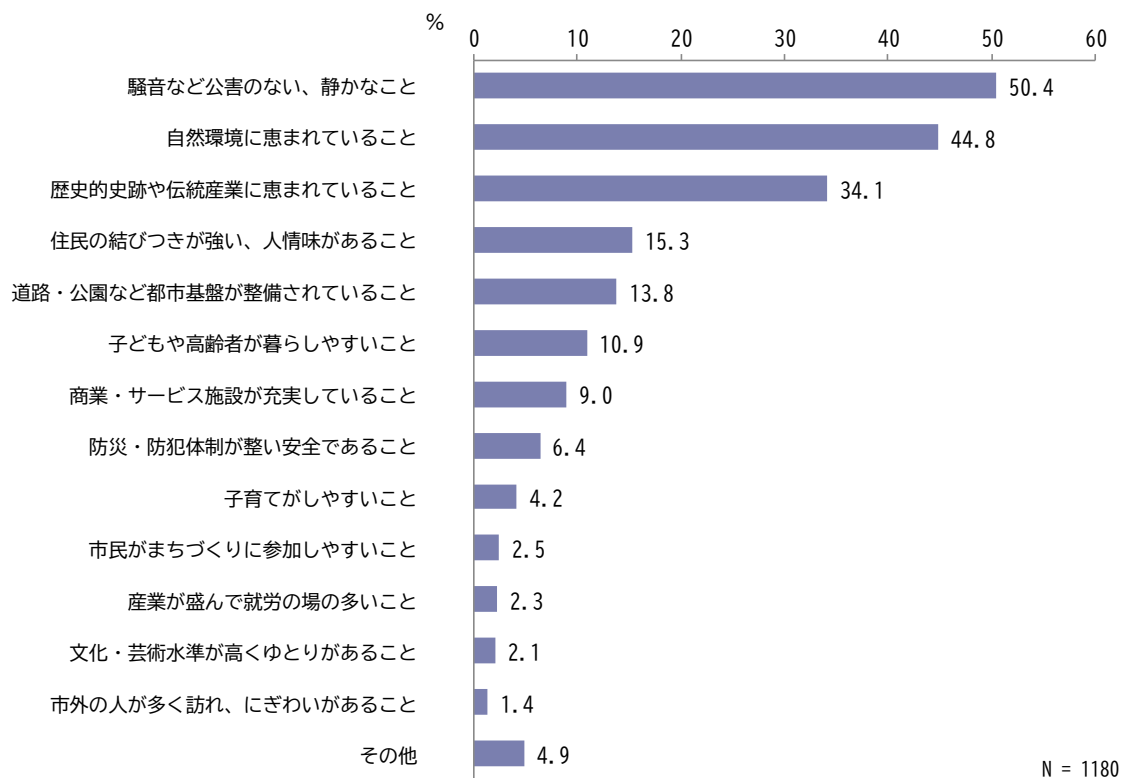
(2) 定住意向

○「市内に住み続けたい」が9割（91.3%）を占めているのに対し、「市外に転居したい」は、1割程度（8.7%）にとどまっています。



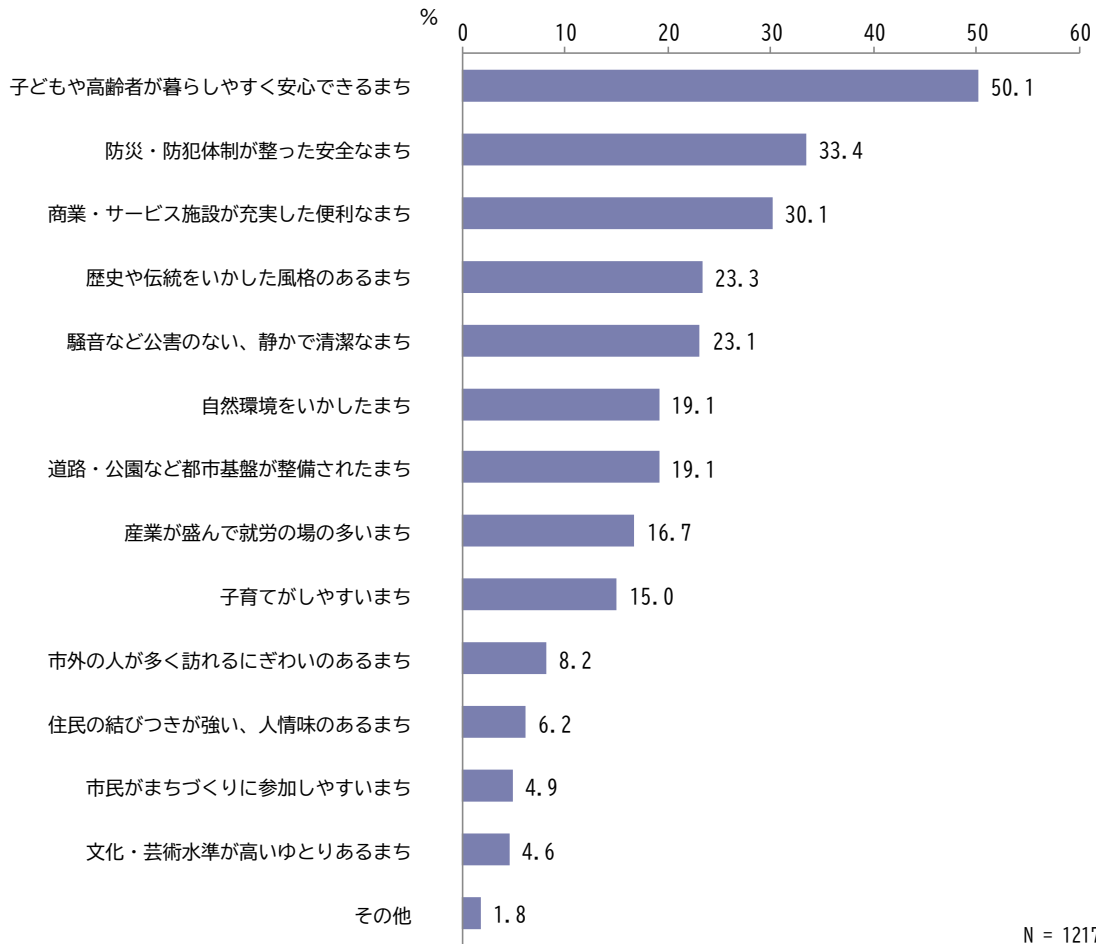
(3) 結城市の長所

○「騒音など公害のない、静かなこと」が約5割（50.4%）で最も高く、次いで「自然環境に恵まれていること」が4割強（44.8%）、「歴史的史跡や伝統産業に恵まれていること」（34.1%）となっています。



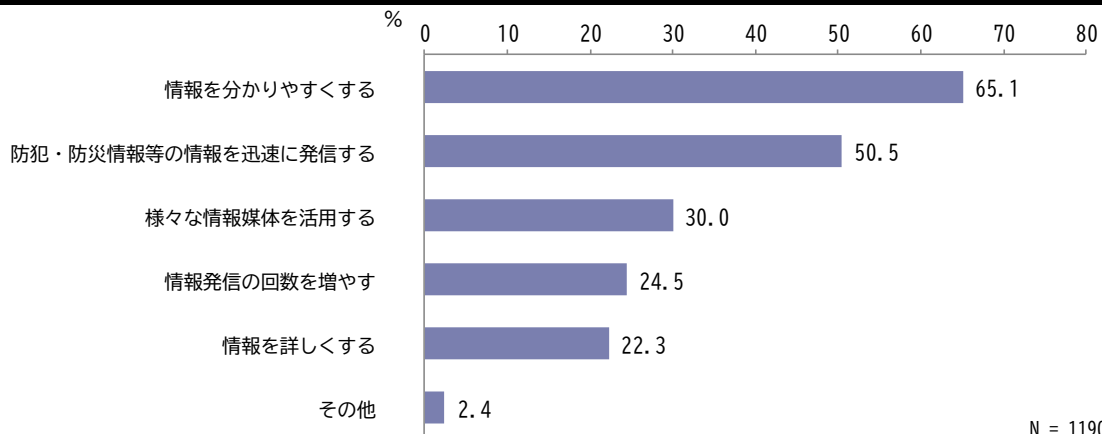
(4) 結城市の将来像

- 「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」(50.1%)が最も高くなっています。
○「防災・防犯体制が整った安全なまち」(33.4%)、「商業・サービス施設が充実した便利なまち」(30.1%)、「歴史や伝統をいかした風格のあるまち」(23.3%)と続いています。



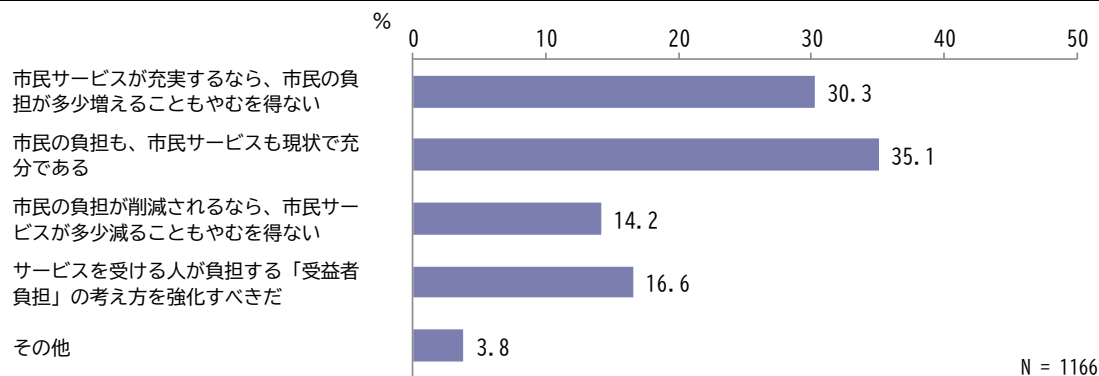
(5) 情報発信の改善点

- 「情報をわかりやすくする」が65.1%、「防犯・防災情報等の情報を迅速に発信する」が50.5%となっています。



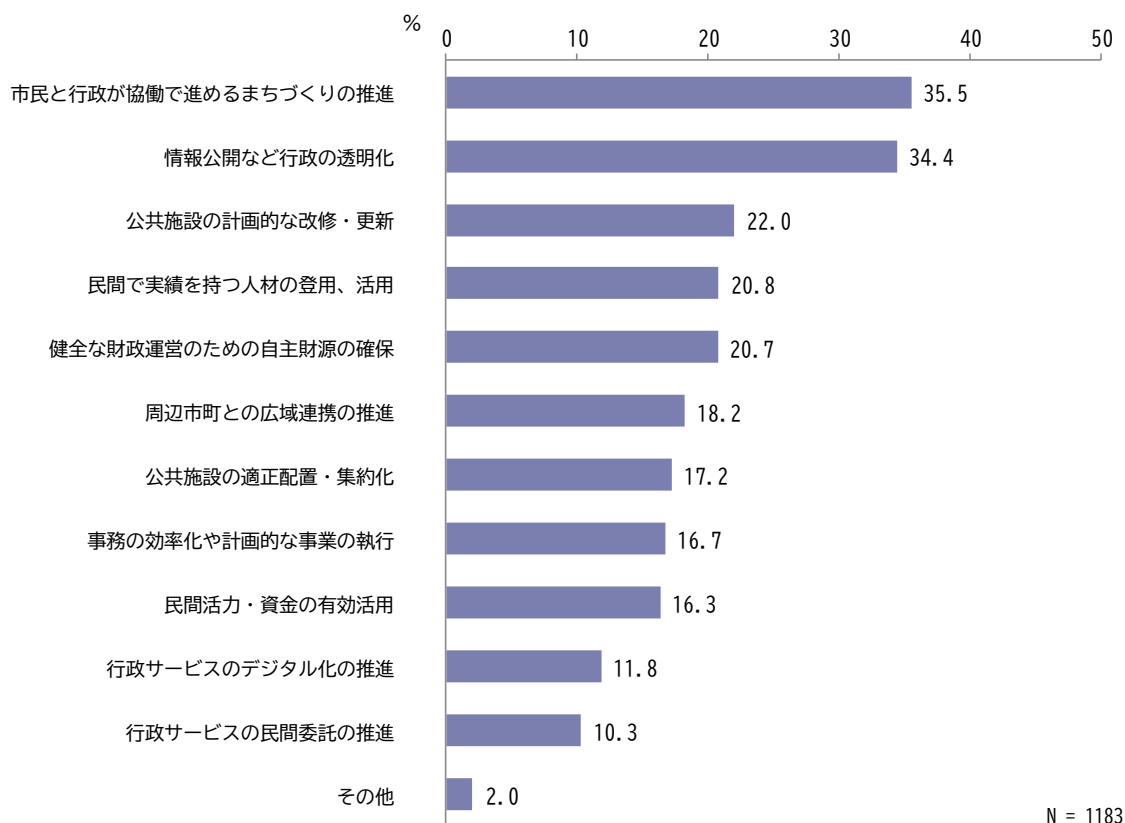
（６）行政サービスの水準と負担

○「市民の負担も、市民サービスも現状で充分である」が 35.1%、「市民サービスが充実するなら、市民の負担が多少増えることもやむを得ない」が 30.3%となっています。



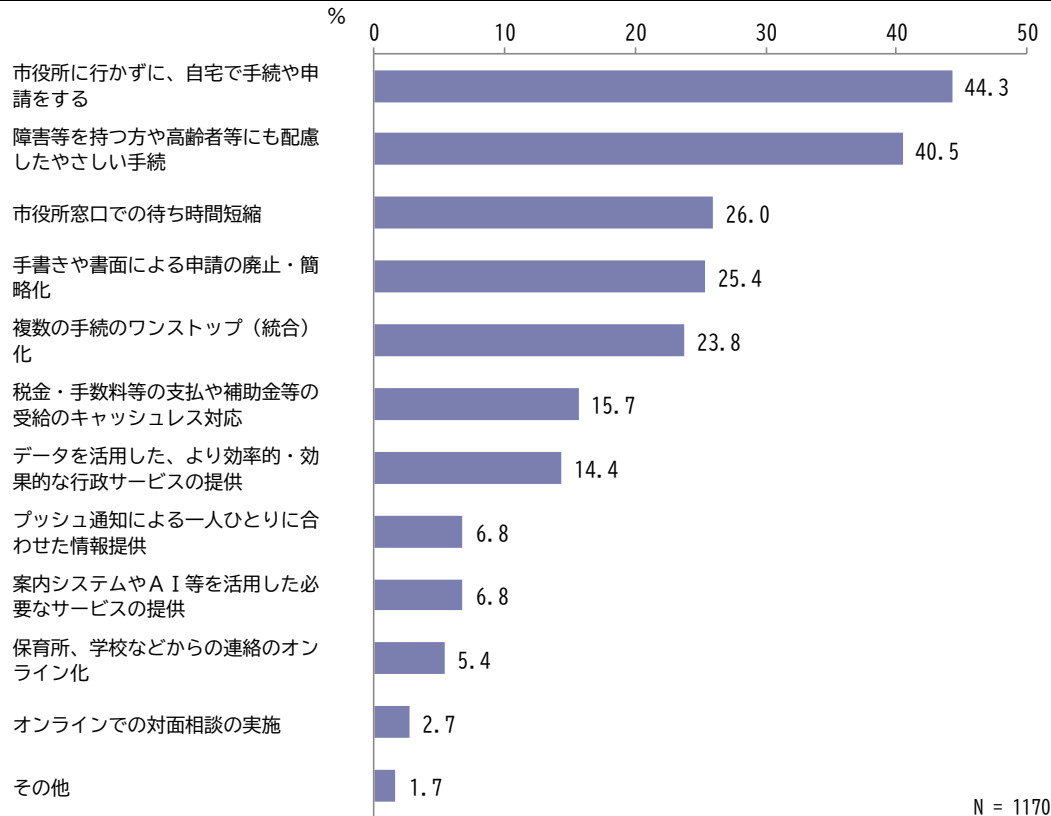
（７）行政運営に望むこと

○「市民と行政が協働で進めるまちづくりの推進」が 35.5%、次いで、「情報公開など行政の透明化」が 34.4%と高くなっています。



(8) 行政サービスのDX化に望むこと

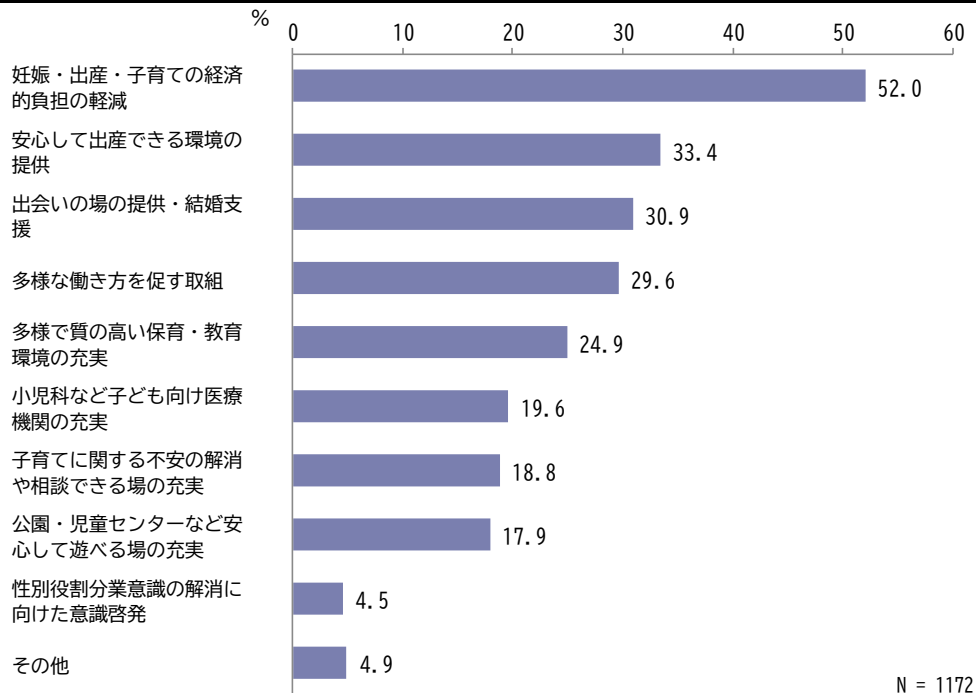
○「市役所に行かずに、自宅で手続や申請をする」が44.3%、次いで「障害等を持つ方や高齢者等にも配慮したやさしい手続」が40.5%となっています。



N = 1170

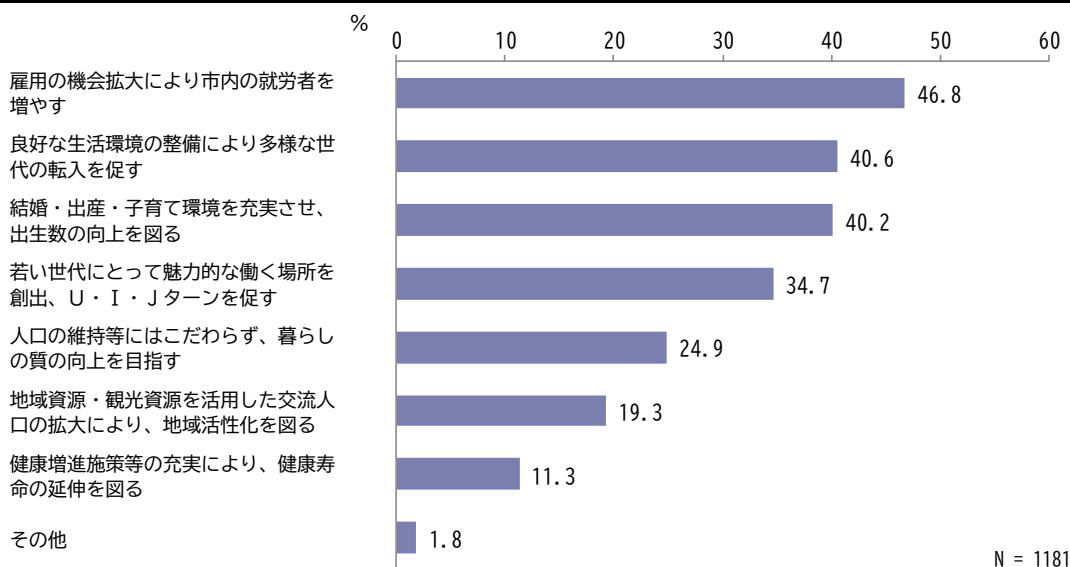
(9) 人口減少対策で重視すべき取組

○「妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減」が52.0%で最も高く、次いで「安心して出産できる環境の提供」が33.4%、「出会いの場の提供・結婚支援」が30.9%となっています。



(10) 少子化・人口減少社会で目指すべきまちづくり

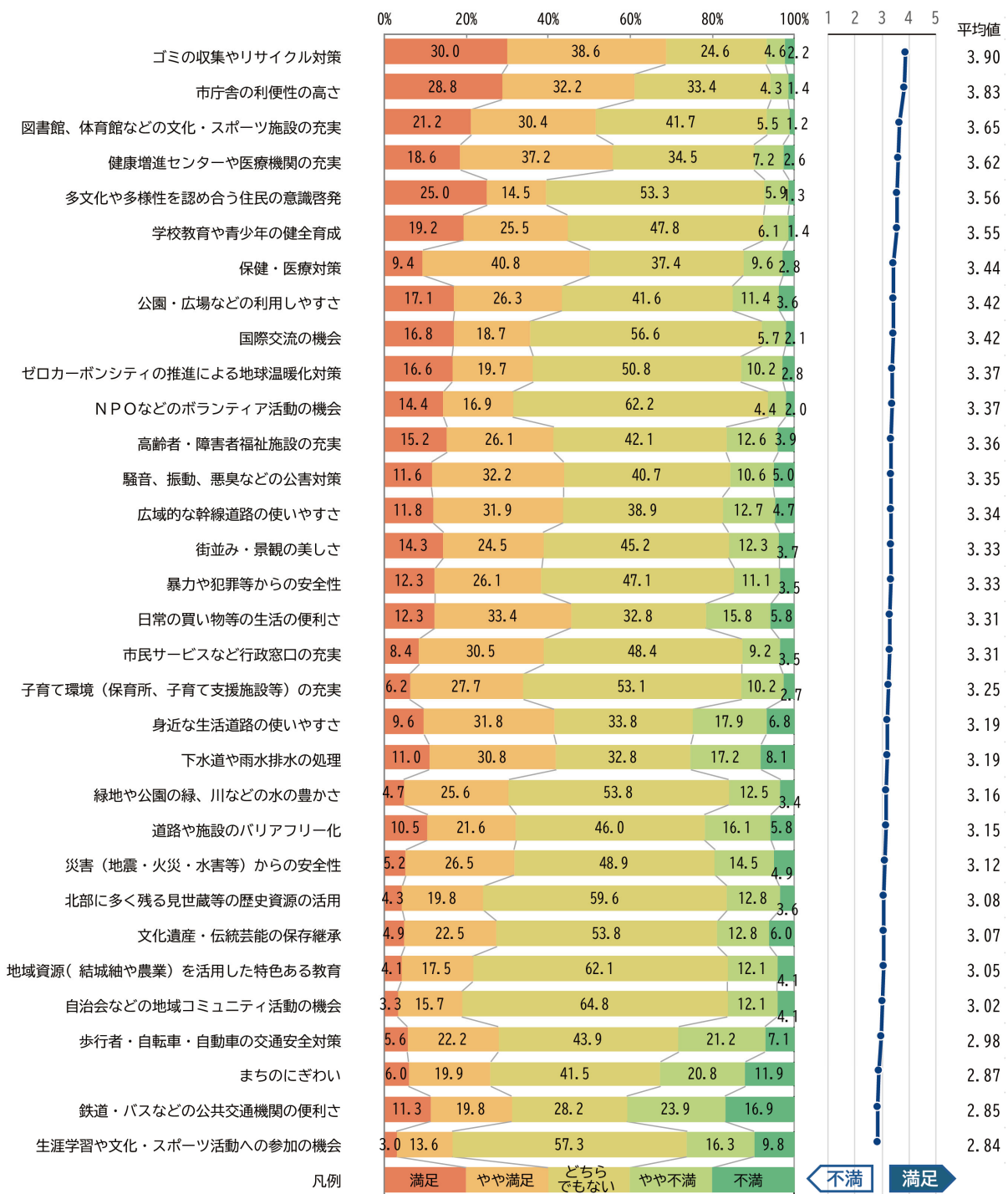
○「雇用の機会拡大により市内の就労者を増やす」が、46.8%と最も高くなっています。次いで「良好な生活環境の整備により多様な世代の転入を促す」が40.6%、「結婚・出産・子育て環境を充実させ、出生数の向上を図る」が40.2%となっています。





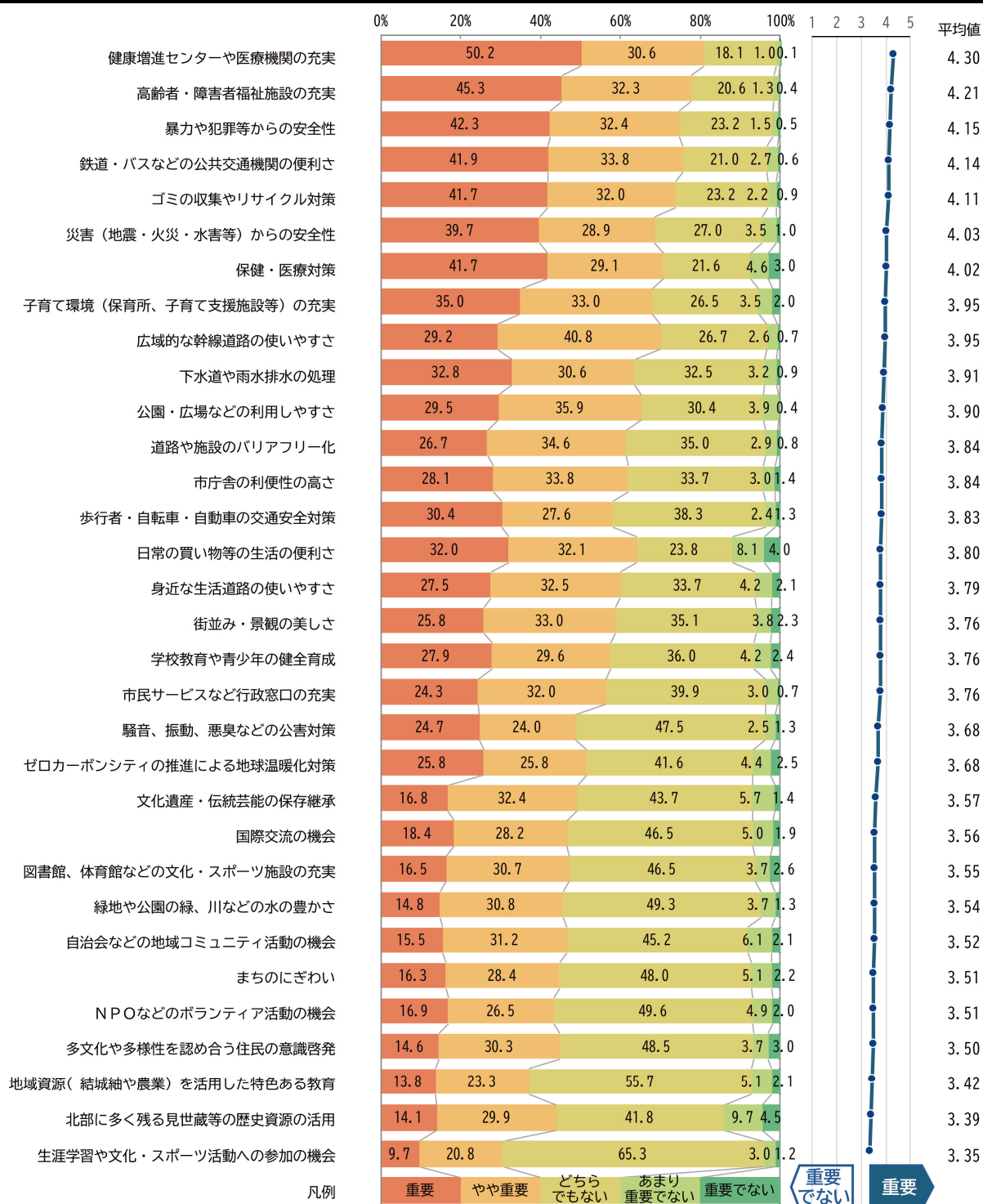
(11) まちづくりの満足度

- 平均値の上位3位は、「ゴミの収集やリサイクル対策」の3.90、「市庁舎の利便性の高さ」の3.83、「図書館、体育館などの文化・スポーツ施設の充実」の3.65となっています。
- 一方、満足度の平均値の下位3位は、「生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会」の2.84、「鉄道・バスなどの公共交通機関の便利さ」の2.85、「まちのにぎわい」の2.87となっています。



(12) まちづくりの重要度

- 平均値の上位3位は、「健康増進センターや医療機関の充実」の4.30、「高齢者・障害者福祉施設の充実」の4.21、「暴力や犯罪等からの安全性」の4.15となっています。
- 平均値の下位3位は、「生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会」の3.35、「北部に多く残る見世蔵等の歴史資源の活用」の3.39、「地域資源（結城紬や農業）を活用した特色ある教育」の3.42となっています。



4

市民ワークショップ提案内容

4

－ 1 開催状況

回	日 時	内 容
第1回	2024（令和6）年12月19日（木） 午後6時30分～午後8時30分	○ 総合計画について ○ 市民ワークショップの目的・進め方について ○ 講義「結城市を取り巻く現状について」（講師：白鷗大学経営学部 小笠原 伸 教授） ○ オンラインプラットフォーム「Liqlid」について ○ 【グループワーク】 ・ 自己紹介・アイスブレイク ・ 結城市の「いいところ」「もうちょっとなところ」
第2回	2025（令和7）年1月26日（日） 午後1時30分～午後4時00分	○ 第1回の振り返り ○ 結城市の人口に関する分析 ○ Well-Being（地域幸福度）について ○ 【グループワーク】 ・ 結城市の“改善すべき課題”って何だろう？ ・ 課題解決のための“提案”を考えてみよう！ ・ 検討結果の発表
第3回	2025（令和7）年3月5日（木） 午後6時30分～午後8時30分	○ 第2回の振り返り ○ 【グループワーク】 ・ 課題解決に向けた“提案”をまとめよう ・ 提案内容の発表

4

－ 2 提案概要

第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップでは、結城市の「改善すべき課題」や「課題解決のための提案」について検討した結果、「第6次結城市総合計画後期基本計画の策定に関する提案書」としてとりまとめ、下記の提案を行いました。

グループ	提案の概要
A	1. 「私たち」の情報発信による観光活性化 2. 世代を問わず集まれる 現代の公園づくり 3. 市民一人ひとりが“健幸”なまちづくり
B	4. 若者の働く場の魅力創出と地元企業の認知向上 5. 若者や子どもの希望を叶える空間づくり 6. 便利で住みやすい交通手段の整備
C	7. 結城市行政のデジタル化 8. オンラインプラットフォームと対面を組み合わせた市民参画の推進 9. 外国籍住民との交流の場の創出 10. 子育てに対して暖かく 未来を育むまちづくり

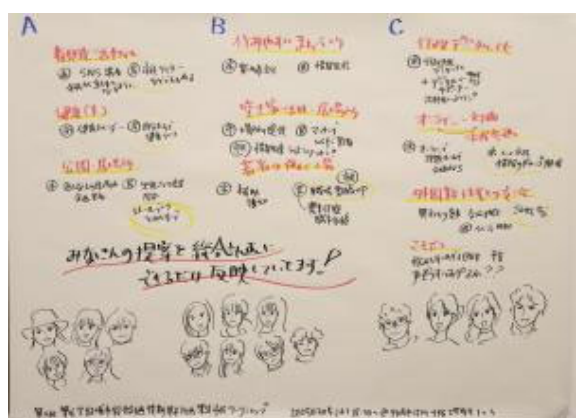
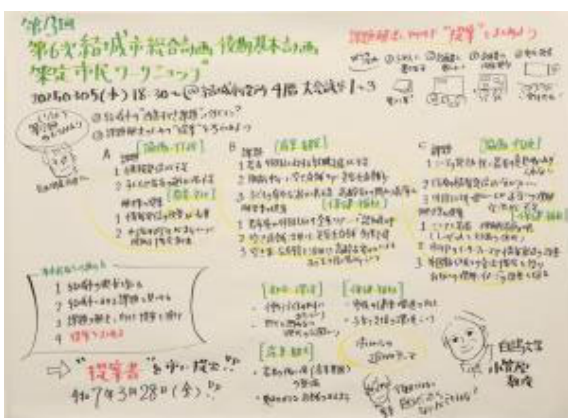
④-3 市民ワークショップの取組の様子



第1回市民ワークショップ



第2回市民ワークショップ



第3回市民ワークショップ

4-4 市民ワークショップメンバー名簿



■ 市民ワークショップメンバー 委員名簿

グループ	氏 名		
A	川 面 真 夢	羽 生 奈津恵	安 藤 滉 二
	萩 原 亜弥伽	松 田 美 幸	石 川 雄一郎
B	大 橋 世 羅	越 川 紗朋里	柳 田 杏 奈
	梅 山 楓	小 貫 綾 香	伊 関 琉 唯
C	青 木 朝 香	嶋 田 桃 香	池 羽 修 一
	赤 荻 雅 人	北 島 宏 章	幸 田 恵 利

■ 運営支援

氏 名	所 属 等
小笠原 伸	白鷗大学経営学部教授
菊 池 紫 織	白鷗大学小笠原ゼミナール
貞 廣 成 美	白鷗大学小笠原ゼミナール
大根田 華 恋	白鷗大学小笠原ゼミナール
後 藤 真 理	白鷗大学小笠原ゼミナール
長 尾 若 夏	白鷗大学小笠原ゼミナール
高 石 航 輝	白鷗大学小笠原ゼミナール

■ 事務局

氏 名	所 属 等
西 條 豊 二	企画財務部
窪 田 千 伸	企画政策課
湯 山 友 和	企画政策課
古 俣 潤	企画政策課
広 瀬 愛	企画政策課
小 貫 貴 弘	企画政策課

※「第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ」の提言書等の詳細については、右記の二次元コードを読み取っていただくか、下記のURLを参照してください。

<https://www.city.yuki.lg.jp/shisei/keikaku/sougoukeikaku/6th/koukikihon/pa-ge009512.html>



5

若手職員未来デザインチーム提案内容

5

- 1 開催状況

回	日 時	内 容
第1回	2024（令和6）年12月5日（木） 午後2時00分～午後4時00分	○ キックオフミーティング ○ 講義（講師：白鷗大学経営学部 小笠原 伸 教授） ○ オンラインプラットフォーム「Liqlid」 ○ ブレインストーミング（創造の発散）
第2回	2025（令和7）年1月22日（水） 午後2時00分～午後4時00分	○ 前回（Session1）の振り返り ○ 【ワークセッション】 「わたしたちが目指すべき30年後の未来について」 「どうすればわたしたちは目指すべき未来をデザインできるのか」
第3回	2025（令和7）年2月19日（水） 午後2時00分～午後4時00分	○ 前回（Session2）の振り返り ○ タイムカプセルについて ○ 【ワークセッション】 「どうすればわたしたちは目指すべき未来をデザインできるのか（テーマの追加）」

5

- 2 取組概要

結城市制施行70周年記念若手職員未来デザインチームは、28～38歳の職員を中心に構成され、30年後に100周年を迎える本市において、想定される課題の整理とそこから目指すべき将来世代やわたしたちの未来について議論を行いました。

その議論から、縮小する近未来を現実的に洞察したときに、今何を考えておくべきなのか、分野別に意見や考え方を共有する提言書（タイムカプセル）を作成し、「第6次結城市総合計画策定委員会」に提出しました。



⑤ - 3 若手職員未来デザインチーム委員名簿



■ 結城市制施行70周年記念若手職員未来デザインチーム 委員名簿

グループ	氏 名	所 属	氏 名	所 属
X	藤 井 優	秘書課	江 田 篤 史	水道課
	鈴 木 優 太	まちづくり協働課	湯 本 みな実	健康増進課
	山 室 和 也	農政課		
Y	伊 藤 健	総務課	阿 竹 駿 一	社会福祉課
	宮 田 洋 佑	契約管財課	大 川 ひとみ	学校教育課
	齊 藤 恵 理	子ども福祉課		
Z	小 貫 貴 弘	企画政策課	館 野 明 充	商工観光課
	富 田 真 史	財政課	林 智 生	商工観光課
	神 戸 美 奈	社会福祉課		

※「若手職員未来デザインチーム」の提言書等の詳細については、右記の二次元コードを読み取っていただくか、下記のURLを参照してください。

<https://www.city.yuki.lg.jp/shisei/keikaku/sougoukeikaku/6th/koukikihon/page009515.html>



6

施策・事業・指標一覧

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう【保健・福祉】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿
1-1	未来を担う子どもを育む環境づくり【児童福祉】	指標1 まちづくりの満足度－子育て環境（保育所、子育て支援施設等）の充実（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.25	3.5	3.75	① 地域と協働した子育て環境の充実
						② 保育環境の充実
						③ 妊産婦・子育て家庭への支援
						④ 経済的負担の軽減
						⑤ 児童虐待防止
1-2	健康長寿で安心できる暮らしづくり【健康・医療】	指標1 まちづくりの満足度－保健・医療対策（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.44	3.65	3.75	① 健康づくりの推進
						② 保健予防活動の充実
						③ 地域医療体制の充実
						④ 健康保険制度の適正運営
1-3	地域で支えあう福祉環境の充実【地域福祉／障害者（児）福祉／低所得者福祉／母子・父子福祉】	指標1 協議体参加者数（第1層、第2層延べ数）	2,001人	2,500人	2,500人	① 地域福祉の充実
		指標2 生活困窮者相談件数に対する一般就労者数割合	12.9%	15%	15%	② 障害者（児）福祉の充実
						③ 生活困窮者等への支援の充実



事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
1-1-①-1	●	1-1	放課後子ども教室推進事業	子ども福祉課	放課後子ども教室開設数	3 か所	3 か所	4 か所
1-1-①-2	●	1-1	放課後児童健全育成事業	子ども福祉課	実施箇所数	15 か所	14 か所	14 か所
1-1-②-1	○		民間保育所補助事業	子ども福祉課	実施箇所数	8 か所	8 か所	8 か所
1-1-③-1	●	1-1	地域子ども・子育て支援事業	子ども福祉課	ファミリー・サポート・センターの利用時間	633.5 時間	670 時間	670 時間
1-1-③-2	●	1-1	ママパパ子育て応援事業	子ども福祉課	利用者数	82 人／年	80 人／年	80 人／年
1-1-③-3	○		地域子育て支援センター運営事業	子ども福祉課	実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所
1-1-③-4	○		妊娠・出産包括支援事業	健康増進課	産後ケア利用者数	19 人	39 人	40 人
1-1-③-5	○		妊産婦・乳児健康診査事業	健康増進課	妊婦健康診査受診率	82.8%	85%	87%
1-1-③-6	●	1-1	こども家庭センター運営事業	子ども福祉課	相談窓口数	3 か所	3 か所	4 か所
1-1-③-7	○		乳幼児健康診査事業	健康増進課	受診率	97.5%	98%	99%
1-1-③-8	●	1-1	子育て世帯すこやか祝金支給事業	子ども福祉課	支給率	98.6%	100%	100%
1-1-④-1	●	1-1	少子化対策医療費助成事業	保険年金課	助成率	100%	100%	100%
1-1-④-2	●	1-1	不妊治療費助成事業	健康増進課	助成件数	20 件	20 件	20 件
1-1-④-3	●	1-1	学校給食センター運営管理事業 (学校給食費支援事業)	学校教育課	学校給食費支援率	100%	100%	100%
1-1-⑤-1	○		要保護児童対策事業	子ども福祉課	実務者会議開催回数	4 回／年	4 回／年	4 回／年
1-2-①-1	○		栄養改善・食育推進事業	健康増進課	教室開催回数	18 回	20 回	22 回
1-2-①-2	○		健康づくり団体活動推進事業	健康増進課	推進員数	64 人	64 人	64 人
1-2-①-3	○		健康づくりスタート応援事業	健康増進課	アプリ導入者数	890 人	1,000 人	1,100 人
1-2-②-1	●	1-3	健康診査事業	健康増進課	がん検診平均受診率	8.16%	8.57%	8.98%
1-2-②-2	○		予防接種事業	健康増進課	実施率	82.6%	92%	95%
1-2-③-1	○		緊急医療体制事業	健康増進課	救急搬送受入れ病院数(市内)	2 病院	2 病院	2 病院
1-2-④-1	○		特定健康診査等事業	保険年金課 健康増進課	特定健康診査受診率	30.4%	34%	36%
1-2-④-2	○		国保保健事業	保険年金課 健康増進課	ジェネリック医薬品の普及啓発活動	2 回	2 回	2 回
1-3-①-1	○		避難行動要支援者対策事業	社会福祉課	個別計画作成率	65.6%	75%	85%
1-3-①-2	●	1-3	生活支援体制整備事業	介護福祉課	第2層協議体開催回数	126 回	130 回	140 回
1-3-②-1	○		障害者相談支援事業	社会福祉課	相談者数	289 人	277 人	269 人
1-3-②-2	○		障害者社会参加促進事業	社会福祉課	各事業への参加者数	590 人	637 人	661 人
1-3-③-1	○		生活困窮者等自立相談支援事業	社会福祉課	支援者数	135 人	139 人	141 人

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう【保健・福祉】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿	
1-4	高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり【高齢者福祉】	指標1 要支援・要介護初認定 平均年齢	81.4 歳	81.5 歳	81.6 歳	①	高齢者福祉の総合的な推進
						②	地域包括ケアシステムの深化・推進
						③	介護予防の推進

2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう【都市・環境】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿	
2-1	コンパクトで魅力あるまちづくり【都市計画】	指標1 都市公園の住民1人当たりの敷地面積	7.01 ㎡	7.48 ㎡	7.51 ㎡	①	計画的な市街地の形成
		指標2 街並み・景観の美しさに関する満足度（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.33	3.33	3.33	②	公園・緑地等の整備と維持管理
						③	良好な景観形成
2-2	快適で住みやすいまちづくり【住環境／道路／公共交通】	指標1 土地区画整理事業地区内人口（南部・北西部地区）	13,187 人	13,200 人	13,200 人	①	良質な住宅地の整備
						②	道路ネットワークの形成



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
1-4-①-1	○		ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム整備事業	介護福祉課	設置台数	183 台	215 台	230 台
1-4-①-2	○		徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業	介護福祉課	協力事業所数	28 事業所	40 事業所	50 事業所
1-4-①-3	○		高齢者就労支援事業	介護福祉課	会員数	300 人	310 人	320 人
1-4-②-1	○		総合相談事業	介護福祉課	延べ相談件数	7,783 件／年	8,200 件／年	8,500 件／年
1-4-②-2	○		認知症総合支援事業	介護福祉課	認知症カフェ参加者数	515 人／年	500 人／年	500 人／年
1-4-②-3	●	1-3	在宅医療・介護連携推進事業	介護福祉課	参入・連携する医療機関数	10 機関	11 機関	12 機関
1-4-②-4	○		家族介護支援事業	介護福祉課	交流会開催数	9 回／年	9 回／年	9 回／年
1-4-②-5	○		地域自立生活支援事業	介護福祉課	延べ配食数	8,763 食／年	9,360 食／年	9,360 食／年
1-4-②-6	○		地域ケア会議推進事業	介護福祉課	地域ケア推進会議開催回数	1 回／年	1 回／年	1 回／年
1-4-③-1	○		健康教育事業	介護福祉課	講座・教室の開催数	1,153 回	1,185 回	1,185 回
1-4-③-2	○		地域介護予防活動支援事業	介護福祉課	養成員数	183 人	203 人	213 人
1-4-③-3	○		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	介護福祉課	ポピュレーションアプローチ実施箇所数	20 か所	23 か所	25 か所

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
2-1-①-1	○		都市計画マスタープラン改定事業	都市計画課	改訂(進捗率)	計画(0%)	完了(100%)	計画(0%)
2-1-①-2	○		地籍調査事業	土木課	地籍調査事業完了率	73.55%	76.31%	76.85%
2-1-②-1	○		都市公園整備事業(都市構造再編集集中支援事業)	都市計画課	整備(箇所数)	検討(0箇所)	調査(0箇所)	整備完了(1箇所)
2-1-②-2	●	2-2 3-3	山川不動尊あやめ園整備事業	都市計画課	整備(進捗率)	整備中(30.5%)	整備完了(100%)	活用(100%)
2-1-③-1	○		まちづくり活動推進事業	都市計画課	道路美装化	—	—	2 路線
2-2-①-1	●	3-1	土地区画整理事業(結城南部第二)	区画整理課	進捗率	97.8%	99%	99%
2-2-①-2	●	3-1	土地区画整理事業(結城南部第三)	区画整理課	進捗率	93.2%	98%	99%
2-2-①-3	●	3-1	富士見町土地区画整理事業	区画整理課	進捗率	87%	90%	92%
2-2-①-4	●	3-1	逆井土地区画整理事業	区画整理課	進捗率	97.5%	99%	99%
2-2-①-5	●	3-1	四ツ京土地区画整理事業	区画整理課	進捗率	87.3%	92%	94%
2-2-②-1	●	1-3	都市計画道路整備事業	都市計画課	整備	用地取得	用地取得	工事着工
2-2-②-2	○		市道 0109 号線舗装整備・街路灯 LED 化事業(都市構造再編集集中支援事業)	土木課	進捗率	0%	10%	50%
2-2-②-3	○		市道 0115 号線道路改良事業(市道 0115 号線～市道 0230 号線間)	土木課	進捗率	29.9%	100%	100%

2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう【都市・環境】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿	
2-2	快適で住みやすいまちづくり【住環境／道路／公共交通】	指標2 公共交通の利用者満足度 (結城市総合計画「市民意向調査」)	31.1%	38%	45%	③	良好な住環境の形成
						④	道路維持管理の充実
						⑤	公共交通ネットワークの充実
2-3	安全に暮らせるまちづくり【防災・防犯】	指標1 自主防災組織率	34.6%	38%	40%	①	防災対策の充実
						②	防犯対策の充実
		指標2 人口千人当たりの犯罪率	9.279%	6.000%	5.000%	③	交通安全対策の推進
						④	消防体制の強化
2-4	地球環境にやさしいまちづくり【環境共生／生活環境／上下水道】	指標1 一人1日あたりのごみ排出量 (資源物を除く)	630g	613g	604g	①	循環型社会の形成
						②	地球温暖化対策の強化
						③	生活環境の保全
						④	安全・安心な水道水の安定供給
						⑤	生活排水の適正な処理



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
2-2-③-1	●	1-3	市道整備事業	土木課	舗装整備率	65.2%	65.7%	66%
2-2-③-2	●	1-3	市道排水整備事業	土木課	排水整備率	25.5%	26.4%	26.8%
2-2-③-3	●	1-3	空家等対策事業	生活環境課 都市計画課	協議会開催数	0回/年	1回/年	1回/年
2-2-③-4	○		空家等解体費補助事業	生活環境課	解体補助件数	4件/年	5件/年	5件/年
2-2-④-1	●	1-3	市道舗装補修事業	土木課	生活道路の舗装 打替延長	1.39 km/年	1.60 km/年	1.60 km/年
2-2-④-2	●	1-3	市道舗装修繕事業	土木課	幹線市道の舗装 打替延長	0.09 km/年	0.40 km/年	0.40 km/年
2-2-④-3	○		橋梁維持補修事業	土木課	修繕必要橋梁数 (判定Ⅲ)	3橋	1橋	0橋
2-2-⑤-1	●	1-3	公共交通整備事業	企画政策課	巡回バス 年間利用者数	31,833人	34,500人	35,900人
2-3-①-1	○		総合防災訓練開催事業	防災安全課	訓練避難所数	3か所	15か所	21か所
2-3-①-2	○		災害情報伝達手段整備事業	防災安全課	拡声子局バッテ リー更新子局数	3か所	40か所	79か所
2-3-①-3	●	1-3	自主防災組織育成事業	防災安全課	補助金交付 団体数	2団体/年	2団体/年	2団体/年
2-3-①-4	○		住宅・建築物耐震改修事業	都市計画課	診断士派遣及び 改修助成件数	5件・0件	6件・1件	6件・1件
2-3-②-1	●	1-3	明るい地域づくり推進事業	防災安全課	防犯パトロール 回数	116回	120回	120回
2-3-③-1	○		施設管理事業（交通安全施設）	防災安全課	通学路街路灯 LED化率	95.2%	100%	100%
2-3-③-2	○		施設整備事業（交通安全施設）	防災安全課	通学路街路灯 設置数	1,269基	1,300基	1,310基
2-3-④-1	●	1-3	消防団活動事業	防災安全課	装備及び安全 対策等講習会	2回/年	3回/年	4回/年
2-3-④-2	○		施設等整備事業（消防団施設）	防災安全課	消防車両の 累計更新数	3台	4台	6台
2-4-①-1	○		資源物分別収集事業	生活環境課	リサイクル率	11.6%	13.8%	14.8%
2-4-①-2	○		ごみ減量化対策事業	生活環境課	件数	10件/年	10件/年	10件/年
2-4-②-1	○		地球温暖化対策事業	生活環境課	環境講座 開催回数	1回/年	2回/年	2回/年
2-4-②-2	○		地球温暖化対策事業	生活環境課	設置補助基数	0基	7基	7基
2-4-③-1	○		公害対策事業	生活環境課	公害に対する 苦情対応件数	63件/年	60件/年	60件/年
2-4-④-1	○		施設整備事業	水道課	更新機械整備数	12か所	30か所	44か所
2-4-④-2	○		配水管更新事業	水道課	石綿セメント管 残延長	24,468m	18,468m	15,468m
2-4-④-3	○		第4次拡張事業	水道課	対応件数	3件	11件	15件
2-4-④-4	○		効率的・効果的な事業運営	水道課	料金収納率	97.2%	99%	99.9%
2-4-⑤-1	○		合併処理浄化槽設置事業	生活環境課	設置補助基数	35基/年	47基/年	47基/年
2-4-⑤-2	○		汚水管渠建設改良事業	下水道課	供用開始区域 面積	842ha	865ha	876ha
2-4-⑤-3	○		雨水管渠建設改良事業	下水道課	整備延長	14,333m	14,500m	14,800m
2-4-⑤-4	○		処理場建設改良事業	下水道課	第1期計画機械 更新整備数	7か所	7か所	9か所

3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう【産業・観光】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿	
3-1	特色ある農業の振興と 活性化【農業】	指標1 農業産出額	1,582 千万円 (R5)	1,694 千万円	1,753 千万円	①	活力ある産地の育成
						②	担い手農業者の確保・育成・ 支援
		指標2 大規模農業経営体数	32 経営体	35 経営体	38 経営体	③	安定した経営基盤の構築
						④	環境にやさしい農業の推進
3-2	活力と創造力を育む商 工業の振興【商業／工 業】	指標1 製造品出荷額等 (経済構造実態調査)	259,267 百万円 (R5)	264,500 百万円	267,100 百万円	①	活力ある地域産業の振興
						②	中心市街地の活性化
						③	健全な消費生活の確保
						④	企業支援の推進
3-3	地域資源を活用したに ぎわいと交流の促進 【観光／シティプロモ ーション／伝統産業／ 地方創生】	指標1 常設観光地地点の 観光入込客数	111,875 人	250,000 人	250,000 人	①	地域資源を活用した観光の振 興
						②	シティプロモーションの推進
		指標2 社会増減数	190 人	250 人	290 人	③	伝統産業の振興
						④	関係人口の創出・拡大と移住 定住促進



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
3-1-①-1	○		農業再生対策事業	農政課	水陸田活用率	91.4%	95%	100%
3-1-①-2	●	2-1	農畜産物販売促進事業	農政課	農産物PR・販売促進活動回数	13回/年	12回/年	12回/年
3-1-①-3	○		農業振興事業(農林航空防除事業)	農政課	散布面積	586.1ha	586ha	586ha
3-1-①-4	○		有害鳥獣被害対策事業	農政課	アライグマ捕獲頭数	127頭	150頭	150頭
3-1-②-1	●	2-1	認定農業者等育成事業	農政課	認定農業者数	250人	246人	244人
3-1-③-1	○		農地集積・集約化対策事業	農政課	機構を通しての賃貸借面積	33.5ha	80ha	85ha
3-1-③-2	○		土地改良事業	農政課	多面的機能支払認定面積	765ha	770ha	775ha
3-1-④-1	○		園芸振興事業	農政課	廃プラ回収数量	165.46t	165t	165t
3-1-④-2	●	2-1	環境共生型農業推進事業	農政課	技術指導回数	0回	5回	10回
3-2-①-1	○		商工業振興事業	商工観光課	商工会議所会員数	1,055社	1,080社	1,100社
3-2-①-2	○		中小企業資金融資対策事業	商工観光課	自治金融審査件数	31件/年	40件/年	45件/年
3-2-①-3	●	2-2	地域経済活性化事業	商工観光課	商品・サービス開発数	—	1件/年	1件/年
3-2-②-1	●	3-1	中心市街地活性化事業	商工観光課	空店舗等活用事業補助金交付件数	3件/年	3件/年	3件/年
3-2-③-1	○		消費者行政事業	商工観光課	啓発活動回数	9回/年	11回/年	12回/年
3-2-④-1	●	3-2	企業誘致促進事業	商工観光課	交付件数	6社/年	6社/年	6社/年
3-2-④-2	●	3-2	工業団地整備推進事業	商工観光課	新工業団地整備状況	R7売買契約予定	立地企業工場施工着手	立地企業操業開始
3-2-④-3	●	3-2	雇用促進対策事業	商工観光課	就職情報交換会参加企業数	31社/年	35社/年	40社/年
3-3-①-1	●	2-2 3-3	観光振興事業	商工観光課	協会実施イベントの精査・調整	精査	精査して実施	精査して実施
3-3-①-2	●	2-2 3-3	観光情報発信事業	商工観光課	イベント実施回数	2回	2回	2回
3-3-①-3	○		結城蔵美術館運営事業	商工観光課 生涯学習課	来館者数	17,613人	18,000人	19,000人
3-3-②-1	●	2-2 3-3	シティプロモーション事業	秘書課	SNS投稿数(主要SNS4媒体の合計数)	526人	583人	630人
3-3-③-1	●	2-2	本場結城紬振興事業	商工観光課	補助団体数	6団体	6団体	6団体
3-3-④-1	●	3-1 3-3	移住・定住促進事業	企画政策課	お試し移住・合宿型ワーケーション等参加人数	21/人	30/人	30/人
3-3-④-2	●	3-3	地域おこし協力隊事業	企画政策課	協力隊活用事業数	1事業	3事業	3事業

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう【教育・文化】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿	
4-1	地域への愛着と誇り、 「生きる力」を育む教育環境づくり【学校教育】	指標1 全国学力・学習状況調査質問紙 「将来の夢や希望をもっていますか」	78.25%	80%	80%	①	学校教育の充実
		指標2 まちづくりの満足度－地域資源（結城紬や農業）を活用した特色ある教育（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.05	3.15	3.25	②	安心して学べる学校づくりの推進
						③	魅力ある教育の推進
4-2	生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造【生涯学習／地域教育／青少年の健全育成／芸術・文化】	指標1 まちづくりの満足度－生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会（結城市総合計画「市民意向調査」）	2.84	3.2	3.4	①	自ら学ぶ機会と地域教育体制の充実
						②	青少年の健全育成
		指標2 まちづくりの満足度－学校教育や青少年の健全育成（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.55	3.6	3.7	③	芸術文化を楽しむ機会の充実
						④	郷土の文化財の保存と活用



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
4-1-①-1	○		社会人T T等配置事業	学校教育課 教育支援課	配置人数 (T T・支援員)	5人・35人	5人・35人	5人・40人
4-1-①-2	○		水泳学習指導民間委託事業	学校教育課	実施校	3校	3校	5校
4-1-①-3	●	1-2	小中学校I C T整備推進事業	教育支援課	端末利用率 (毎日)	児童 8% 生徒 14%	児童 30% 生徒 50%	児童 50% 生徒 80%
4-1-①-4	○		学校給食センター運営管理事業 【再掲】	学校教育課	地産地消献立 の実施	23回/年	23回/年	23回/年
4-1-①-5	○		コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課	参画の達成度	—	60%	80%
4-1-②-1	○		小中学校施設整備事業	学校教育課	設置数	0校	3校	12校
4-1-②-2	○		小中学校適正配置等推進事業	学校教育課	適正配置 計画策定	策定 (R4.3)	策定	見直し
4-1-②-3	●	1-2	結城南中学校区新設校建設事業	学校教育課	学校設置数	0校	1校	1校
4-1-②-4	○		児童生徒自立支援事業	教育支援課	S S W及び 生徒指導相談員数	5人	6人	6人
4-1-②-5	○		地域未来塾運営事業	生涯学習課	開催回数	53回/年	55回/年	55回/年
4-1-②-6	○		入学祝品支給事業	学校教育課	給付率	100%	100%	100%
4-1-②-7	●	3-1	奨学金貸付事業	学校教育課	制度利用者 定住化率	—	60%	60%
4-1-③-1	●	1-2	英語学習推進事業	教育支援課	授業時間数 (1学級当たり)	小(高)70時間 中(全)70時間	小(低)10時間 小(中)35時間 小(高)70時間 中(全)70時間	小(低)10時間 小(中)35時間 小(高)70時間 中(全)70時間
4-1-③-2	○		読書活動奨励推進事業	教育支援課	達成率	小 33.8% 中 9.7%	小 35% 中 10%	小 35% 中 10%
4-1-③-3	●	1-2	ふるさと学習推進事業	教育支援課	参加者	中学2年生 全員	中学2年生 全員	中学2年生 全員
4-1-③-4	●	1-2	プログラミング学習推進事業	教育支援課	実施学級	小学4～6 年生全学級	小学4～6 年生全学級	小学4～6 年生全学級
4-2-①-1	○		公民館運営事業	生涯学習課	延べ参加者数	1,213人/年	1,240人/年	1,250人/年
4-2-①-2	○		公民館整備事業	生涯学習課	施設連携数	2件	3件	4件
4-2-①-3	○		家庭教育支援事業	生涯学習課	募集型家庭教育 学級参加者数	25回	30回	35回
4-2-①-4	○		市民情報センター・ゆうき図書館 管理運営事業	生涯学習課	施設利用者数	265,008 人/年	270,000 人/年	280,000 人/年
4-2-②-1	○		青少年相談員設置事業	生涯学習課	街頭巡回回数	57回	60回	60回
4-2-③-2	○		青少年教育推進事業	生涯学習課	支援事業数	10回/年	10回/年	10回/年
4-2-③-1	○		市民文化センター管理運営事業	生涯学習課	文化施設 利用者数	76,474人	110,000人	150,000人
4-2-③-2	○		文化振興事業	生涯学習課	文化協会加盟 団体・個人数	38団体・人	38団体・人	38団体・人
4-2-④-1	○		結城廃寺跡整備事業	生涯学習課	史跡整備状況	整備	整備	整備
4-2-④-2	○		文化財保護事業	生涯学習課	指定文化財・国登 録有形文化財件数	139件	139件	140件

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう【教育・文化】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿	
4-3	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進【スポーツ・レクリエーション】	指標1 まちづくりの満足度－生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会【再掲】（結城市総合計画「市民意向調査」）	2.84	3.2	3.4	①	スポーツ参画人口の増加と環境整備
		指標2 スポーツ推進委員の確保	19人	20人	20人	②	スポーツ活動を推進する人材の育成・支援
4-4	多様性を尊重し合える社会づくり【男女共同参画・人権／国際交流・多文化共生／地域間交流】	指標1 「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識を持たない割合	70.4%	70.7%	71%	①	人権尊重のまちづくりの推進
						②	男女共同参画社会の実現
		指標2 まちづくりの満足度－多文化や多様性を認め合う住民の意識啓発（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.56	3.6	3.7	③	多文化共生社会の実現
						④	地域間交流の促進



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
4-3-①-1	○		イベント・大会開催事業	スポーツ振興課	スポーツレクリエーション祭参加人数	395 人	400 人	400 人
4-3-①-2	○		スポーツ施設管理運営事業	スポーツ振興課	運動施設の利用者数（鹿窪運動公園・紬の里結城パークゴルフ場）	166,946 人／年	175,200 人／年	184,000 人／年
4-3-②-1	○		スポーツ活動支援事業	スポーツ振興課	市内スポーツイベント協力者数	279 人／年	300 人／年	310 人／年
4-3-②-2	○		部活動の地域展開	スポーツ振興課 生涯学習課	地域展開部活数	0	20	30
4-4-①-1	○		人権教育推進事業	生涯学習課 人権推進課	人権講演会等の開催回数	2 回	2 回	2 回
4-4-②-1	○		男女共同参画推進事業	人権推進課	講座・講演会実施回数	8 回	8 回	8 回
4-4-③-1	○		多文化共生推進事業	企画政策課	啓発・交流イベントの開催回数	3 回／年	4 回／年	5 回／年
4-4-③-2	●	1-3	外国人一元的相談窓口設置事業	企画政策課	一元的相談窓口の相談件数	5,812 件／年	6,650 件／年	7,050 件／年
4-4-④-1	●	5-1	友好都市交流事業	生涯学習課	相互交流・研修等実施日数	9 日間	9 日間	9 日間

5 みんなの協働で進める持続可能な行政を目指そう【協働・行政】

基本施策		施策名		行革推進項目名
5-1	市民と行政がともに支えあう体制づくり【市民参加／情報発信・公開／広聴広報／コミュニティ／ボランティア】	①	協働・共創のまちづくりの推進	市民協働の推進
				民間との連携・協働強化
		②	広聴広報の推進	情報発信の強化 市民本位の行政サービスの提供
		③	市政への参画機会の確保と透明性の向上	開かれた行政運営の推進
5-2	自立した行政経営の構造づくり【行財政運営／広域連携】	①	行財政運営の効率化と公共施設マネジメント	合理的な政策立案と効率的な行財政運営の推進
				民間活力の利活用の推進
		②	自主財源の確保と経費削減合理化等による財政の健全化	幅広い手法による財源の確保
				財政健全化に向けた取組強化
		③	人材の育成と挑戦する組織づくり	市民に信頼される人材の育成
				多様で柔軟な働き方の推進
		④	出資団体の適正化と広域行政の推進	挑戦する組織づくり
				出資団体改革の推進 広域行政の推進
5-3	情報化社会に対応した行政サービスの向上【行政サービス／情報化／個人情報保護】	①	マイナンバーカードの利活用	マイナンバーカードによる利便性の向上
		②	行政サービスの充実と個人情報の安全管理の強化	多様な行政窓口の実現
				情報セキュリティの強化推進
		③	生成AIやICTの積極的な活用による生産性の向上	新技術の導入とICT活用による生産性の向上
				アナログ的手法を前提としているルールの見直し



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	取組内容	担当課
5-1-①-1	●	2-3	市民参画・市民活動支援事業	まちづくり協働課
5-1-①-2	●	2-3	環境美化パートナーシップ事業	まちづくり協働課
5-1-①-3	●	5-1	包括連携協定の充実と連携企業等の拡大	企画政策課
5-1-①-4	－		民間企業やNPO等との協働事業の推進	まちづくり協働課
5-1-①-5	－		市民活動団体の育成	まちづくり協働課
5-1-②-1	－		SNS等を活用した情報発信	秘書課
5-1-②-2	－		市長との意見交換会の開催	秘書課
5-1-③-1	－		パブリックコメント制度等の充実	企画政策課
5-1-③-2	－		公募・女性委員の積極的な登用	人権推進課
5-2-①-1	－		行政評価事業	企画政策課
5-2-①-2	－		公共施設マネジメント事業	契約管財課
5-2-①-3	－		指定管理者制度の導入の推進	行革・デジタル推進課
5-2-①-4	－		民間委託やPFI等の民間活力導入の調査・研究	行革・デジタル推進課 契約管財課
5-2-②-1	●	3-2 3-3	ふるさと結城応援寄附金推進事業	商工観光課
5-2-②-2	●	3-2	企業版ふるさと納税事業	企画政策課
5-2-②-3	－		市税等の収納率の向上	収納課
5-2-②-4	－		ネーミングライツの推進	行革・デジタル推進課
5-2-②-5	－		公営企業会計の健全化の推進	水道課 下水道課
5-2-③-1	○		職員研修事業	総務課
5-2-③-3	－		労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進	総務課
5-2-③-3	－		ワークライフバランスの推進	総務課
5-2-③-4	－		定員管理計画の管理	総務課
5-2-③-5	－		組織のスクラップアンドビルド	総務課
5-2-③-6	－		職員提案制度の推進	企画政策課
5-2-④-1	－		出資団体のあり方の見直し	行革・デジタル推進課
5-2-④-2	●	5-1	定住自立圏構想の推進	企画政策課
5-3-①-1	○		コンビニ証明書交付事業	市民課
5-3-①-2	●	4-1	PMH（パブリック・メディカル・ハブ）の活用	保険年金課 社会福祉課 健康増進課
5-3-②-1	●	4-1	市民行政サービス窓口の充実	市民課
5-3-②-2	●	4-1	電子申請の充実	行革・デジタル推進課
5-3-②-3	－		情報セキュリティ対策の実施	行革・デジタル推進課
5-3-③-1	－		ICT技術の活用推進 （生成AIの導入等）	行革・デジタル推進課
5-3-③-2	－		電子決裁の拡充	総務課
5-3-③-3	●	4-1	アナログ規制の見直し	行革・デジタル推進課

あ

- I o T (Internet of Things : モノのインターネット) [P. 19, 23, 122]
身の回りにある住宅・建物、車、家電製品、電子機器等をインターネットでつなぎ、遠隔から相互に認識や制御を可能とする技術のこと。
- I C T (Information and Communication Technology)
[P. 31, 84, 85, 87, 100, 103, 108, 132, 133, 134, 141, 147]
情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。
- アウトリーチ [P. 57]
「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、支援や情報が必要な人が居る場所に出向いて働きかけること。
- アセットマネジメント (資産管理)
[P. 78, 81, 82]
公共施設等を資産ととらえ、中長期視点からその損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。
- アンコンシャス・バイアス [P. 115]
「無意識の思い込み」を指し、性別や年齢、学歴などに基づく固定観念により、知らず知らずのうちに物事について偏った見方をしてしまうこと。
- E B P M (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案)
[P. 127, 128]
経験や勘に頼るのではなく、データや統計などの客観的な根拠 (エビデンス) に基づいて政策を立案・実行・評価すること。
- 育成就労制度 [P. 115]
我が国の人手不足を解消するため、海外からの人材の育成・確保を目的とする新たな制度のこと。

- 石綿セメント管 [P. 81]
石綿繊維 (アスベスト) の重量1に対してセメント5を混合した材質で製造された水道管のこと。厚生労働省では、アスベストは、呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定はない。
- イノベーション [P. 23, 146]
生産技術の革新・新機軸だけでなく、新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。
- インクルーシブ教育 [P. 100, 104]
障害の有無や国籍、人種、宗教、性別などの違いにかかわらず、すべての子どもが分け隔てなく、同じ環境で共に学び合う教育のこと。
- A R (Augmented Reality : 拡張現実)
[P. 30]
現実世界にデジタル情報 (画像、動画、3次元モデルなど) を重ね合わせて表示する技術のこと。
- A I (Artificial Intelligence : 人工知能)
[P. 19, 23, 29, 84, 87, 89, 100, 108, 122, 132, 134, 139, 147]
人間の知能や行動をコンピュータプログラムで再現した技術や機械のこと。
- A L T (Assistant Language Teacher)
[P. 105, 141]
日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国語指導助手のこと。
- S N S (Social Networking Service)
[P. 19, 25, 42, 74, 115, 120, 124]
インターネットを介し、共通の趣味や仕事などを持つユーザー同士が集まり、意見の交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスのこと。

- SDGs (Sustainable Development Goals) [P. 23]
持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) のことで、17のゴール・169のターゲットから構成された、2030 (令和12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。
- NPO (Non Profit Organization: 民間非営利団体) [P. 23, 26, 124, 125, 144, 148]
特定非営利活動促進法に基づき認証された特定非営利活動法人及び法人格の有無にかかわらず一定の公益的な目的を有する社会貢献活動団体のこと。宗教活動や政治活動を主な目的として行う団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まない。
- オーバーツーリズム [P. 30]
特定の観光地に観光客が過度に集中し、地域住民の生活や環境、景観に悪影響を及ぼす現象のこと。
- 温室効果ガス [P. 19, 78]
人間活動によって増加した温室効果の性質をもつ気体 (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等) のこと。

か

- カーボンニュートラル [P. 19, 78]
温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いた合計を実質ゼロにすること。
- かかりつけ医 [P. 43]
健康に関することを日常的に何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと。
- 合併処理浄化槽 [P. 77, 78, 79, 82]
し尿と生活雑排水 (台所、風呂、洗濯等に使用した水) をまとめて処理する浄化槽。
- 関係人口 [P. 93, 94, 96, 97, 143, 145, 146]
特定の地域やその地域の人々と継続的に多様な形で関わる人々のこと。

- QOL (Quality of Life) [P. 54]
「生活の質」、「人生の質」などと訳され、肉体的な健康だけでなく、精神的、社会的、経済的な状況を含めた、生きる上での満足度や幸福感を指す主観的な概念。
- 協議体 [P. 50, 142]
ボランティア、町内会、自治会、民生委員児童委員など多様な主体が、定期的集まり地域の情報供給と連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。
【第1層協議体】
第2層協議体で協議した内容や市全体で取り組める活動などを協議する場、また、必要に応じて市に提案することを検討・考える場。
【第2層協議体】
身近な地域での助け合い活動など取り組めることを協議する場、また、課題や資源の情報を集めたり、解決策を考える場。
- 共創 [P. 125]
多様な主体のノウハウや活力を結集して、新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていくこと。
- 協働 [P. 2, 21, 23, 25, 32, 38, 48, 49, 56, 60, 61, 62, 72, 79, 100, 121, 122, 124, 125, 126, 144, 148]
市民、企業・団体、行政など様々な主体が、それぞれの特性や強みを生かして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。
- グリーンイノベーション [P. 19]
低炭素社会の実現に向けた環境・資源・エネルギー分野における技術革新のこと。
- グリーンインフラ [P. 19]
自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。
- グローバル化 [P. 20, 31, 89, 102, 121, 141]
社会的あるいは経済的な連関が、国や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化をもたらす現象のこと。

● 権利擁護 [P. 51]

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明すること。

● 公債費 [P. 127]

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

● 国土強靱化 [P. 76]

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

● コンパクトな都市構造 [P. 61]

高度成長期以降、モータリゼーションの進展により、外延部への市街化が急速に進行したことにより発生した中心市街地の空洞化、環境問題などの都市問題に対して、持続可能な都市を形成するため市街地を集約化した都市構造のこと。

● コンパクト・プラス・ネットワーク

[P. 22]

人口減少や少子高齢化に対応するため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を集約・誘導し、人口を集積させるとともに、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進すること。

さ

● 再生可能エネルギー [P. 78, 80]

石炭や天然ガスなど有限なエネルギーではなく、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の自然界に常に存在するエネルギーのこと。

● サプライチェーン [P. 20]

製品の原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。

● 指定管理者制度 [P. 108, 109, 120]

公共施設の管理運営に一定の権限を与えて、民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上やコストの削減を図っていくこと。

● シティプロモーション

[P. 7, 27, 30, 93, 97, 143, 146]

交流人口や定住人口の拡大、イメージアップを図るため、まちの魅力を発掘・創出し、効果的に発信すること。

● シビックプライド [P. 93]

自治体や地域に対する誇りや愛着、地域に貢献する意識のこと。

● 重要無形文化財 [P. 9]

能楽・文楽・歌舞伎・音楽などの芸能や、陶芸・染織・金工などの工芸技術などの無形の文化的所産のうち、特に我が国において、歴史上及び芸術上価値の高いものを指す。

● 集落営農 [P. 87, 143]

集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

● 循環型社会 [P. 19, 29, 77, 78, 79, 80]

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことで、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

● 生涯学習 [P. 7, 26, 27, 31, 106, 110]

一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上を目指し、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のこと。

● 消費生活センター [P. 89, 90, 92]

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理をする体制・施設のこと。

● 将来人口 [P4]

将来の出生、死亡、人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したもの。

● 食育 [P. 43, 45, 101]

食は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに様々な経験を通じて知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

● 新エネルギー [P. 80]

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。

● スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ） [P. 104]

児童生徒の学校や家庭環境の問題に対処するため児童相談所等の関係機関と連携し、教員を支援する福祉と教育面の専門家のこと。

● スクラップアンドビルド [P. 122]

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、既存事業の見直しを行い、役割を終えていると考えられるものは廃止・縮減し、それによって生み出された財源を新しい事業に振り向ける手法。

● スマートエネルギー [P. 19]

省エネルギー・再生可能エネルギーの推進や、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により、地域における低炭素・自立分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの需給構造の最適化と安定供給を図ること。

● スマート農業 [P. 30, 84, 85, 87]

ロボット、ＡＩ、ＩｏＴなどの先端技術を農業に活用し、省力化、生産性向上、高品質生産を目指すこと。

● 生活困窮者 [P. 28, 48, 49, 51]

経済的に困窮しており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

● 生活支援コーディネーター [P. 50, 142]

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者のこと。

● 生成ＡＩ [P. 132, 134]

テキスト、画像、音声、動画などの新しいコンテンツを自動で生成できる人工知能のこと。

● 性的少数者（ＬＧＢＴＱ等） [P. 21, 31, 115]

同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害など「性的指向」や「性自認」が多数派と異なる人々のこと。

● セーフティネット [P. 20]

最低限の日常生活を継続させる社会保障制度。第一が雇用保険等失業に対する給付。第二が生活保護に至る前段階で利用する生活困窮者自立支援制度。第三として生活保護制度がある。

● ゼロカーボンシティ [P. 19, 78, 80]

脱炭素社会の構築に向けて、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すことを表明した自治体のこと。

● 戦略作物 [P. 86]

国内の食料自給率を高めるため、国が生産を奨励している麦・大豆・飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、稲発酵粗飼料（ＷＣＳ）用稲、加工用米などの作物。

● 総合型地域スポーツクラブ [P. 111]

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供し、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

● Society 5.0 [P. 19]

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

た

- 耐震診断 [P. 74]
既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断すること。
- ダイバーシティ [P. 2]
「多様性」を意味し、人種、性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向、価値観など、さまざまな違いを持つ人々が共存する状態のこと。
- 第4次産業革命 [P. 19, 26]
IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）、ビッグデータの活用によりもたらされる技術革新のこと。
- ダイバーシティ・アンド・インクルージョン [P. 21, 31]
性別、年齢、国籍、価値観などの多様な背景を持つ人々が互いを認め合い、尊重し、それぞれの能力を発揮できる状態を目指すこと。
- 多文化共生 [P. 7, 27, 31, 111, 115, 118, 141]
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- 地域共生社会 [P. 49, 53]
制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
- 地域幸福度（Well-being） [P. 2]
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることで、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感（Well-being）」を共通の指標で数値化・可視化したもの。

- 地域資源 [P. 4, 7, 29, 30, 43, 60, 61, 89, 91, 93, 96, 105, 143, 144, 145]
自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。
- 地域包括ケアシステム [P. 53, 54, 55]
介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも健康的で自分らしい生活を営めるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となってバックアップする仕組み。
- 地方創生 [P. 7, 27, 127, 136, 137, 139]
地方の人口減少と東京圏への人口一極集中を是正し、地方が持続可能かつ自律的に発展していくことを目的とした取組を指す。
- 地方分権 [P. 22, 121, 127, 130]
国の権限や財源を自治体（都道府県や市町村）に移して地方の自主性・自立性を高めることにより、自らの地域のことはその地域に暮らす住民が主体的に決定し、取り組めるようにする仕組みのこと。
- 中核都市 [P. 9]
都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市あるいは、自治体の行政区域内にある業務地区のこと。
- DX（Digital Transformation） [P. 19, 25, 30, 31, 32, 122, 132, 134, 147]
IT技術の発達と社会への浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良いものへと変革させること。
- ティームティーチング（TT） [P. 103]
複数の教師が役割を分担し、連携・協力して行う指導法のこと。一人の教師が全面的に指導するより、多角的・多面的な指導ができる。

- 定住自立圏 [P. 127, 131, 148]
地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。人口5万人程度以上で昼間人口が多い都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わりが深い「周辺市町村」と協定を締結し、定住自立圏を形成する。中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICTインフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む。
- デジタルデバイド [P. 133]
インターネットやデジタル技術を利用できる人とそうでない人との間に生じる情報格差のこと。
- デジタルリテラシー [P. 127]
デジタル技術を十分に理解し、効果的に活用するための知識やスキル、順応性のこと。
- テレワーク [P. 22, 130]
「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方（在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務等）のこと。
- 土地区画整理事業 [P. 16, 60, 64, 65, 66, 67, 81, 89, 145]
都市計画区域内で、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。
- ドメスティック・バイオレンス（DV） [P. 117]
一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な

- ネーミングライツ [P. 120, 129]
公共施設に企業名やブランド名を含む愛称を付ける権利のこと。
- ニューノーマル [P. 2, 20]
新型コロナを契機として生まれた、新しい常識や生活様式のこと。

- 農業集落排水 [P. 77, 78, 79]
農業振興地域内の集落を対象とした生活排水浄化施設。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的とする。

は

- パブリックコメント [P. 124, 126]
行政機関が政策に関する計画や条例などを策定・改廃をするとき、原案を公表し、市民などから意見を求め、その内容を考慮して決定する制度。
- バリアフリー [P. 64, 65, 66]
障害者や高齢者の交通などに関する障壁（バリア）を取り除くこと。
- PFI（Private Finance Initiative） [P. 32, 128]
PPPの取り組みの一つで公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。
- PMH（Public Medical Hub） [P. 133, 147]
介護保険、予防接種、母子保健（乳幼児健診、妊婦健診）、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムのこと。
- BPR（Business Process Re-engineering） [P. 130, 134]
業務プロセスを根本から見直し、再構築する取り組みのこと。
- PPP（Public Private Partnership） [P. 32, 128]
公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。指定管理者制度や包括的民間委託、PFIなど、様々な方式がある。

- 非正規労働者 [P. 20]
パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託等の正規労働者以外の労働者。

- ビッグデータ [P. 19, 23, 122, 128]
既存の一般的な技術では管理や分析が困難だった大量のデータ群。技術の発達によってビッグデータの利用・分析が可能となり、社会の問題を解決に導くような知見を得たり、新たな仕組みを生み出したりすることが可能となった。

- 5 G（第5世代移動通信システム） [P. 122]
高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続などの条件を満たした、第5世代移動通信システムのこと。

- ファミリー・サポート・センター [P. 41, 140]
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整する組織のこと。

- VR（Virtual Reality：仮想現実） [P. 30]
コンピューターによって作られた仮想空間を、あたかも現実であるかのように体験できる技術。

- フィルムコミッション [P. 95, 144, 146]
映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関のこと。

- 扶助費 [P. 127]
社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず対象者に対して支給される経費。

- フレイル [P. 53, 57]
健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢や病気により身体的機能や認知機能等の心身の活力が低下している状態。

- ポストコロナ時代 [P. 19, 30]
新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる生活様式や働き方の変化、価値観の変化などを経て、従来とは異なる新しい社会のあり方や世界観が定着した時期を指す言葉。

- 保留地 [P. 67, 145]
土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち、一部を換地として定めないで、事業費に充当するために売却したり、一定の目的に使用するために施行者が確保する土地のこと。

ま

- マスタープラン [P. 60, 62, 63, 67]
全体の基本となる計画または設計。

- 見世蔵 [P. 9, 14, 60, 63, 93, 96]
日本の伝統的な建築様式のひとつで、外壁を土壁として漆喰などで仕上げられた土蔵造り・蔵造りなどといわれる建物で、店舗と住居を兼ねるもの。

や

- U I J ターン [P. 89, 93]
大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

- ユニバーサルデザイン [P. 25, 32]
年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なように、はじめから利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

- ユネスコ無形文化遺産 [P. 9, 14]
ユネスコにおいて無形文化遺産とする「慣習・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具・物品・加工品及び文化的空間であって、社会・集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認められたもの」のこと。

ら

- ラーケーション [P. 97]
「学習（ラーニング）」と「休暇（バケーション）」を組み合わせた造語で、こどもが保護者とともに、学校外での体験や学びを目的として休暇を取得すること。
- 6次産業化 [P. 84, 85, 86, 143]
1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等との総合的かつ一体的な推進を図り、生産、製造、流通、販売等が連携することで、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。
※6次は1次×2次×3次で、産業の融合を図り新たな価値を生み出すこと

わ

- ワークライフバランス [P. 20, 115, 130]
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
- ワーケーション [P. 30, 97, 145, 146]
「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地等の普段の職場とは異なる場所で、リモートワーク等を活用しながら余暇を楽しむ働き方のこと。

第6次結城市総合計画後期基本計画

2026（令和8）年3月発行

発行／結城市

〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目3番地

Tel 0296-32-1111（代表）

<http://www.city.yuki.lg.jp>

編集／結城市企画財務部企画政策課

第6次結城市総合計画後期基本計画

令和8年3月 結城市